

(史料) 名所・旧跡  
——近世地誌・紀行編——

# 山・原・野・杜

大 和 三 山

〔南都名所集〕

延宝三年  
村井道弘

天香久山 奈良より南六里

『風土記』にはく、天上に山あり、地にくだりて一片は伊予国に有り。一片は大和国に有り。天香久山これなり。『奥義抄』にはく、天照太神あまの岩戸に籠らせたまひしとき、国のうちとこやみと成りければ、万の神々たちあつまりて、あまのかぐ山の銅をとりて日像の鏡を鑄て、かぐ山の真賢木マサカキの上枝には玉をかけ、中枝には鏡をかけ、しもつえだには青和幣アヲヒ・白和幣をかけて、神楽を奏したまふ。その時天照太神、岩戸をひらきて、あら面白やとのたまひける時、手力雄の神、岩戸を引きひらきていだしたてまつりたまひけるとなり。

『歌枕』

岩戸明けておもしろといふためしにやあまのかぐ山月は出づらん

香久山には興善寺文殊院といふ寺あり。その辺にて尋ねればかくれなし。天磐戸はこの寺の西の方一町余り行きて南浦といふ所にあり。

散るおとやせん香久山のはなざくら

畝傍山は神武天皇の都の跡なり。すなはち御陵のしるしに石あり。所の石は神武田と云ふ。己未のとし十月に日向国宮崎の郡より、この地に帝都を建てて橿原の宮と名づけたまへり。この山を俗には慈明寺山といふなり。

耳梨山もこの辺なり。所には天神山といふ。またかつらごの池といふ所あり。『歌林良材集』にははく、むかし大和国に三人の男ありて、一人の女を思へり。その女の名を纒かつらご児といへり。この女おもへらく、一女の身きえやすき事露のごとし。三雄の心ざしはたひらぎがたき事石のごとしといひて、つひにこの池に行きて身をなげてうせぬ。その時三男かなしみにたえずしてよめる歌、

『万葉』十六

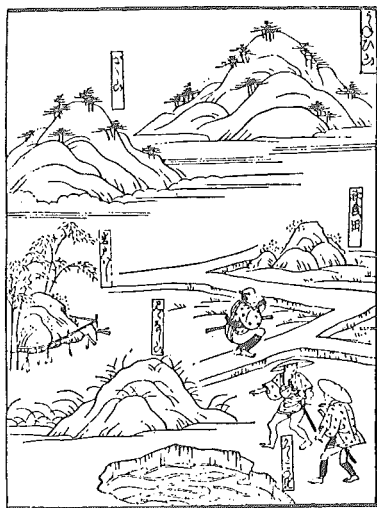
みみなしの池しうらめしわぎも子がきつつかくれば水はひななん

同

足引きの山かつらの子けふ行くと我につげせばかへりこましを

同

足引の山かつらの子けふのごといづれのくまをみつつきにけん



うねび山 かぐ山 神武田 岩戸いし  
みみなし山 かつらごの池

香久山・耳梨山・畝傍山を三つの山といふなり。

〔和州旧跡幽考〕 元禄五年  
且原篤信

### 三 山

美豆山とも、澄月歌枕曰、高山其読子細あるか、天香久山・畝火山・耳梨山是を三山といへり。

<sup>万葉</sup>高山は雲根火雄男志と耳梨とあひあらひき神代よりかゝるにあらしいにしへもしかにあれこそうつせみも妻をあひ

みつらしき 近江宮  
天皇

### 反 歌

<sup>同</sup>高山とみゝなし山とあひし時たちて見にこしいなひ国はら

〔二十二社参詣記〕 享保三年  
度會延賢

三輪は城上郡なり、一鳥居西面、拜殿ばかり正殿なし、拜殿も西面なり、拜殿のうしろに鳥居あり、三ツの鳥居といふ、二鳥居より西の方に、山二ツ見ゆる、南の方の山をむね山といふ、北の方の山を山ぼ山といふ、

〔土産枝折〕 元文三年  
中尾含真

道より少し南の畑の中に入鹿大臣の石塔あり。飛鳥村民屋多し、飛鳥寺ある。飛鳥明神の社有。街道より左手の向ふに天の香久山見ゆる。

此山はさながら名所くさければ

哥人はさぞや鼻でかく山

含真

曰うけよし笠も合羽も旅衣

かけてほしたり雨具かく山

古溪

耳無山、里人此山を天神山といふ。

耳なしの山はつんばであらばとそ

よく聞へたる名所なりけり

含真

畝傍山、里人此山をじめやうじ山といふ。住吉明神の祭礼に、此山の土を少し取に來りてまつりを渡すといふ。

引廻しぐるりは田地ちよろつほりと

実にもはたけの畝傍山

古溪

此山々外の山につゞかす、三つ聳ちてかなへのばし、故に是を大和の三ツ山といふ。飛鳥より阿部まで來る道の左に

見ゆる。高市郡  
是まで

〔大和話〕 江戸後期  
内閣文庫

一高市郡醍醐村ニ止宿ス此所ヨリウネヒ山へ三拾町カク山へ三拾町耳ナシ山里俗ニハ天神山トイフ六町トイフウネヒ山ノ土ヲ住吉ノ

モノ毎年作方ノ願ノタメニ少シツ、取行トソ又土人ハ病氣ノ願カケセルニ外々ヨリ土ヲ持行神前ノ山々へ置ケルヨシヲ

聞クカ、レハ右ニ反セル自然ノナラハセニヤ此三ツ山ヲモテ國中ノミツ山トテ鼎足ノ如ク平地ニ獨立セルハナレ山ナリ

〔岩橋の記〕

天明八年  
上田秋成

〔上略〕こゝより天のかく山分けみむとて、初瀬河の末をわたり、桜井のうま屋を北西に横をれて安倍の文珠〔殊〕にまうづ。こゝの岩屋の事、又是より三つ山の事、初瀬飛鳥わたり吉野山の枝折ことゞ、いにしへを引き出でて今のうつゝにかうがへ、或はたがへるをろうじなどしたる菅笠の記とか、伊勢人の書きし物をさきに見しが、世につばらかにもるゝ事無くしるされたるには、野べの新草つかみじかき筆して、などやまなび出でん。其人は御国のふりたる事どもをあなぐりとめて、天の下の物識になんおはせりき。さればよ、旅ゆき人の日記てふ物には、いみじきまめ文也けり。さてあめのかく山もとめ煩ふて、やゝたどりく上るに、苦しからぬ山路なれば、むべもいにしへの大君達の国見し給ふべき尾のへ也けり。峯とおぼしき所には松二もと三本たてるのみにて、なべてない鎌の痕を浅ましげなるしもと原なりけり。山の尾は東につゞきたれば其かたは見えず。畝火山西にそびえ立ちて神々し。耳成山は北に立ちて此山と足がなへなせば、三つ山の名はおへる也けり。北にむきて東の方を見渡せば、三和山〔嶺〕、布留の山、高円、春日の峯々たゝなはれり。西は高間、葛城、二神〔上〕、竜田、いこま根、さすがに打霞めり。かへり見れば鷹むち山の尾つゞき遠からず望まるゝ。北は天さかる限りも知らずはるけきに、畠津物のくさゞゝ色をこきませて、国原を縫ひ織りしたるがおかし。けふの日暮しながむとも飽く時あらじとなん覺ゆ。

わけ登る けふの願ひの 年月を 思へば久し 天の香久山。

蕨つみはやす里の子等に道びかれて南にくだり、かの鷗たちたつ海原は跡だにそれかと思ふも見えず。藤原の都は此山と畝火とのあひだに、木の本、柏手〔贈志〕などよぶ里のあたりや其跡ならん。池は必ず大宮の東、北麓にも在りつらんと、加茂〔真淵〕の

翁はいはれし。今も池内、池尻など云ふ里の名の残れど方を指すに国形いにしへならず思ふ。そも埴安の池のあせての世に呼び初めつらむを、世のみだれにあへば、人住みかふるものから、里の名も俱にもて運ばるゝぞとおぼゆかし。さて此埴安の池といふは、いにしへ推古のおほん世に掘らせ玉ひし藤原の池とひとつ事にやあらぬ。山をくだりて鏡の池といふぞかの池ののこれる也と。並河の翁(誠所)のしるされしかど、伊勢人はうけられぬぞよしあるか。久しき代の事はいつはりなる話のみ多ければ、なべて信じがたきものぞかし。こゝより畝傍山ゆきて見まく思ふを、忠(マツ)なほ今日はいたく疲れ玉へば、又の命にかこつけて、あすかのふる郷をさす。田中に金堂、講堂の跡とて、草むしたる礎あり。寺の名の昔をとむれば、語りつたへずと云ふ。

〔大和巡日記〕 天保九年  
安田相郎

扱(ウネヒ山)此山の向ひ左右に耳無山、香山有。惣分辺此碁ハンの目のもりたる如く平原にて、只の此山向ひ合たり。故に処にても三山と唱。

〔寧府記事〕 嘉永元年  
川路聖謨

うねひ山・みゝなし山・あまのかぐ山鼎峙して立てり。

うち向ひ いく万世を かたるらむ うねひ耳なし 天のかく山

といひき。所のものもこのわたりを三ツ山といふ也。うねひ山にて雲の立をみて

うねひ山 ときはかきはの かけふかみ けふりと立る はるさめのくも

御陵をみ奉りて としをふる 梢も泣か はるさめに 一村さひし みさゝきの松

## 畝 傍 山

〔和州旧跡幽考〕

### 畝 傍 山

八木村の南一里ばかり、俗に慈明寺山といふ。

万葉

思ひあまりいとすへなき玉手次雲飛山にわれしめむすふ

家持察集

おほ空に雁ぞ鳴なるうねひ山御垣が原に紅葉しぬらし

神社一座神功皇后にてましますなり。毎歳二月朔霜月初子曰、住吉より此山の土をとり来りて、神供に調じけるとなり。雲飛山を本鳥山ともいへり。もとより山鹿にあり。

〔和州巡覽記〕 元禄五年  
具原篤信

畝傍山 今井八木の南道の四五町西にあり。里人は持明寺山と云。山の巽に、うねび村、櫃原村あり。神武帝の櫃原の都地此辺なり。一説、山の東、大久保と云所、櫃原の都のあとなりといへり。日本紀に、神武天皇、長髓彦をうち、天下を定め給ひ、畝傍山の東南櫃原地、国のもなかなる故、都を作り給ふと見えたり。神武の陵は、うねび山の良に在。今はわづかに残れり。田の中に有。里人は神武田と云。大久保村、四條村の辺なり。又うねび山の西の麓に、神武天皇の御社有。又安寧天皇の陵は、うねび山の西に有由、日本紀に見えたり。帝王編年には、片塩の浮穴の宮、畝傍山の北に在。又



曰、今の四條村の北、皇居の跡也、安寧天皇の都也。乾の方に鳥田の陵有。是綏靖天皇の御陵也。坤の方に御蔭の陵有。是安寧の御陵也。巽の方に小谷の陵有。

〔大和名勝志〕 宝永頃  
玉井定時

畝傍山 俗ニ号ニ慈明寺山

旧記云畝傍山神社一座神功皇后每歳二月朔霜月初子日自<sub>レ</sub>在吉取<sub>レ</sub>此山土調<sub>レ</sub>神供<sub>レ</sub>雲飛山又号<sub>レ</sub>二本鳥<sub>レ</sub>云々

〔大和志〕 享保二十一年  
並河誠所

畝火山 畦樋村上方巍然特立無<sub>レ</sub>他山相連

〔菅笠日記〕 明和九年  
本居宣長

此山のかたへつきたる道を、おしあてに行きて、すこし西へまがれば、畝火山あり、すなはち山のつつみの麓なり。此むらにいらんとするところの半町ばかり右の方に、ちひさき森有て、中に社もたてるは、懿徳天皇の御陵といふなれど、そは此山の南、まなごの谷の上とあるにあはず、また御陵のさまにもあらねば、かたぐいぶかしさに、村の翁にそのよしいひて、くはしくたづねければ、げにさる事なれど、まことのみさゝきはさだかにしれざる故に、今はかの森をさ申すなり、とぞこたへける。榎原宮は、畝火山の東南榎原ノこのわたりにぞ有<sub>レ</sub>つらんと思ひて、

うねびやま見ればかしこしかしばらのひじりの御世の大宮どころ。」今かしばらてふ名はのこらぬかととへば、さいふ村は、これより一里あまりにしみなみの方にこそ侍れ。このちかき所にはきゝ侍らずといふ。さて此山を、今は慈明寺山

といふとかや。されどうねび山ともいはぬにはあらず。それもなべてひも<sup>文字</sup>じを清てなんいふめる。又此ほとりの里人は、御峯山といひて、いかなるよしにか、峯に神功皇后の御社のおはするとか、かのじんくんが語りしは、此御事なりけり。さてそこへは、此うねび村よりのぼる道ありて、五丁ばかりときけば、いざのぼらんといへど、日ごろの山路にこ<sup>困</sup>じたる人々は、いでやことなることもなか<sup>ン</sup>める物から、あしつからさんもやく<sup>益</sup>なしとて、すまねば、えしひてもいざなはずなりぬ。かくて此村を西へとほり、山の南の尾をこえて、くだれば、あなたは吉田村なり。此あひだの道の左に、まなご山まさごの池な<sup>ン</sup>どいふ名、今もありて、池は水あせてそのかたのみ残りりとぞ。かのいとく天皇の御陵は、そのわたりなるべきを、しられぬこそいとくちをしけれ。さて吉田村にて、例の翁かたらひ出て、御陰井上<sup>安寧天皇</sup>御陵をたづぬるに、このおきなは、あるが中にもな<sup>メ</sup>へての御陵の御事<sup>ヲ</sup>を、よくしりをりて、こまかにかたる。近き世に江戸より、御陵どもたづねさせ給ふ事はじまりて後、大かた廿年ばかりに一<sup>ト</sup>度は、かならずかの仰事にて、京よりその人々あまた下りきて、その里々にとゞまりみて、くはしく尋ねした<sup>メ</sup>めつ<sup>メ</sup>、しるしの札たてさせ、めぐりに垣ゆはせな<sup>ン</sup>どせらる<sup>メ</sup>事ありとなん。ふりにし御跡のうせゆきなんことを、かしこみ給ひて、さばかりたづね奉り給ふは、いともありがたき御<sup>ン</sup>おきてなるを、下ざまなる人どもは、心もなく、それにつけても、たゞがうけをのみさきに立つ<sup>メ</sup>、うちふるまふ故に、御陵のある里は、ことなる民のわづらひおほくて、そのしる<sup>益</sup>しとは、つゆなければ、いづこにも、是をからき事にして、たしかにあるをも、ことさらにかくして、此里にはすべてさる所侍らず、とやうに申<sup>シ</sup>なすたぐひもあめりとぞ、さてはいよ<sup>ク</sup>うづもれゆくめれば、なか<sup>ク</sup>に御陵の御<sup>ン</sup>ためにも、いと心うきわざにて、たづねさせ給ふ、本の御心ざしにも、いたくそむける事ならずや、いささかにもその里にはけぢめを見せて、御<sup>ン</sup>めぐみのすぢあらんにこそ、民

どもも悦びて、いよ／＼やむごとなき物に、守り奉るやうは有りぬべきわざなンめれ。又かの並河がたづね奉りしをりの  
 事をもかたりき。さて此里中の道のほとりに、御ミほとミと井といふいまもあり、かたのごと水も有て、たゞよのつねのちひさ  
 き井なり。御陵は、此井より一町あまりいぬゐの方にて、すなわち敵火山の西のふもとにつきたる高き岡にて、松なンど  
 まばらに生たり。かしこけれど、のぼりて見るに、こゝにをさめ奉りつらんと思はるゝ所は、まルに丘大きなをカにて、  
 又その前とおぼしき方へ、いと長く築つき出したる所あり。そこはやゝ降さがりて、細くなんある。かの翁こゝまであないし  
 きたりて、かたりけるは、すべていづこのも、右へのみさゞきは、みなかうやうに作りし物なるを、岩屋なンどの侍るもあ  
 るは、うへの土のくづれ落て、なかなるかまへのあらはれたるなり、とかたるをきくに、かの安倍のおくなりし岩屋のさ  
 まなンど、げにと思ひあはせぬ。かの口より奥へやゝ入ルほどは、このまへに長く築つきたる所なりけり。又いづれにも、  
 むかしはめぐりから池の有リつる、七十年ばかりあなた迄は、これにも侍りしなり、といふを見るに、今はめぐりは、  
 畠又はたかむらなンどになりて、さるさまをさらに見えず、此たかむらなんそのなぐりと、このおきなはいひけり。御山  
 は今も全またくて、有リしまとと見えたり。そもく御陵の御ノ事をしも、などかくものぐるをしき迄、たづねまどひありき  
 て、くはしうは書記せるぞと、とがめん人もありなめど、末の代まで、いとく上あがりての代の物の、まさしくこれよと  
 てのこれはは、これより外に有リなンや。ことにこのうねび山なるどもは、あるが中にもふるく、それとたしかにはた  
 あンなれば、としごろこゝろにかけつゝ、いかでくはしく、まうでゝ見奉んと、ゆかしく思ひわたりつる物をや。されど  
 いづこなるも、たゞ同じさまにて、めづらしげもなく、何の見るめしなき所々なれば、たゞおのがやうに、いにしへをし  
 のぶ、世のひがものならでは、わざとたづねて見ん物とも思ふまじければ、あなあぢきな物あつかひやと、よの人のお

もふらんを、さりぬべき事なりかし。さてよし田村をいで、北さまに物して、大谷村といふをすぎ、慈明寺村に入らんとする所の右のかた、山もとに寺あるまへの岡のうへに、大きな塚のかたちの見えたるは、綏靖天皇の御陵にて、里人はすむぜい塚とぞいふなる。畝火山のいぬるの麓につきて、これも高き岡なる、例ののぼりて見れば、御陵のさまも、吉田なるともはら同じ事なり。東のかたのふもとに、山本村といふみゆ。慈明寺村は、この岡の北につゞけり。やゝはなれて又北のかたに、四条村といふあり。この四条村の一町ばかり東、うねび山よりは五六町もはなれて、丑寅のかたにあたる田の中に、松一もと桜ひと本おひて、わづかに三四尺ばかりの高さなる、ちひさき塚のあるを、神武天皇の御陵と申つたへたり。されどこれは、さらにみさゞきのさまとはみえず。又かの御陵は、かしの尾上と畝火山北ノ方自稱ノ尾ノ上古事記にあるを、こゝははるかに山をばはなれて、さいふべき所にもあらぬうへに、綏靖安寧なゞどの御は、さばかり高く大きなに、これのみかくかりそめなるべきにもあらず、かた々々心得がたし。それにつきてつらく思ふに、かの綏靖天皇の御と申すぞ、まことには神武天皇の御なるべきを、成務天皇と神功皇后の御陵の、まがひつるためしなゞど、いにしへだになきにしもあざれば、これももてたがへて、昔より綏靖とは申つたへつるにや。さ思ふゆゑは、まづ此山のほとりなる御陵どもは、いづれもうねび山のその陵とあんなれば、この綏靖の御も、今いふ所ならば、必ズさあるべきを、いづれの書にも、これはたゞ桃花鳥田ノ丘上とのみあるは、此山のあたりにあらず、神名帳に、調田坐神ノ社とあるところなるべきか。されば葛下郡なるを、この御陵は、高市郡と見えたれば、たがへるやうなれど、この郡どもはならびたれば、さかひちかき所々は、古への書どもにも、郡のかはれる例おほかればさはりなし。されどこれは、このつきだといふ所を、よく尋ねて後に、さだむべき事なり。又神武のおほん御は、山の東北と、畝火山東北日本紀にも延喜式にもあるを、かのすむぜ

い塚は、西北にしもあなれば、うたがひなきにあらねども、古事記には山の北のかたと見え、又かの御陰井上みかげのいの上の御陵は、山の西なるを、日本紀には、南といへるたがひもあれば、必ズ東北とあるになづむべきにもあらざらんか。後の人なほよくたづねてさだめてよ。さてこの四条村より二三町ゆけば、今井とて、大きな里なり。この今井の町中をとほりて、すこしはなれゆきて、八木にいたる。

〔大和名所図会〕

寛政三年  
秋里籬島

畝火山（畦樋村うねひの上方にあり。『大和志』に曰く、巍然として特立し、他山相連なる事なし）『談峰縁起便蒙』に曰く「畝火・畝傍・雲飛・雲根火」（八木村の南一里ばかり、俗に慈明寺山といふ。大和三山の一なり。山に神功皇后の廟あり）

『万葉』

思ひあまりいともすべなき玉手次雲飛山たまたすき うねびのやまにわれしめむすぶ

『家持家集』

おほ空に鷹ぞ鳴くなるうねび山御垣が原に紅葉しぬらし

〔大和巡日記〕

（父米仙人風歌）

夫より北に畝傍山有。松林よく生黒みたる山也。俗呼て持明寺山と云。又おむね山共云。此山の南に安寧天皇の陵有。乾に島田の陵綏靖天皇の御陵有れとも、此辺り繁多にて此二陵は不見。辰巳之方に懿徳帝の御陵有と云。是は則ウネヒ山の端、往還壱つを隔て田中に小森に木の生たる有。是則イ徳の御陵也。拝す。大小を大地に拔置、件の道に平伏して拝す

る。田中に在百姓殊の外不審なる様子にて、鍬を止て見る。神武の社はウネヒの西に有と、貝原云うゆへ相尋るに、処の者知る者無し。力に不及、此山上には神功皇后靈の社有と云。

〔西国名所図会〕 嘉永元年 晁鐘成

畝火山 (畝樋村の上の方にあり。巍然として特立し、他山相連なることなし。大和國三山の一なり。山上に神功皇后の廟あり。世人

御峯と称す。参詣の道条東西にあり)

畝火・畝傍・畝樋・畦樋・雲飛・雲根火

『万葉』

思ひあまりいとすすべなき玉手すき雲飛山にわれしめむすぶ

〔日本書紀通釈〕 飯田武郷

三月辛酉朔丁卯。下<sub>レ</sub>令曰。自<sub>レ</sub>我東征<sub>一</sub>。於茲六年矣。頼<sub>一</sub>以皇天之威<sub>一</sub>。凶徒就戮。雖<sub>二</sub>辺土末清<sub>一</sub>。余妖尚  
梗<sub>一</sub>。而中洲之地。無<sub>レ</sub>復風塵。誠宜<sub>下</sub>。恢<sub>二</sub>廓皇都<sub>一</sub>。規<sub>中</sub>。摹大壮<sub>上</sub>。而今運属<sub>二</sub>屯蒙<sub>一</sub>。民<sub>心</sub>朴素。巢棲穴住。  
習俗惟常。夫夫人立制。義必随<sub>レ</sub>時。苟有<sub>レ</sub>利民。何妨<sub>二</sub>聖造<sub>一</sub>。且<sub>下</sub>披<sub>二</sub>弘山林<sub>一</sub>。經<sub>二</sub>宮室<sub>一</sub>。而恭<sub>レ</sub>臨<sub>二</sub>宝位<sub>一</sub>。  
以鎮<sub>中</sub>元元<sub>上</sub>。上則答<sub>二</sub>乾靈<sub>一</sub>。授<sub>レ</sub>國之德<sub>一</sub>。下則弘<sub>二</sub>皇孫養<sub>一</sub>。正<sub>レ</sub>之心<sub>一</sub>。然後兼<sub>二</sub>六合<sub>一</sub>。以開<sub>レ</sub>都。掩<sub>二</sub>八紘<sub>一</sub>。而  
為<sub>レ</sub>宇。不<sub>二</sub>亦可<sub>一</sub>乎。觀<sub>二</sub>夫畝傍山<sub>一</sub>。畝傍山。此<sub>二</sub>東南樞原地<sub>一</sub>者。蓋<sub>レ</sub>國之塹区乎。可<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>之。是月即<sub>レ</sub>命<sub>二</sub>  
有司<sub>一</sub>。經<sub>二</sub>始帝宅<sub>一</sub>。

名所・旧跡

○敵傍山は。大和国高市郡にある山名なり。推古紀に敵傍池。皇極紀に蘇我大臣の敵傍家ツチなり。雲根火耳梨香山ミナトと。三山の妻競マツシの。天智天皇の大御歌もありて。世にいと名高き山なり。さて今此山の東南の麓に。畦ウジ植村と云あるなり。今土人の髓を清て呼へるか如く。○注に。宇禰夜摩とある。摩字は。靡かと云る説あれとも然らず。神功紀に。佐サ摩マと云地もあれは。本のまゝにて可し。上にも既に烏多ウタ鶏ケ摩とあり。○東南檀原地は。記伝云。此地旧は。白禰樹原にて有し故に。書紀に披ヒ弘山林ノ。負ヘるなるへし。かくて此地名は。今世には遺らされとも。大宮所は。敵火山の東南の麓に。近き地なりしこと。書紀にて著明し。

或説に。葛上郡なる柏原村此宮趾なり。此村。敵火山の西方にあたれは。日本紀の東字は。西を写誤れるなり。と云るは非なり。今の柏原村は。敵火山のあたりに非ず。やゝ遠けれは。さらに敵火の白檀原と。云へき地理に非ず。由なき事なり。道臣命に宅地を賜て。築坂邑に居しむ。とあるは。皆京城の近き辺の地なりけむ。と云れたるか如し。

耳成山

耳成山

〔和州旧跡幽考〕

耳梨山

俗に天神山といふ。北八木村の東にあり。仙覚抄十市郡又耳高山とも、青菅山ともいふ。万葉集に藤原の御井の歌に見えたり。耳無川麓にながれ、耳無池かすかにのこれり。

高山は雲根火雄男志等耳梨とあひあらそひき神代よりかゝるにあらじいにしへも然にあれこそ空蟬もつまをあひ見つ

万葉  
らしき

懷中抄

あだ人は耳無山の紅葉かなまててふとしをきかでちりぬる

〔芭蕉書簡〕 惣七(猿雛)宛  
元禄元年四月廿五日附

大坂迄御状忝(く) 拝見、此度南都の再会、大望生々の楽(しみ) ことばにあまり、離別之恨ミ不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>尽候。我たのもし人にしたる奴僕六にだに別れて、弥おもき物打かけ候而、我等一里来る時は人ミ一里可<sub>レ</sub>行や、三里過(ぐ)る時は各今や三里可<sub>レ</sub>行やいまだしや、梅軒何がしの足の重きも道連の愁たるべきと墨売がおかしがりし事も云(ふ)々、石の上有原寺井筒の井深草生(ひ)たるなど尋(ね)て、布留の社に詣(で) 神杉など拝(て)て、こゑばかりこそむかしなりけれと詠(み)し郭公の比にさへなりけれとおもしろくて滝山に昇る。帝の御覽に入(り)たる事古今集に侍れば、猶なつかしきまゝに式拾五丁わけのぼる。滝の色気言葉なし。丹波市、やぎと云(ふ)所、耳なし山の東に泊る。

ほとゝぎす宿かる比の藤の花

と云(ひ)て、なほおぼつかなきたそがれに哀なるむまやに至る。今は人々旧昔にいたり、妻子童僕のみかへて、水きれいなる水風呂に入(り)て足のこむらをもませなどして、大仏の法事のはなしとり々なるべき。市兵衛は草臥ながら梅額子へ巻ひけらかしに可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行、梅軒子は孫どのにみやげねだられておはしけむなど、草のまくらのつれ々<sub>レ</sub>にふたりかたり慰(み)て、十二日竹の内いまが茅舎に入(る)。うなぎ汲入(れ)たる水瓶もいまだ残りて、われらのむしろの上に茶酒もてなし、かの布子うりたしと云(ひ)けん万菊のきる物のあたひは彼におくりて通る。おもしろきおかしきもかりのたはぶれにこそあれ、実のかくれぬものを見ては、身の罪かぞへられて万菊も暫(し)落涙おさへかねられ候。当麻に詣で、万のたつときもいまをみるまでの事にこそあなれと、雨降出(で)たるを幸(ひ)にそこ<sub>レ</sub>に過(ぎ)て、駕籠



にて太子ニ着（く）。

（下略）

〔和州巡覽記〕

耳無山 名所也。俗には、天神山と云。八木の町より五町許東に在。天香山の北也。此辺の鬘兒の池有。万葉十六卷に歌有。八木より、うねび山、久米の方にゆく。又此辺に帰て、安部、飛鳥の辺を通りて、吉野の方に行ば、まはりなれども、名所古跡を多く見んため也。此大道は、耳無山の南に在。此道は、八木より桜井へ行き、長谷へ通る路也。横大路と云。姿の池も、耳無山のかたはらに在と云。

〔大和名勝志〕 一五 十市郡

耳梨山

耳梨山世俗<sub>ユ</sub>ニ天神山<sub>ト</sub>ニ北八木村東<sub>ニ</sub>在<sub>ル</sub>仙覚抄十市郡耳梨山又云<sub>ニ</sub>耳高山<sub>ニ</sub>或号<sub>フ</sub>青菅山<sub>ニ</sub> 万葉集藤原御井歌見<sub>ハス</sub>焉耳無川麓<sub>ル</sub>流<sub>ル</sub>耳無池<sub>カスカニ</sub>幽<sub>ニ</sub>残<sub>ル</sub>

高山ハ雲根火雄男志等耳梨とあらそひき神代よりかゝるにあらじいにしへも然にあれこそ空蟬もつまをあひ見つらしき

懐中抄  
あだ人ハ耳梨山の紅葉かるまでてふとしをきかでちりぬる

元禄十年從<sub>ニ</sub>公儀<sub>ニ</sub>大和国 山陵<sub>ニ</sub>在<sub>ル</sub>所有<sub>ニ</sub>吟味<sub>ヲ</sub>命令<sub>シ</sub>予預<sub>ニ</sub>此事<sub>ニ</sub>村々田舎步行<sub>ス</sub>此時上<sub>ニ</sub>天神山<sub>ニ</sub>絶頂有<sub>ニ</sub>小社<sub>ニ</sub>呼<sub>ビ</sub>村人<sub>ニ</sub>尋<sub>ニ</sub>神体<sub>ニ</sub>村人<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>自<sub>レ</sub>昔号<sub>ニ</sub>天神<sub>ニ</sub>然<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>二十五日<sub>ニ</sub>崇敬<sub>ニ</sub>云々予思<sub>ニ</sub>此神<sub>ニ</sub>者少彦名命<sub>ニ</sub>而五条天神<sub>ナリ</sub>矣都所々有<sub>ニ</sub>天神<sub>ニ</sub>小社<sub>ニ</sub>天神<sub>ニ</sub>文字依<sub>ニ</sub>

音清濁ニ有ニ差別ニ濁唱<sup>テルハヨ</sup>ノ之北野天神也清唱<sup>ナル</sup>ノ之五条天神也

〔大和志〕

耳成山 成一作<sup>ニ</sup>梨或無<sup>ハニ</sup>又作<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>耳<sup>ニ</sup>在<sup>ニ</sup>木原村<sup>ノ</sup>上方<sup>ニ</sup>四面田野孤峯森然山中樅樹多<sup>シ</sup>矣因又呼<sup>ニ</sup>樅子山<sup>ト</sup>

〔菅笠日記〕

八木を東へいで、四五町ゆけば、耳成山は、道より二町ばかり北なり。敵火山と香山と此山とは、国中にはなれ出で  
てあひむかひたる、いづれもこと山へはつゞかぬを、かの二ツは、なほほとりの山にもやゝちかく見ゆるに、此山はこと  
に、とほくのきて、こと山にはいさゝかもつゞきたる所なんなき。さて三ツの山いづれも、いとしも高くはあらぬ中に、  
此山はやゝ高く、香山はことにひきくて、うねびぞ中には高かりける。又そのあひだをくらべ見るに、此山よりうねびは  
近く、次にはかぐ山ちかくて、うねびとかぐ山の間ぞ、中には遠かりける。いにしへこの三ツ山<sup>万葉一</sup>の妻あらそひとて、うね  
びと耳成は男山にて、香山の女山なるを、あらそひよば<sup>聘</sup>ひける、故事の有しは、今見るにも、まことに二ツ山はをゝし  
く、かぐ山は女しき山のすがたにぞ有<sup>リ</sup>ける。此みゝなし山、今は天神山ともいひてその社ありとぞ。

さもこそはねぎこときかぬ神ならめ耳なし山にやしるさだめて。<sup>万葉十六</sup>かの鬘児が身なげゝん、耳成の池も、此わたりにや  
有<sup>リ</sup>けん、今も道のべに池はあれど、

いにしへのそれかあらぬか耳なしの池はとふともしらじとぞ思ふ。」

〔大和名所図会〕

耳成山（成、あるいは梨・無等に作る。木原村上方にあり。四面田野にして、孤峯森然たり。山中に榎樹多し。よつてまた榎子山とよぶ）

『後撰』恋

うたの野は耳なし山か喚子鳥よぶ声にだに谷へさからん

読人しらず

同返し

耳なしの山ならずともよぶ子鳥なにかはきかん時ならぬ音を

女王のみこ

『懷中抄』

あだ人は耳無山の紅葉かなまててふとしをきかでちりぬる

よみ人しらず

〔大和巡日記〕

是より耳無山に至る。処の者天神山と云。是又松山なれとも、ウネヒよりは薄く木の間に赤土見ゆ。

〔西国名所図会〕

耳梨山（耳成・耳無等に作る。木原村の上の方にあり。四面田野にして孤峯森然たり。山中にくちなしの樹多し。よつてまた榎子山ともよぶ。俗に天神山といふ。この地は街道の北にして十市郡なり）

『懷中抄』

あだ人は耳無山の紅葉かなまててふとしをきかでちりぬる

読人しらず

『歌枕名寄』

大和なるくちなし山の山賤は

いはでぞ思ふこころひとつに

読人しらず

〔日本書紀通釈〕（允恭四十二年）

冬十一月。新羅<sup>ノ</sup>甲<sup>ト</sup>使<sup>ヒ</sup>等<sup>ヲ</sup>。喪<sup>ミ</sup>礼<sup>ヲ</sup>既<sup>ニ</sup>闕<sup>キ</sup>而<sup>シテ</sup>還<sup>ル</sup>之<sup>ヲ</sup>。爰<sup>ニ</sup>新羅人<sup>ハ</sup>恒<sup>ニ</sup>愛<sup>シ</sup>三<sup>ノ</sup>京城<sup>ヲ</sup>傍<sup>リ</sup>耳<sup>ノ</sup>成<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>畝<sup>ノ</sup>傍<sup>ニ</sup>山<sup>ヲ</sup>。則<sup>チ</sup>到<sup>リ</sup>三<sup>ノ</sup>琴<sup>ノ</sup>引<sup>ノ</sup>坂<sup>ヲ</sup>顧<sup>リ</sup>之<sup>ヲ</sup>曰<sup>ク</sup>。宇泥<sup>ノ</sup>咩<sup>ハ</sup>巴<sup>ハ</sup>椰<sup>ハ</sup>。弥<sup>々</sup>巴<sup>ハ</sup>椰<sup>ハ</sup>。是<sup>レ</sup>未<sup>ダ</sup>習<sup>ハ</sup>三<sup>ノ</sup>風<sup>ノ</sup>俗<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>言<sup>フ</sup>語<sup>ヲ</sup>。故<sup>ニ</sup>訛<sup>リ</sup>畝<sup>ノ</sup>傍<sup>ノ</sup>山<sup>ヲ</sup>謂<sup>フ</sup>三<sup>ノ</sup>宇<sup>ノ</sup>泥<sup>ノ</sup>咩<sup>ト</sup>。訛<sup>リ</sup>三<sup>ノ</sup>耳<sup>ノ</sup>成<sup>ノ</sup>山<sup>ヲ</sup>。謂<sup>フ</sup>三<sup>ノ</sup>瀨<sup>ノ</sup>々<sup>ト</sup>耳<sup>ト</sup>。時<sup>ニ</sup>倭<sup>ノ</sup>飼<sup>ノ</sup>部<sup>ハ</sup>從<sup>テ</sup>三<sup>ノ</sup>新<sup>ノ</sup>羅<sup>ノ</sup>人<sup>ト</sup>。聞<sup>ク</sup>三<sup>ノ</sup>是<sup>レ</sup>辭<sup>ト</sup>而<sup>シテ</sup>疑<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>爲<sup>ス</sup>。新<sup>ノ</sup>羅<sup>ノ</sup>人<sup>ハ</sup>通<sup>シ</sup>三<sup>ノ</sup>采<sup>ノ</sup>女<sup>ト</sup>耳<sup>ト</sup>。乃<sup>チ</sup>返<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>啓<sup>シ</sup>三<sup>ノ</sup>于<sup>テ</sup>大<sup>ノ</sup>泊<sup>ニ</sup>瀬<sup>ノ</sup>皇<sup>子</sup>。皇<sup>子</sup>則<sup>チ</sup>悉<sup>ニ</sup>禁<sup>シ</sup>固<sup>シ</sup>。新<sup>ノ</sup>羅<sup>ノ</sup>使<sup>者</sup>者<sup>ヲ</sup>而<sup>シテ</sup>推<sup>シ</sup>問<sup>フ</sup>。時<sup>ニ</sup>新<sup>ノ</sup>羅<sup>ノ</sup>使<sup>者</sup>啓<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>曰<sup>ク</sup>。無<sup>レ</sup>犯<sup>ス</sup>三<sup>ノ</sup>采<sup>ノ</sup>女<sup>ト</sup>。唯<sup>ニ</sup>愛<sup>シ</sup>三<sup>ノ</sup>京<sup>ノ</sup>傍<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>兩<sup>ノ</sup>山<sup>ヲ</sup>而<sup>シテ</sup>言<sup>フ</sup>耳<sup>ト</sup>。則<sup>チ</sup>知<sup>リ</sup>三<sup>ノ</sup>虚<sup>ト</sup>言<sup>ハ</sup>皆<sup>ク</sup>原<sup>由</sup>之<sup>ヲ</sup>。於<sup>テ</sup>是<sup>ニ</sup>新<sup>ノ</sup>羅<sup>ノ</sup>人<sup>ハ</sup>大<sup>ニ</sup>恨<sup>ム</sup>。更<sup>ニ</sup>滅<sup>ス</sup>三<sup>ノ</sup>貢<sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>物<sup>ヲ</sup>色<sup>ヲ</sup>及<sup>シ</sup>船<sup>ノ</sup>數<sup>ヲ</sup>。一

○耳成山は。大和志に。十市郡耳成山。在木原村上方。四面田野。孤峯森然。山中樞樹多矣。因又呼之樞子山。と有。大和国の三山の其一なり。畝火香。山耳成。万葉集に。耳無之青菅山。また耳無の池をもよめり

名所・旧跡



耳成山 山中に樞樹（くちなしのき）おほし。このゆゑにくちなし山ともいふ  
『古今』俳諧 みみなしの山のくちなしえてしかな思ひは色の下染にせん  
読人しらず

〔大和名所図会〕

梶子山（耳なし山の一名なり）

『歌枕名寄』

大和なるくちなし山の山賤はいはでぞおもふ心ひとつに

よみ人しらず

## 天香久山

〔和州旧跡幽考〕

天香久山

範兼卿類聚云、此山あり所をしる人なし。大和国のよしつまびらかにあり。澄月歌枕曰、此山あり所、ならひつたふる事ありとかや。披露におよぶべからずと云云。興善寺の西一、二町さりて南浦といふ所に天磐戸あり。其前に榊生たり。半町ばかり南に生しげりたる笹あり。湯笹といふ。祭礼の時かならず此榊・湯笹を用る事にぞ侍る。

天香山は伊予国風土記曰、天降の時二つにわかれて、片端は倭国にとまり、天香久山といへり。片端は伊予国伊予郡にとまり、天山といふ。是なり。釈日本紀凡此山は本朝の靈山として、在所陰陽家に沙汰せらるゝ山なり。天照太神岩窟に幽居、六合常闇にして昼夜をわかたず、高皇産靈神八百万神を天八瑞河原に議奉りて、天香具山の銅をとり日像鏡をみさしめ、麻をうへ青和幣とし、穀木をうへ白和幣とし給ふ。是木綿の初として、一夜に蓋茂。此等の儀式よりして、今の世に

も豊御神樂と申は、是をうつしてをこなはるゝなり。此心をよめる詞林採葉

詞林採葉 白幣手櫛の枝にとりかざしうたへやあくる天の岩門を

同 くらやみの天岩戸もあけにけりはや明やすき人のうたふ神樂

同 天にますとこよを姫のゆづかづらかけてかすめる天香具山

万葉 昔者之事波不知乎我見ても久しくなりぬ天香具山

久安百首 しはたるゝ海士のかこ山なにとしてやゝともたゝく夜半の水鶏ぞ

建保会 香具山の滝の水もとけなくに吉野の嵩は雪消にけり

白川殿七百首 かこ山の松風はやく春たちて波にぞかへる池のこほりは

草根 日影さす霞の衣かく山のあまぎる雪にぬれてほすらし

高山

藻塩草に大和国、類字名所に十市郡。

万葉 高山と耳梨山とあひし時たち見に來之伊奈美国波良

澄月歌枕曰、高山歌所詠之高山其説有二細一歟。又八雲御抄、又常陸国在之歟と云云。今按万葉集第三曰、

丹比真人登筑波岳作歌、鷄之鳴東国爾高山佐渡爾雖有云云。今按、是唯惣高山也。非別名者一所名歟。又

作別名所一と歟と云云。

〔和州巡覽記〕

天の香山 ひきゝ山也。麓の村を膳夫村と云。吉備村より南に在。道は香山の東を行也。万葉並風土記に、うねび山、耳梨山、香山を大和の三山と云。国中には、此三山の外に山なし。吉野の方より来れば、芦原嶺より北に、三山一目に見ゆ。

〔大和志〕

香具山 在<sup>二</sup>戒下村<sup>一</sup>上方<sup>二</sup>山形秀麗有<sup>レ</sup>等

〔菅笠日記〕

(香具山)

此山いとちいさくひきゝ山なれど、古へより名はいみじう高く聞えて、天の下にしらぬものなく、まして古へをしのぶともがらは、書見るたびに、思ひおこせつゝ、年ごろゆかしう思ひわたりし所なりければ、此度はいかでとくのぼりてみると、心もとなかりつるを、いとうれしうて、

いつしかと思ひかけしも久かたの天のかぐ山けふぞわけいる。」みな人も同じ心にいそぎのぼる。坂路にかゝりて左のかたに、一町ばかりの池あり。いにしへの埴安の池思ひ出らる。されどそのなごりなどいふべき所のさまにはあらず。いとしもたかゝらぬ山は、程もなくのぼりはてゝ、峯にやゝたひらなる所もあるに、此ちかきあたりのものどもとみゆる五六人、芝のうへにまるとゐして、酒な<sup>レ</sup>どのみをはるは、わざとのぼりて見る人も又有りけり。さてはわらびとるとて、里のむすめおんな<sup>ノ</sup>ほどやうのもの二三人、そのあたりあさりありくも見ゆ。山はすべてわか木のしもとはらにて、年ふりたる木な<sup>レ</sup>どは、をさく見えず。峯はうちはれて、つゆさはる所もなく、いつかたもくいとよく見わたさ

るゝ中に、東のかたは、うねを長くつゞきて、木立もしげゝれば、すこしさはりて、ことかたのやうにはあらず。この峯異方の竜王の社とて、ちひさきほころのあるまへに、いと大きな松の木の、かれて朽クサのこれるがたてる下に、しばしやすみて、かれないひなゞどくひつゝ、よもの山々里々をうち見やりたるけしき、いはんかたなくおもしろきに、「のぼりたち国見をすれば国原は」なゞど、万葉一長歌「とりよるふ天のかぐ山ののぼりたち国見をすれば国原はけぶり立こめうなはらは」云々 声おかしうて、わかき人々のうちずしたる、さしあたりては、ましていにしへのばしく、見ぬ世のおもかげさへ立そふこゝちして、

もゝしきの大宮人のあそびけむかぐ山見ればいにしへおもほゆ。」かの酒のみるたりし里人共も、こゝにきて、国はいづくにかおはするなゞどとひつゝ、此山のふることどもなゞどかたりいづる、いとゆかしうて、耳とゞめてきけば、大かたこゝによしなき、神代のことのみにて、さもと覚ゆるふしもまじらねば、なほざりにきゝすごしぬ。されど、見えわたるところを、そこかしこととひきくには、よきはかせ博なりけり。まづ西のかたにうねび山、物にもつゞかず、一ッはなれて、ちかう見ゆ。こゝより一里ありといへど、さばかりもへだゝらじとぞ思ふ。なほ西には金剛山、いとたかくはるかに見ゆ。その北にならびて、同シほどなる山の、いさゝかひきゝをなん、葛城山と今はいふなれど、いにしへはこのふたつながら葛城山にて有リけんを、金剛山とは、寺たてゝ後にぞつけつらん。すべて山もなにも後の世には、からめきたる名をのみいひならひて、古へのほう也ゆきつゝ、人もしらず成ぬることくちをしけれ。されど又いにしへの名どもの、寺にしもものこれるが多きは、いとよしかし。又その北にややへだゝりて、二がみ山、峯ふたつならびて見ゆ。これも今は爾二上じやうがだけと、例の文字のこゑにいひなせるこそにくけれ。伊駒山も雲はかくさず、「きのふけふ雲の立まひかくるふは花のはやしをうしとなし」 いぬるの方にかすかに見えたるに、吉野の山のみぞ、ちかきにさへられて、こゝよりは見えぬ。さては東も南も、此



国の山々のこるなく見やられたり。又くになかは、畳を敷ならべたらんやうにたひらにて、その里かの森なゞどむらくゝわかれて見えたる北のかたは、ことにはるゞと、末は霞にまがひて、めも及ばず、山のはも見えぬに、耳成山のみぞ、西北といはんには、北によりて、物うちおきたらんやうに、たゞひとつ、これは、うねび山よりも今すこしちかく見えたるなゞど、すべてくよも山のながめまで、

とりよるふあめのかぐ山万代に見ともあかめやあめのかぐ山。」といふを聞て、なぞけふの歌のふるめかしきはと、人のとがめけるに、

いにしへの深きこゝろをたづねずば見るかひあらし天のかぐ山。」といへばとがめずなりぬ。今はとて立ちなんとすにも、

わかるとも天のかぐ山ふみ見つゝこゝろはつねにおもひおこせん。」なゞどいひつゝ、せめてわかれをなぐさめて、この度は南の方へくだりゆく。

〔大和名所図会〕

天香久山 『範兼卿類聚』に曰く「この山、あり所をしる人なし。『澄月歌枕』に曰く「この山のあり所、ならば伝ふる事ありとかや。披露におよぶべからず。『釈日本紀』曰く『伊予国風土記』に曰く、天降の時、二つにわかれて、片端は倭国にとどまり天香久山といへり。片端は伊予国伊予郡にとどまり天山といふ、これなり。『詞林採葉』に曰く、およそこの山は本朝の霊山として、在所陰陽家に沙汰せらるる山なり。天照太神、岩窟に幽居す。六台常闇にして昼夜をわかたず。高皇産霊神、八百万神を天八瑞像鏡をいさしめ、麻をうゑ青和幣とし、穀木をうゑ白和幣としたまふ。これ木

綿の初めとして、一夜に蓋茂れり。これ等の儀式よりして、今の世にも豊御神楽と申すは、これをうつして行はるるなり。このころをよめる、

『詞林採葉』

白幣手櫛の枝にとりかざし

うたへやあくる天の岩門を

同

くらやみの天の岩戸もあけにけり

はや明けやすき人のうたふ神楽

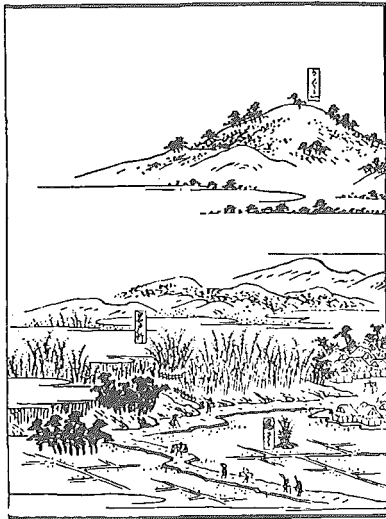
『万葉考別記』に曰く、

やまとの国は、山々四方にのみ廻り立ちて、国の中は平らかなるに、香山・耳成山・畝火山の三つのみ各独り立ちて、そのあはひ各一里ばかりつつ有りて、物の三つ足有るがごとし。藤原の宮所は、この三の山の中にて、香山へよりしなり。さて畝火は高く、耳成はそれに次ぎ、香山は中に低ければ、形は富士の山をちひさく作れるごとくにて、いにしへは

顯 仲

後鳥羽院

名所・旧跡



天香久山 『千載』賀 君が代は天のかぐ山出づる日の照らむかざりはつきじとぞ思ふ 大宮前太政大臣

四方の麓広く、木しげくつづきて、万たらひてうるはしかりければ、取りよろふ天の香久山はとよみけるなり。さてこの山の畝尾は、西へも引き、殊に東へは長く曳きわたりけん。今はその畝尾の形いささか残れるが、その畝の本につきて二町四方ばかりの池あり。これぞいにしへの埴安の池の残れるなり。かの池より八町ばかり東北に、池尻村・池内村てふ里の今あるは、いにしへこの池の大きなりし事しるべし。それは後に、かの畝尾を崩し、池を埋みて田所とし、里居をなせしものなり。かかれば、この御歌にその池を海原みてともよみたまひ、かつかの三つ山の中に香久山はなだらかにて、よろづに便あれば、登りて国見をもしたまひけん。この山の北のすそに、櫛真神社今もおはしぬ。そのむかし有りつらん畝尾の末とおぼしき所に、今は異国の神の名をいふ社有り。これぞかの哭泣女の神のおはせし所なりと、飛鳥の神主はいひけり。近き頃の人は、名高き香久山こそいと高かるべしとそらに思ひをり、たまたまこの国へ行きて見て、この山にはあらじといふよ。この集の中、大兄命の三の山の御歌、また藤原宮の御井の歌、その外、この山よめる歌どもを見るに、必ず今いふかく山に違ひなし。ことにとりよろひたる山にて、神の御いづもことならんには、崇むこと高きにのみよらんや。されど今は、峯もふもとも木をきりあらし、池をも多くは埋みて、見所なく成るよしを悲しと思へば、むかしのふみども以て有りけん状を挙げて、いにしへのお人に伝へ侍るなり。

またある書に、古老の曰く、多武峯の東にあたりて高山あり。俗これを音羽山といふ。この山の半腹に音羽村あり。古来の天香久山は、この音羽山の事なり。今の香久山はひきく小山にして、いにしへより続きたる山の端もなし。天香久山といひならはしたる高山の、いかなれば低くなりべきやうなし。何れの名所にても、むかし高山とよみしは、今も高く、むかし端山とよみしは、今も端山なり。これをおもへば、天香久山は、今の音羽山の事なるべし云々。

『万葉』

いにしへの事はしらぬを我みても久しくなりぬ天のかぐ山

読人不知

『詞花』

かこ山の白雲かかる峯にてもおなじ高さに月ぞみえける

大江嘉言

同

久方のあまのかぐ山出づる日もわが方にぞと光さすらん

新院御製

『新古今』

春過ぎて夏きにけらし白妙の衣ほすてふあまのかぐ山

持統天皇

同

十市には夕立すらし久かたの天のかぐ山くもかくれゆく

俊頼朝臣

同

雪ふれば峯のま構うづもれて月にみがける天のかぐ山

俊成

『続後撰』

久かたの雲井に春の立ちぬればそらにぞかすむ天のかぐ山

後京極撰政

『続古今』

名に高き天のかぐ山けふしこそ雲井に霞め春やきぬらん

定家

同

天くだる神のかこ山今しもぞ君がためにと見ると賢き

為家

同

久方の天のかこ山空晴れていつる月日はわが君のため

家隆

『後拾遺』

神代より年のいくとせ積もるらん月日を過ぐす天のかぐ山

正三位知家

天香久山の和歌、二十一代集の内すべて三十首あり。

〔大和巡日記〕

夫(阿部)より橋本と云在所を通、天の香山に行。三山甚大なる山にて無之、中にも香山は小さき山也。左右に小山少しつゞけ

り。故に遠方より見る時は(巻)ヒキく長き山に見ゆれとも、合せ見ても大山にあらず、小山也。扱寺内の若堂(堂)とおほしき人道

に居合、道教ゆへしとの深志にて、近道通り先東ノ森天照皇ノ社参拜。此下に興善寺有。本堂大師、文珠(殊)、小き脇坊も二

三坊有。門有。是を西に出れば越戸道有、是本道也。此道を横さまに西に登れば、イサナキイサナキ□小社有。夫より又上れば

香山の絶頂也。上四角の平地に松四方に植、中に南西の竜王有。前に壺を埋たり。是は雨乞壺の由。是へ水を入へりたれ

は雨降、へらされは不降。十度に九度迄は雨降と処の申。此社の後に衣掛ノ松有し跡有。小山なれとも国中の三山の壺つ

なれば、外に障るものなければ何方もよく見ゆる。南は高取山、西少南の方はウネヒ山、真西の方国中弘く見渡し、乾の

方耳無山、東北三輪山、春日山見へて好景也。竜王社より北に下り込は、天照皇誕生の処有。毎年竹三本生し枯、又三本

生る事奇妙と云。此誕生の地と申は、誠しからぬ事。此処にては古伊勢と唱珍重かりぬれとも、伊勢の方杯にては、此処は伊勢津彦の住居の巖窟也と唱ぬれば、猶以誠しやかならねば、右の処には不行。南に下りて在所に日光寺(庵)有。軒裏に衣掛松の槽釣りたくばへり。又此寺に有し日ノ出ノ松の槽もひとつにたくばへたり。又少し西に行は民家の間に石橋有。夫より内に入れば、天ノ岩戸とて竹藪の内に岩三つ計有。

〔西国名所図会〕

天香具山（香山・高山・香来山・芳来山・天芳山）

『万葉』

高市岡本宮御宇天皇代（息長足日広額天皇へ舒明）

天皇登三香具山望国之時御製歌

やまとにははらやまあれど 山常庭村山有等取与呂布天乃香具山騰立国見乎為者国原波煙立籠海原波加万目立多都何怜国首靖島八間跡能国者  
『万葉考別記』曰く、

大和の国は、山々四方に廻り立ちて、国の中は平かなるに、香具山・耳成山・畝火山の三のみ各独り立ちて、そのあはひ各一里ばかりづつありて、物の三足あるがごとし。藤原の宮所はこの三の山の中にて、香山へよりしなり。さて畝火は高く、耳成はそれに次ぎ、香山は中に低けれど、形は富士の山を小さく作れるごとくにて、往古四方の麓広く、木繁く次きて、万たとひて美はしかりければ、取りよろふ天の香具山とは詠みけるなり。さてこの山の畝尾は西へも引

き、ことに東へは長く曳きわたりけん。今はその畝尾の形いささか残れるが、その畝の本につきて二町四方ばかりの池あり。これぞいにしへの埴安の池の残れるなり。彼の池より八町ばかり東北に、池尻村、池内村てふ里の今あるは、いにしへのこの池の大きなりし事知るべし。それは後にかの畝尾を崩し、池を埋みて田所とし、里居をもなせし者なり。かかればこの御歌に、その池を海原見ても詠みたまひ、かつかの三山の中に、香具山はなだらかにて万に便あれば、登りて国見をもしたまひけん。この山の北のすそに櫛真神社今もおはしぬ。その昔ありつらん畝尾の末と思しき所に、今は異国の神の名をいふ社あり。これぞ彼の哭泣女の神のおはせし所なりと、飛鳥の神主はいひけり。近き頃の人は、名高き香具山こそいと高かるべしとそらに思ひをり、たまたまこの国へ行きて見て、この山にはあらじといふよ。この集の中大兄命の三山の御歌、また藤原宮の御井の歌、その外この山よめる歌どもをみるに、必ず今いふ香具山に違ひなし。ことに取りよるひたる山にて、神の御いづもことならんには崇むこと高きにのみ寄らんや。されど今は峯もふもとも木を伐り荒し、池をも多くは埋みて、見る所なく成りにしを悲しと思へば、昔のふみども以てありけん状を挙げて、いにしへ忍ぶ人に伝へはべるなり。

はるすきて  
なつきたるらし 春追而夏来良之白妙能衣靴有天之香具山 しろたへのこころほしちりあめのかぐやま

持統天皇御製

この御歌は、持統天皇いまだ浄御原宮におはします時、夏の始めのころ、埴安の堤の上など幸したまひて、香山の辺の人家に衣のかけ干してあるを見たまひて、実に夏の来たるならんと、ありのままにのたまへるのみなり。夏はよろづの物しめれば、乾は常のことなり。なほ『略解』に詳らかなり。

天香山の説、範兼卿『類聚』、澄月『歌枕』、『伊予風土記』古老の伝等しばしばありといへどもこれを略す。

〔大和名勝志〕

天香久山

範兼卿類聚云、天香久山のあり所しる人なし大和国のよしつまびらかにあり澄月歌枕曰此山あり所ならひつたふる事ありとかや披露におよぶべからすと云々興善寺の西一、二町さりて南浦といふ所に天磐戸あり其前に榊生たり半町ばかり南に生しげりたる笹あり湯笹といふ祭礼のときかならず此榊湯笹を用る事にぞ侍る

天香山ハ伊予国風土記に曰天降の時二つにわかれて片端ハ倭国にと、まり天香久山といへり片端ハ伊予郡にとゞまり天山といふ是なり 見<sup>三</sup>秋日本紀<sup>二</sup>凡此山は本朝の靈山として在所陰陽家に沙汰せらるゝ山なり天照太神岩窟に幽居六合常闇にして昼夜をわたず高皇産靈神八百万神を天八瑞河原に議奉りて天香具山乃銅をとり日像鏡をゐさめ麻をうへ青和幣とし穀木をうへ白和幣とし給ふ是木綿の初として一夜に蓋茂此等の儀式よりして今の世にも豊御神楽と申ハ是をうつつしてをこなハるゝなり此心をよめる詞林採葉

詞林採葉

白幣手榊の枝にとりかざしうたへやあぐる天の岩門を

頭 仲

同

くらやみの天岩戸もあけにけりはや明やすき人のうたふ神楽

後鳥羽院

同

天にますとこよを姫のゆづかづらかけてかすめる天香具山

同

昔者之事波不知乎我見ても久しくなりぬ天香具山

久安百首

しほたるゝ海士のかこ山なにとしてやゝともたゝく夜半の水鶏ぞ

隆 李

建保会

香具山の滝の水もとけなくに吉野の嵩ハ雪消にけり

好 忠



白川殿七百首  
かこ山の松風はやく春たちて波にぞかへる池のこほりハ

真 観

草根  
日影さす霞の衣かく山のおまきる雪にぬれてほすらし

正 徹

高山

高山者藻塩草大和国類字名所に十市郡

高山と耳梨山とあひし時たち見に来之伊奈美国波良

巨勢山

〔大和志〕

巨勢山 在越智鳥屋二村上方二連二且越村二又巨智坂有鳥屋村上方二山中榊樹葉背皆白用裹二齧餅二

猛田原

〔大和志〕

猛田原 猛一作竹竹田村

〔大和名所図会〕

猛田原むたはら（東竹田村にあり。神武天皇、八十梟帥を滅ぼしたまはんとて、官軍を立結し所なり〔日本紀〕）

『万葉』

うち渡す竹田の原に鳴く鶴のまなく時なく吾が恋ふらくは

〔西国名所図会〕

猛田原 (東竹田村にあり。神武天皇八十梟帥を滅ぼしたまはんとて、官軍を立結し所なり。神武紀曰く「皇師立結之処是謂猛田二云々」)

『万葉』

打渡竹田之原うらわたすたけだの爾はらに鳴鶴之間なくたづの無時まなくとき無吾なしわが恋良こふるくは久波

蘇我河原

〔和州旧跡幽考〕

蘇我河原

八木より十五町西なり。蘇我村の西のほとり蘇我川北にながる。水上は越智といふ所にて、諸方の川落合といへり。此所蘇我臣の家地にて侍ける。十三四町北に蘇我のやしきの跡あり。其西の社は入鹿大臣の靈也。蘇と宗とかよひ用るにや。類聚国史・万葉集等に宗我とかけり。

万葉

眞菅吉宗我の川原に鳴衛まなしわがせこ吾こふるくは

〔大和名所図会〕

蘇我河原（蘇我川、北にながるる。水上は越智といふ所にて、もろもろの河落ち合ふといへり。この所、蘇我臣の家地といへり。蘇と宗と通ひ用ひるにや。『類聚国史』『万葉集』等に宗我とかけり）

『万葉』

真菅よし宗我の川原に鳴く衛ちどりまなしわがせこ吾こふらくは

〔西国名所図会〕

蘇我河原（忌部村より四丁余北、蘇我村にあり。水上は越智といふ所にて、諸所の川落ち合ひ、ここにながれて蘇我川といふ。この川に橋ありて、永々渉し無銭の定め、と標石を建つ）

『万葉』

真菅ますげよしそ吉宗がの川原に鳴く千鳥まなし吾せこ吾こふらくは

『類聚国史』『万葉集』等には宗我とかけり。蘇と宗と通ひ用ゆるにや。この地は蘇我の臣の家地といえり。

藤井原

〔大和名所図会〕

藤井原（藤原御井と同所。今不詳）

『夫木』

紫の藤井が原の花かつら松にや春の暮れかかるらん

後九条

野・杜

〔大和志〕

高佐土野 在<sub>二</sub>南浦村<sub>一</sub>

〔大和志〕

石椋小野 在<sub>二</sub>鳥屋村<sub>一</sub>隣<sub>二</sub>益田原<sub>一</sub>

〔大和名所図会〕

石椋小野 (鳥屋村にあり)

〔大和志〕

桃花鳥野 在<sub>二</sub>三瀬村<sub>一</sub>

〔西国名所図会〕

磐余野 (右に同じ。『勅撰名所』『類字名所』等に十市郡とあり。古歌多し)

〔大和志〕

啼沢<sup>ななきはのま</sup>杜 在<sup>ななきはのま</sup>三木本村<sup>み</sup>

〔大和名所図会〕

啼沢<sup>ななきはのま</sup>杜 (木本村にあり。『旧事紀』に曰く、啼沢女神は、香山の畝尾の樹下に坐すとぞ。沢女は水神の通称とかや)

哭沢の神社に三輪すゑいのれども我が王は高日しられめ

〔西国名所図会〕

雲梯<sup>うなてのま</sup>杜 (右両社の森の事なるべし。歌には真鳥<sup>まとり</sup>すむと詠みたれば、いにしへは大なる森にてありしならんか。今は両所ともに小さき

森にして、鶯のすむべきありさまも見えず)

『万葉』

真鳥<sup>まとり</sup>すむ<sup>うなて</sup>卯名<sup>うなて</sup>手の<sup>もり</sup>神社の<sup>もり</sup>菅の根を衣にかき付け服<sup>き</sup>せん児もかも

同

想はぬを想ふと云はば真鳥すむうなての杜の神ししらすん

『略解』に云ふ「真鳥は鶯なり。雲梯は大和高市郡雲梯にて、いと神さびたる社にて、鶯の住むゆゑに何となくよみしならん」とあり。

# 河・池・井

## 飛鳥川

〔大和志〕

飛鳥川 源自<sub>二</sub>畑山中<sub>一</sub>經<sub>二</sub>福淵<sub>一</sub>至<sub>二</sub>祝戸<sub>一</sub>与<sub>二</sub>細川<sub>一</sub>合<sub>二</sub>經<sub>三</sub>岡飛鳥四分等<sub>一</sub>至<sub>二</sub>今井<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>蘇武川<sub>一</sub>歷<sub>二</sub>地黃<sub>一</sub>入<sub>二</sub>十市郡<sub>一</sub>

〔大和名所図会〕

蘇武川 そぶがは 曾武橋 そぶのはし (八木村にあり。飛鳥川のながれなり。『玉林抄』に曰く、聖德太子斑鳩宮よりすぢかひを經て、曾武のはしをわたり、八木の里を過ぎて橋宮にかよひたまひしとなり)

〔西国名所図会〕

蘇武川 蘇武橋 (八木村にあり。飛鳥川のながれなり。『玉林抄』曰く「聖德太子斑鳩宮よりすぢかひを經て、曾武のはしを渡り、八木の里を過ぎて橋の宮へかよひたまひし」と。街道なり)

〔大和志〕

遊部川 ソブ 自<sub>二</sub>高市郡<sub>一</sub>流<sub>二</sub>歷<sub>三</sub>豊田矢部等<sub>一</sub>至<sub>二</sub>竹田<sub>一</sub>入<sub>二</sub>城下郡<sub>一</sub>

名所・旧跡

久米川

〔和州旧跡幽考〕

久米川

水上たかとり山より出て、いぬいの方にながるゝなり。日本紀曰、一事主神雄略天皇を米目水迄（米目丸）をくり給ふと云々。古事記曰、長谷の山口迄送り給ふと云々。しかれば久米川は長谷の山口同所か。しかれども長谷ははるかにへだゝり侍る。

夫木  
御狩する君かへるとて久米川にひと言主こそいてませりけれ 有 穂

〔大和名所図会〕

久米川 〔桧隈川にして、真弓に至つて真弓川といふ。三瀬を経て久米に至り、久米川となづく〕

〔西国名所図会〕

久米川 〔桧隈川同流にして、真弓に至つて真弓川といひ、三瀬を経て久米に至る。久米川といふ〕

〔大和志〕

桧前川 源自三高取山ニ歴ニ桧前ニ至ニ真弓ニ曰ニ真弓川ニ経ニ三瀬ニ至ニ久米ニ曰ニ久米川ニ遶ニ敵火西ニ至ニ曾我ニ曰ニ曾我川ニ下流入ニ広瀬郡ニ〇以上山川原湿各有ニ古歌ニ但除ニ註中高取壺坂蘇武川ニ重坂川 源自ニ葛上郡ニ流至ニ兵庫ニ与ニ壺坂溪ニ合経ニ越智箸喰雲梯ニ至ニ曾我ニ入ニ桧前川ニ

寺 川

〔大和志〕

寺川 源自<sub>ニ</sub>多武山<sub>ニ</sub>歴<sub>ニ</sub>下<sub>ヲ</sub>居倉橋<sub>上</sub>宮等<sub>ヲ</sub>出<sub>ニ</sub>城<sub>上</sub>郡<sub>ニ</sub>至<sub>ニ</sub>川<sub>合</sub><sub>ニ</sub>与<sub>ニ</sub>忍坂川<sub>ニ</sub>合復入<sub>ニ</sub>本郡<sub>ニ</sub>經<sub>ニ</sub>新堂東竹田<sub>十市</sub>等<sub>ニ</sub>至<sub>ニ</sub>田原本<sub>一</sub>入<sub>ニ</sub>城<sub>下</sub>郡<sub>一</sub>

〔和州旧跡幽考〕

耳 無 川

耳梨山の東の麓をながれて北に行。

六帖

目なし川みゝなし川の見ずきかずありせば人をうらみざらまし

〔大和志〕

耳成川 源自<sub>ニ</sub>山田<sub>ニ</sub>經<sub>ニ</sub>米<sub>山</sub>東<sub>一</sub>曰<sub>ニ</sub>米<sub>深</sub>旧名無<sub>レ</sub>目<sub>カハ</sub>溪流<sub>遠</sub>香具山<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>耳成川<sub>ニ</sub>至<sub>ニ</sub>十市<sub>一</sub>入<sub>ニ</sub>寺川<sub>一</sub>

〔大和名所図会〕

耳無川 (目無川ともいへり。耳なし山のひがしの麓をながれて寺川に入る)

『六帖』

目なし川みみなし川の見ずきかずありせば人をうらみざらまし



〔西国名所図会〕

耳無川（耳なし山の東の麓をながれて寺川にいる。目無川ともいふ）

『六帖』

目無川耳なし川の見ず聞かずありせば人を恨みざらまし

〔和州旧跡幽考〕

目無川

藻塩草には大和国と云云。耳梨川詠じ合せるにまかせて、爰にあらはす。目無川たづねえず。

〔大和名勝志〕

目無川

藻塩草目無川大和国と云々今其所を尋ぬるにしれかたし耳梨川の詠によめあハせければ爰に出しぬ

〔卯花日記〕

文政十二年  
津川長道

この里の西の方田の中に娘の塚とて、さゝやかなる冢ありてかたはかり残りたり。此なん万葉ニ見たる桜児のおきつきの跡なりとぞ。此村の西に小河有。桜河と云。

〔大和巡日記〕

見瀬町の北出放二丁計行と霧川有。久米仙人芋洗ノ芝、此川脇ニ有。六疊敷許の芝也。

〔西国名所図会〕

芋洗川 芋洗芝 (久米寺より五丁ばかり東にあり。これも久米の仙の物語よりして後世こしらへしものか。またいにしへよりの川の名なるか。芋あらひといへる地名他所にもありて、この地にかぎらず。もつとも久米の仙の物語は、若き女の衣をあらひとありて、芋を洗ひしこと見えず。これは布をあらふ女子の白き脛を見てといふよりして、女子を芋にころへちがひしなるべし。論ずるに足らず)

埴安池

〔和州旧跡幽考〕

埴安池

山部宿禰赤人故太政大臣藤原家の山池をよめる

万葉

いにしへのふるき堤は年ふかき池のなぎさに水草生にけり

八隅知やまか之わが大君の高照す日のわかみこ鹿妙かみかの藤井が原に大御門はじめ給ひて埴安はなやすの堤のうへにありたゝし見し給

ふれば略

同

白妙の麻の衣き埴安の御門の原にあかねさす日のくれぬるやらん

〔大和志〕

埴安池 在<sub>二</sub>南浦村<sub>一</sub>今曰<sub>二</sub>鏡池<sub>一</sub>○耳無川已下有<sub>二</sub>古歌<sub>一</sub>

〔大和名所図会〕

埴安池 (南浦村にあり。今、鏡池といふ。『仙覚抄』『藻塩草』、大和国なりとぞ。『日本紀』に曰く、神武帝、天香久山の埴土をとりて、八十平盆をみづからつくりおはしまして、諸神をまつり、あめがしたをしづめさせたまふ。その土をとるところを埴安といふと見えたり)

〔西国名所図会〕

埴安池 (南浦村にあり。今鏡池といふ。『日本紀』曰く、神武天皇天香具山の埴土<sub>は</sub>をとりて、八十平盆をみづから作りおはしまして、諸の神をまつり、天下をしづめさせたまふ。その土をとるところを埴安といふとあり。埴安の池の堤のこもりぬの、と『万葉集』に見えたり)

## 田身池

〔大和志〕

田身池 在<sub>二</sub>和田村<sub>一</sub>広三百歩○垣津田已下有<sub>二</sub>古歌<sub>一</sub>

〔大和名所図会〕

田身池 (和田村にあり。多能武池<sub>たのむらたけい</sub>ともかけり)

『夫木』

下り立ちて引きやつくさんけふをのみたのむの池におふる菖蒲を

隆 輔

〔西国名所図会〕

田身池 (同村にあり。多能武池とも書けり)

『夫木』

下り立ちて引きやつくさん今日をのみたのむの池に生ふる菖蒲を

劍 池

〔和州旧跡幽考〕

劍 池

平氏伝曰、高市郡難波劍池云々。所をしらず。

応神天皇十七年十月に池をほり劍池と号せり。日本 此時輕池もほりたり。日本

舒明天皇七年七月此池に一茎に花二ふさの蓮花咲けり。日本 亦皇極天皇三年六月一茎に二つの萼の蓮華咲けり。豊浦の大

臣が将来の瑞なりとて、金墨にかきて大法興寺の丈六の仏に奉れり。日本

万葉 御佩乎劍の池の蓮葉に淳水の行衛なみわかため時にあはむとあひたる君を莫寝等母寸巨勢友吾情清隅の池の池の底

吾はしのびずたゝにあふまでに

〔大和志〕

劍池 在石川村<sub>ニ</sub> 広四百畝許

〔西国名所図会〕

劍池 (石川村にあり。一に劍が淵ともいふ。池の周およそ七丁半ばかりあり)

『日本紀』曰く「誉田天皇(応神)十一年冬十月作<sub>ニ</sub>劍池<sub>一</sub>」。

同、舒明天皇七年七月、この池に一茎に二の花の蓮花咲きけりと云ふ。

また、皇極天皇三年六月、この池の蓮一茎に二の萼あるもの生じ咲けり。これ蘇我臣が将来の瑞なりとて、すなわち金墨を以て書して大法興寺の丈六の仏に献ずと云ふ。

御佩<sub>ハ</sub>乎<sub>ハ</sub>劍池<sub>ノ</sub>之<sub>ハ</sub>蓮葉<sub>ハ</sub>爾<sub>ハ</sub>淳<sub>ハ</sub>有水<sub>ハ</sub>之<sub>ハ</sub>往<sub>ハ</sub>方<sub>ハ</sub>無<sub>ハ</sub>我<sub>ハ</sub>為<sub>ハ</sub>時<sub>ハ</sub>爾<sub>ハ</sub>応<sub>ハ</sub>相<sub>ハ</sub>登<sub>ハ</sub>相<sub>ハ</sub>有<sub>ハ</sub>君<sub>ハ</sub>乎<sub>ハ</sub>莫<sub>ハ</sub>寢<sub>ハ</sub>等<sub>ハ</sub>母<sub>ハ</sub>寸<sub>ハ</sub>巨<sub>ハ</sub>勢<sub>ハ</sub>友<sub>ハ</sub>吾<sub>ハ</sub>情<sub>ハ</sub>清<sub>ハ</sub>隅<sub>ハ</sub>池<sub>ハ</sub>之<sub>ハ</sub>池<sub>ハ</sub>底<sub>ハ</sub>云<sub>ハ</sub>々<sub>ハ</sub>。

## 耳 梨 池

〔和州旧跡幽考〕

### 耳 梨 池

むかし女ありけり。鬘<sub>カ</sub>兒<sub>ト</sub>となんいひけり。おとこ三人して恋あらそふからに、女せんすへをしらず。扱おもふやう、我身一つ消なんは露よりもかろし、三人の男の心和平がたきは石のごとし。終に此池にして身をぞなげける。三人のおとこな

げきに堪ずしてよめる。万葉集

万葉 無耳の池しうらめしわきも子がきつゝかくればみづもかれなん

同 足曳の山かつらの児けふゆく和我に告せは帰りこましを

同 足引の玉纒かづの児けふごとにいづれの隈を見つゝきにけん

〔大和志〕

耳無池 耳無山、西麓水竭名存

〔大和名所図会〕

耳梨池 (耳無山の西麓にあり。今、水溜れて名ばかりなり)

『万葉集』に曰く、

むかし女ありけり。名を鬘児となんいひけり。をとこ三人して恋ひあらそふからに、女せんすべをしらず。さて想ふやう、我が身一つ消えなんは露よりもかるし。三人の男の心和平げがたきは石のごとし。終にこの池にして身をぞなげける。三人のをとこ、なげきに堪えずしてよめる、

『万葉』

無耳の池しうらめしわきも子がきつつかくればみづもかれなん

同

足曳の山かづらの児けふゆくと我に告げせば帰りこましを

同

足引の玉縵の児けふごとといづれの隈を見つつきにけん

〔西国名所図会〕

耳無池 (耳なし山の西の麓にあり。今は水かれてその名のみなり)

『万葉集』曰く「むかし女ありけり。名を鬘兒となん言ひけり。男三人して恋あらそふからに、女せんすべをしらず。さて思ふやう、我が身ひとつ消えなんは露よりも軽し。三人の男のこころ和平がたきは石のごとし。終にこの池にして身をぞなげける。三人の男なげきに絶えずして、

『万葉』

無耳の池しうらめしわぎも子がきつつ潜かはみづは潤れなむ

同

足曳の山かづらの児けふゆくと我に告げせば帰りこましを

同

足引の玉かづらの児けふのごといづくの隈を見つつきにけん」

輕池

〔和州旧跡幽考〕

輕池 大輕といふ所に池あり

応神天皇十七年十月に池をほり、輕池と号せり。〔十一年カ〕日本〔天武十年カ〕同十年輕の市をはじめられたり。紀日本〔天武十年カ〕同十年輕の市をはじめられたり。紀日本

古来歌合鴨のたつ羽音寒けし輕の池の上手の堤人やすぐらん

師兼千首身にかへて世のおさまらん命は輕の市人

〔大和志〕

輕池 在大哥留村二広一百五十畝、應神天皇十一年冬十月作二劍池、輕池、鹿垣池、廐坂池、其廐坂池未詳ニ在所一

〔古事記伝〕 卷二十三 本居宣長

又是之御世。マコノミミヨニ作依網池。ヨイナツツリ亦作輕之酒折池也。マコノミミヨニサカサリノイワツツリシキ

○輕之酒折池、輕は、境岡宮段に出、(伝廿二)酒折池は、此より外に物に見えず、名の例は、倭建命段に、酒折宮あり、さて此は、書紀には、(依網池を作られたる同年の)十一月、作二茹坂池反折池ことあり、茹坂は輕坂にて、反折は佐加袁理と訓べきか、若然らば此記も、輕之池酒折池なるが、上の池字の脱たるか、又書紀の反字、坂の誤か、又一本には、及とあるに依ときは、折池なれば、此記も酒字、池の誤ならむか、はた書紀に酒字の脱たるか、左右に互にまぎら



はしくて、定め難ければ、姑本の隨に訓つ、さて玉垣宮段、及応神紀(十一年)万葉三の歌に、軽池見え、又同卷十二卷などに、獵路池とよめるも、輕路の池なりと、師は云れし、此輕池を、酒折池と云しにやあらむ、別にやあらむ、詳ならず、(撰津国住吉郡に、遠里小野村と云ありて、今現に乎理乎能と呼へば、万葉七又十六に、住吉之遠里小野之とある、今本の訓は誤にて、袁理乃袁怒乃と、六言によむべきなり、さて此なる若折池ならば、彼地にある池か、こはせめてこゝろみに云のみなり、)

〔大和名所図会〕

輕池 (大歌留村にあり。一に輕に作る。『日本紀』に出づ)

『玉葉』

かるの池の入江めぐれる鴨すらも玉もの上に独りねなくに 紀皇女

『新千載』

名ばかりをかるの市人跡はあれどうる年もなき道をたてつつ 為藤

〔西国名所図会〕

輕の池 (同村にあり。人皇十六代応神天皇十一月十日、輕の池を作ると『日本紀』に見えたり)

『万葉』

輕の池のうらみ往きみる鴨すらに玉藻の上に独りねなくに 紀皇女

## 厩坂池

〔和州旧跡幽考〕

### 厩坂池

応神天皇十一年十月、池をほらせて厩坂池と号せられたり。日本紀 亦同御宇三年十月厩坂の道をひらかれけるとぞ。日本紀 かの山科寺を建られし厩坂も、爰にや侍りなん。

〔大和名所図会〕

厩坂池（所不詳。『日本紀』に見えたり。山科寺を建てられし厩坂も、ここにや侍りなん）

## 益田池

〔和州旧跡幽考〕

### 益田池

久米寺のほとりに花出山といふ際に、益田池のあとゝてかすかにのこれり。其西につゞきて池じり村といふあり。村老いひつたへて、かの池の樋の口にて侍れば、池尻の名ありとなり。おもふに是より南半里ばかり行て碑銘をすへける石今にのこれり。池尻村より爰までむかしは池に侍りなん。尤広太の池とかゝれしも、おもひやられたり。

性靈集鈔云、むかしは広太の池たりしかども、今わづかにのこれり。池の左に竜海寺・竜門寺・竜蓋寺あり。右に琴彈原白鳥陵あり。南に大野墓太皇太后先大枝氏の墓平群郡にあり。北に畝傍山有。良に來眼寺あり。坤に武内大臣の靈廟あり。檢隈川ながれたりと云々。おもふに尤先大枝氏の墓は、延喜式に平群郡とありしかれども、平群郡は此池より西北にあたり。南といへるおぼつかなし。性靈集に南の大墓ありとかき給ひしは別のつかならんか。

益田池に弘法大師碑銘を立給ひし。其詞性靈集につまびらかなり。此所の旧名は村井といへり。此地は漢直の旧宅なり。嵯峨天皇日照に田のいたむ事をなげかせ給ひしかば、弘仁十三年十一月前大和守藤原朝臣繩主・紀伊守末等、此所よるしき地なる事をわきまへしり。池をほらせぬべき奏聞を経たりしに、やすく勅許ありしより、繩主・末等、真円律師申あはせて、ほらせたり。大伴參議国道・和州大守藤広を池の檢校職に補せられたり。或人曰、日照といへども田を益の功ありしより、益田池と号せられけるとなり。性靈集 延宝七年迄凡八百五十八年歟。

さはらひ巻

にくさのみ益田の池のねぬなほのいとふにはゆるものにぞありける

内裏名所

思ひのみ益田池の水かくれにしらぬあやめのねにみだれつゝ

師兼千首

名にしあふ池の玉もに澄月も秋や益田の光なるらん

草根

床ぞうく涙身をしる世々の雨はれず益田の池の水かささ

順徳院

〔和州旧跡幽考〕

益田池碑銘

碑銘はなくなりて、台と見えし石あり。俗に岩船といふ。東西三丈二三尺。南北二丈二三尺。高さ二丈五六尺もや

ありけむ。其頭に五尺五寸の穴方にして二つあり。ふかき事三四尺。ふたつの穴の中間に一尺五寸のへだてをのこせり。そのけづりなせるさまなめらかにして、木をほりたるにひとし。かの碑銘をすへける跡と見えたり。

大和州益田池碑銘并序

東大寺沙門大僧都伝灯大法師遍照金剛文并書

若夫感星銀漢下灑之功深湖水天地上潤之德普故能出嶽因<sub>レ</sub>之而鬱茂虫卵賴<sub>レ</sub>之而長生至<sub>レ</sub>若<sub>二</sub>八氣播殖五才陶冶<sub>一</sub>北方之行偏居<sub>一</sub>其最<sub>一</sub>坎之為<sub>レ</sub>德遠矣哉皇矣哉粵有<sub>二</sub>益田池<sub>一</sub>兩尊鼻子之州八鳥初導之國地是漢譜之旧宅号則村井之故名去弘仁十三年仲冬之月前和州監察藤納言紀太守末等慮<sub>二</sub>兀陽之可<sub>レ</sub>支歎<sub>二</sub>膏腴之未<sub>レ</sub>開占<sub>二</sub>斯勝<sub>一</sub>處<sub>一</sub>奏<sub>二</sub>請<sub>一</sub>之論詔即応爰則令<sub>二</sub>藤紀<sub>一</sub>二公及円律師等<sub>二</sub>剋<sub>レ</sub>功未<sub>レ</sub>幾皇帝逝<sub>二</sub>鷲汾襲<sub>二</sub>藤公從<sub>レ</sub>之辭<sub>レ</sub>職紀守亦遷<sub>二</sub>越前<sub>一</sub>今上膺<sub>二</sub>堯揖讓<sub>一</sub>馭<sub>二</sub>舜宝圖<sub>一</sub>照<sub>二</sub>玉燭乎<sub>二</sub>儀<sub>一</sub>撫<sub>二</sub>赤子於八島<sub>一</sub>簡<sub>二</sub>伴平章事<sub>一</sub>国道<sub>二</sub>代檢<sub>二</sub>国事<sub>一</sub>並拔<sub>二</sub>藤広<sub>一</sub>任<sub>二</sub>判史<sub>一</sub>兩公檢<sub>二</sub>校池事<sub>一</sub>於<sub>二</sub>焉青鳧引<sub>レ</sub>塊數千之馬日聚赤馬驅<sub>レ</sub>人百計之夫夜集既而車馬轟々而電往男女礮々而雷掃土零々而雪積堤條忽而雲騰宛如<sub>二</sub>靈神之挺<sub>一</sub>埴還疑<sub>二</sub>洪鑪之化產<sub>一</sub>成也不日畢也不年造<sub>レ</sub>之人也弁<sub>レ</sub>之天也爾乃池之為<sub>レ</sub>狀也左<sub>二</sub>竜寺<sub>一</sub>右<sub>二</sub>鳥陵<sub>一</sub>大墓南聳歐傍北峙米眼精舍鎮<sub>二</sub>其良<sub>一</sub>武遮荒隴押<sub>二</sub>其坤<sub>一</sub>十余大陵聯綿虎踞四面長阜邈遼竜臥雲蕩<sub>二</sub>松嶺之上<sub>一</sub>水激<sub>二</sub>松隈之下<sub>一</sub>春繡映<sub>二</sub>池觀者忘<sub>レ</sub>歸秋錦開<sub>二</sub>林遊人不<sub>レ</sub>倦駕<sub>二</sub>鳧鳥鴨戲<sub>一</sub>水奏<sub>二</sub>歌玄鶴黃鶩遊<sub>レ</sub>汀爭舞龜鼈延<sub>二</sub>頸鮒鯉掉<sub>一</sub>尾淵瀨祭<sub>二</sub>魚林鳥反<sub>一</sub>哺泊<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>積水含<sub>一</sub>天暈山倒景深也似<sub>二</sub>海広也超<sub>レ</sub>淮笑<sub>二</sub>昆明之非<sub>一</sub>儒晒<sub>二</sub>耨達之猶少<sub>一</sub>虎嘯鼓<sub>二</sub>濤則驚汰沃<sub>一</sub>漢竜吟決<sub>レ</sub>堤則容与不<sub>レ</sub>飾囊<sub>二</sub>陸之罔象不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>溢<sub>一</sub>其塘<sub>二</sub>燠<sub>一</sub>山之女魅不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>涸<sub>一</sub>其底<sub>二</sub>六郡蒙<sub>一</sub>潤万澮湯々一人有<sub>レ</sub>慶兆民賴<sub>レ</sub>之舞<sub>レ</sub>之蹈<sub>レ</sub>之詠<sub>二</sub>千箱<sub>一</sub>以擊<sub>レ</sub>腹手<sub>レ</sub>之足<sub>レ</sub>之唯<sub>二</sub>万歲<sub>一</sub>而忘<sub>レ</sub>力歎<sub>二</sub>蒼海之數變<sub>一</sub>索<sub>二</sub>銘詞乎余筆<sub>一</sub>貧道不才当<sub>レ</sub>仁固辞不<sub>レ</sub>能課<sub>レ</sub>虚吐<sub>レ</sub>章迺<sub>レ</sub>銘曰

希夷象帝	一未萌	盤古不出	国常無生
元氣倏動	葦芽乍驚	八風扇鼓	五才縱橫
日月運轉	山河錯峙	千名森羅	万物雜起
藤膚既隱	稷稂爰始	天地人地	灑霑功似
前堯後禹	慮厚恤人	智略広運	慈悲且仁
機事不測	成功若神	潤物如雨	榮人似春
綸繳雷震	有司創功	紀藤薙草	果績円豊
伴相施計	原守在公	良才奇術	民具靡風
爰有二坎	其名益田	掘之人力	成也自天
車馬霧聚	男女雲連	婦来似子	畢功不年
深而且広	鏡徹紺色	澗澆渺瀾	胆望罔極
百溪之宗	万派之職	魚鳥涵泳	虬竜斯匿
眈滄汎溢	甗畚播殖	莘莘我藝	稔々我穡
如抵如京	足兵足食	井田我事	堯帝何力

〔大和志〕

益田池 弘仁四年築其址北限池尻南及松隈有碑趺石在三瀬村西南丘上俗謂之岩船高二丈許縱二丈五尺有奇横一丈三尺有奇上鑿三兩方孔中為一槽碑身今亡其銘見釈空海性靈集○淨見原宮已下有古歌一

〔大和河内旅路の記〕

天明二年  
荒木田久老

〔武内宿禰の岩屋〕  
その山そひより南に行て岩ふね山に登る。この岩ふねといふは益田の池の碑の趺石なりとそ。いと大なる石にて、高さは壹丈四五尺、東西の長さは貳丈、南北は壹丈あまりも有なん。南のかたのなゝめなるよりのほりて下を見れば、いとおそろしかし上に碑のもとを入たる穴なりとて、四尺はかりにほりたる穴ふたつあり。西のかたの穴は土の入て浅く、東の穴は水のたまれるに鮎の如きうをすめり。こは人のもて来て入おきしにや。またおのつからいてきたるにや。いとあやしかりけり。山の東はかの池のあと、おほしくて、田ある所外よりはひきく見ゆ。この山にも岩かまへのかつゝあらはれたる所ふた所あり。

〔大和名所図会〕

益田池〔大和志〕に曰く、弘仁四年墮る。その址、北は池尻を限り、南は松隈におよぶ。三瀬村の西南の丘の上に碑の趺石あり。俗に岩船といふ。高さ二丈ばかり、縦二丈五尺、横一丈三尺。上に兩方の孔を鑿り一槽とし、碑身は今亡びたり。その銘は、釈空海『性靈集』に見えたり

久米寺のほとり花出山といふ際に、益田池の跡とて幽かに遣れり。その西につづきて池尻村といふあり。これより南に碑をすゑたる台石、今のこれり。池尻よりここまで半里ばかりの間、むかしは池なり。碑銘に広太の池と書かれしと思ひ

やられたり。今は僅かにのこりて芝生となる。むかしの池の岸とおぼしき所に、弘法大師の建てたまひし碑の跣石あり。碑はなし。いつの代にいかなる人の外にうつしけん、その由縁をしらず。その碑文世に伝ふるを見るに、末に至って縦横放蕩なる大字等もさまざま有り。試みにこれを連続して見れば、許多の大碑なり。

一説に曰く、益田の碑石は高取城の石垣に積み込みありと、古く云ひ伝へたり。しかれどもおよそ七里に廻る山城なれば、何方に在りといふ事を知るものなし。断碑の悲み、何れの代にか散ぜんや。

益田の旧名は村井といへり。この地は漢直あやふたひの旧宅なり。嵯峨天皇、早に田畑の損ふ事を愁ひたまひしかば、弘仁年中、前大和守藤原朝臣繩主・紀伊守末等、この所の地理佳なる事を弁へ、池を掘るべきよし奏しければ、やすく勅許ありしより、繩主・末等、真田律師と申し合はせて池を掘らせたり。大伴参議国道、和州太守藤広を池の檢校職に補せられたり。ある人曰く、早魃といへども、田を益の功ありしより益田池と号せられけるとなん云ひ伝ひける。

『金葉』

波まくらいかにうきねを定むらん氷る益田の池のをしどり

前齋宮内侍

『続千載』

思ひのみ益田の池のうきぬなは絶えぬ笑ひぞくるしかりけり

俊成女

『新統古今』

思ひのみます田の池の水がくれに知らぬあやめのねに乱れつつ

順徳院

益田池碑銘に曰く、

大和州益田池碑銘并序并沙門遍照金剛文并書

若夫。感星銀漢下灑之功深。湖水天地<sup>(池)</sup>上潤之德普。故能。

少卉因之而鬱茂。虫卵賴之而長生。至若。八氣播殖<sup>(植)</sup>。五才

陶冶。北方之行偏居其最。坎之為德。遠矣哉皇矣哉。粵有

益田池。兩尊<sup>(洲)</sup>鼻<sup>(道)</sup>子之州。八鳥初導之國。地是漢諳之旧宅。

号則村井之故名。去弘仁十三年仲冬之月。前和州監察藤納

言紀大守末等。慮亢陽之可支。歎膏腴之未開。占斯勝処奏

請之。綸詔即応。爰則。令藤紀二公及円律師等勩功。未幾

皇帝<sup>(遊)</sup>逝駕汾裏。藤公從之辭職。紀守亦遷越前。今上。膺堯

揖讓。馭舜宝函。照玉燭乎二儀。撫赤子於八嶋。簡伴平章

事国道代檢國事。並拔<sup>(物)</sup>藤広任判史。両公檢校池事。於焉。

青鼻引塊。数千之馬日聚。赤馬馭人。百計之夫夜集。既而。

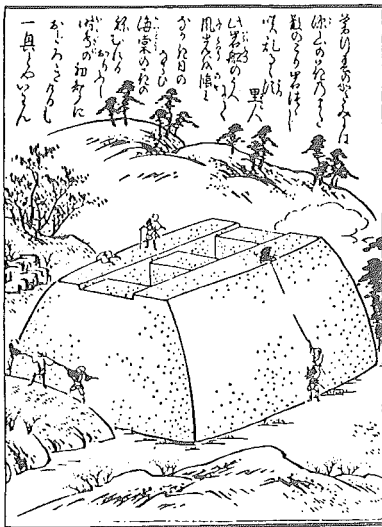
車馬轟々而電往。男女礮々而雷掃。土霧々而雪積。堤條忽

而雲騰。宛如靈神之挺植。還疑洪鑪之化産。成也不日。畢

也不年。造之人也。弁之天也。爾乃。池之為状也。左竜寺

右鳥陵。大墓南聳。畝傍北峙。米眼<sup>(米)</sup>精舍鎮其良。武遮荒權

名所・旧跡



益田岩船(ましたのいはふね) 暮れ行く春のかたみには、深(み)山の  
花のまた散りのこり、岩つつじ咲き乱るる頃、里人この岩船のうへにて風  
光を臨み、ながき日のならび、海棠の花のねむれるをりふし、時鳥の初声  
におどろきけるも一興とやいはん



押其坤。十余大陵聯綿虎踞。四面長阜邇迤竜臥。雲蕩松嶺之上。水激松隈之下。春繡映池觀者忘歸。秋錦開林遊人不倦。鴛鴦鳧鴨戲水奏歌。玄鶴黃鵠遊汀爭舞。龜鼈延頸鮪鯉掉尾。淵瀨祭魚林鳥反哺。(海)泊如。積水含天。疊山倒景。深也似海。広也超准。(映)笑昆明之非儔。晒耨達之猶少。虎嘯鼓濤則驚汰波漢。竜吟決堤則客与不飽。(客)襄陸之罔象。(陸)不得溢其塘。燠山之女魃。不能涸其底。六郡蒙潤万滄湯々。一人有慶兆民賴之。舞之蹈之。詠千箱以擊腹。手之足之。唱万歲而忘力。歎蒼海之數變。索銘詞乎余筆。貧道不才当仁。固辞不能。課虚吐章。洒為銘曰

希夷象帝

一未萌

盤古不出

国常無生(毛)

元氣倏動

葦芽乍驚(牙)

八風扇鼓

五才縱橫

日月運轉

山河錯峙

千名森羅

万物雜起

藤膚既隱

稷杭爰始

天地人地(池)

灑露功似

前堯後禹

慮厚恤人

智略広運

慈悲且仁

機事不測

成功若神

潤物如雨

榮人似春

綸紘雷震

有司創功

紀藤雍草

果統(續)円豊

伴相施計

厚守在公

良才奇術

民具靡風

爰有一坎

其名益田

堀(憑)之人力

成也自天

車馬霧聚

男女雲連

婦来似子

畢功不年

深而且広

鏡徹紺色

混漾渺瀾

瞻望罔極

百溪之宗	万派之職	魚鳥涵泳	虬竜斯匿
畎澮汎溢	留畚播殖	孳孳我芸	穉々我穡
如坻如京	足兵足食	井田我事	堯帝何力

『觀鵞百譚』に云く、益田池の碑銘の真跡は、讃岐国にありしといふ。今摸して伝ふるはこれなりとぞ。また高野山明王院にもありて、この摸写と互見するに、大抵印本のごとしといへども頗る異同あり。

〔卯花日記〕

妙法寺の村を下りて石船の山にのほるに、山のなかばとおほしき所ニ南へむきて石窟あり。めくらすニ大石をもてす。上のくちより見るに深さ一丈あまり、中に石のひつきほりわれくだけたり。此ハ石窟のふたの大石のおち入りてわれたると見ゆ。石棺の石のきめ越前石の如きやはらかなる石とミゆ。ときミがきいとよくしたり。しかし帝の御ンとハ見へず。上の世の大臣諸王の墓成へし。石船にほるに石船の高き式丈、長さハもてる竹杖の七たけあり。幅ハ杖四たけ。碎<sub>(碎)</sub>踏の穴杖たけ一ツ半ツ、深くほりたる所のふかさハ杖たり一ツなり。いと大なる石にこそ。此いし増田池の碑石をすうる石なりといへり。碑石ハ今はなし。かゝる大石の碑のきれくだけたるにもこのあたりにあるべきに今ハ形もなし。千古遺憾也。碑文の真蹟ハ弘法大師の筆にて、今も高野の山ニハありとて集古十種に石摺をのこされたり。文字の大きさまてハ、此碑石によくかなひて、いともく大なる物なるへしと思ひはかられ侍るには、大師の文をゑらひ紙におろしてかき玉ひぬれとも、石文の石にハ文字をゑりつくへきためなれハ、きめよくなたらかにして、此石文の用にそなづむへき大石のなきまゝに事ならずして、いたすらに碑<sub>(碑)</sub>踏の石はかりのこりたるべし。今の世とてもかゝる大石の文字ゑりつくへき石のやわら

あるへき哉、むかしもなかりしなるへき也。此石のうへより四方をながむる(景色)気しきうちはれていとよし。酒のミかれいと  
うべて帰る事を忘ぬ。

〔大和巡日記〕

夫より南へ出一老人に尋ぬ。益田ノ池の跡田地□□□真南小山有。是昔の池の中島のよし。是に石舟と申一丈計の石有  
由。牌(碑)今は無之と申に付、下より見たるのみにて不上。此牌は空海の書たる書たりし由也。右の石は石の台石の由也。

〔西国名所図会〕

益田池碑の趾 (三瀬村の西南の山の上に碑の趺石あり。俗に岩船といふ。高さ二丈ばかり、縦二丈五尺、横一丈三尺、上に両所穴あり。ここに碑身を建てたるなるべし)

『旧跡幽考』に曰く「益田池。久米寺の辺に花出山といふ際に益田の池の跡とてかすかに残れり。その西につづきて池尻村といふあり。村老いひ伝へて、彼の池の樋口にて待れば池尻の名ありとなり。思ふに、これより南半里ばかり行きて碑銘をすゑける石今にのこれり。池尻村よりここまで、昔は池にはべりなん。もつとも広大の池と書かれしもおもひやられたり」。

『性霊集鈔』に云ふ「昔は広大の池たりしかども、今わづかにのこり、池の左に竜海寺・竜門寺・竜蓋寺あり。右に琴弾原・白鳥の陵あり。南に大野墓・太皇太后先大枝氏の墓、平群郡にあり。北に敵傍山あり。良に来目寺あり。坤に武内大臣の靈廟あり。松前川ながれたり云々。思ふに、もつとも先の大枝氏の墓は『延喜式』に平群郡とあり。しかれども平群

郡はこの地より西北にあたり。南といへる覺東なし」云々。

益田の旧名は村井といへり。この地は漢直の旧宅なり。嵯峨天皇早天に田畑の損ねん事を愁ひたまひしかば、弘仁十三年十一月、前大和守藤原朝臣繩主、紀伊守末等、この所の地理佳き事を弁へ池を掘らすべきよし奏しければ、やすく勅許ありしより、繩主・末等、真円律師と申し合はせて池を掘らせたり。大伴参議国道、和州大守藤広を池の檢校職に補せられたり。ある人曰く、早魃のときにいたりては、田に益ある事はなほだしきをもつて益田の池と号せられるとなん。

『大和志』曰く「弘仁四年陸る。その址は、北は池尻をかぎり、南は松隈におよぶ。碑身は今亡びたり。その銘は釈空海、『性靈集』に見えたり」。

『金葉』

波まくらいかにうきねを定むらん氷る益田の池のをし鳥

前齋宮内侍

『新統古今』

思ふのみます田の池の水がくれに知らぬあやめのねに乱れつつ

順徳院

益田池碑銘曰く、

大和州益田池碑銘并序 沙門遍照金剛文并書

若夫感星銀漢下灑之功深 湖水天地上潤之德普 故能山岬因之而鬱茂虫 印頼之而長生 至若二八氣播殖  
五才陶冶北方之行 偏居三其最一坎之為徳遠 矣哉皇 矣哉粵 有二益田池 一兩尊 鼻子之州八鳥 初導之 国地  
是漢語之旧宅号 則村井之故名去 弘仁十三年仲冬之月前 和州監察藤 納言紀大守末等 慮二 亢陽之可 支 歎二 膏腴



詠ニ千箱<sup>キイシテセンシヨウ</sup>以<sup>シ</sup>擊<sup>ツ</sup>腹<sup>ハハラ</sup>手<sup>テ</sup>之<sup>レ</sup>足<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>唱<sup>レ</sup>二<sup>ハ</sup>万<sup>マン</sup>歲<sup>サイ</sup>而<sup>シテ</sup>忘<sup>ル</sup>力<sup>リキ</sup>歎<sup>ク</sup>二<sup>ハ</sup>蒼<sup>ソウ</sup>海<sup>カイ</sup>之<sup>レ</sup>數<sup>スウ</sup>變<sup>ヘン</sup>一<sup>ニ</sup>索<sup>ソク</sup>二<sup>ハ</sup>銘<sup>メイ</sup>詞<sup>ジ</sup>乎<sup>カ</sup>余<sup>ヨ</sup>筆<sup>フデ</sup>一<sup>ニ</sup>貧<sup>ヒン</sup>道<sup>ドウ</sup>不<sup>ク</sup>才<sup>サイ</sup>當<sup>レ</sup>仁<sup>ニ</sup>固<sup>コ</sup>

不能<sup>キイタルシヨウ</sup>課<sup>カ</sup>虚<sup>キョ</sup>吐<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>章<sup>チャウ</sup>酒<sup>シュ</sup>為<sup>レ</sup>銘<sup>メイ</sup>日<sup>ニチ</sup>

希夷<sup>キイ</sup>象<sup>シヤウ</sup>帝<sup>テイ</sup>一<sup>ニ</sup>未<sup>ミ</sup>萌<sup>メイ</sup>盤<sup>パン</sup>古<sup>コ</sup>不<sup>ズ</sup>出<sup>デ</sup>國<sup>クニ</sup>常<sup>ジョウ</sup>無<sup>レ</sup>生<sup>セイ</sup>元<sup>ゲン</sup>氣<sup>キ</sup>修<sup>シュ</sup>動<sup>ドウ</sup>

葦<sup>イ</sup>芽<sup>ヤ</sup>乍<sup>チヤ</sup>驚<sup>キョウ</sup>八<sup>ハツ</sup>風<sup>フウ</sup>扇<sup>セン</sup>鼓<sup>コ</sup>五<sup>ゴ</sup>才<sup>サイ</sup>縱<sup>ジュウ</sup>橫<sup>コウ</sup>日<sup>ニチ</sup>月<sup>ゲツ</sup>運<sup>ウン</sup>轉<sup>テン</sup>山<sup>サン</sup>河<sup>カ</sup>錯<sup>サク</sup>時<sup>ジ</sup>

千名<sup>センメイ</sup>森<sup>シン</sup>羅<sup>ラ</sup>万<sup>マン</sup>物<sup>ブツ</sup>雜<sup>ザツ</sup>起<sup>キ</sup>藤<sup>トウフ</sup>膚<sup>フ</sup>既<sup>キ</sup>隱<sup>イン</sup>稷<sup>シヨク</sup>稷<sup>シヨク</sup>爰<sup>ケン</sup>始<sup>シ</sup>天<sup>テン</sup>地<sup>ヂ</sup>人<sup>ジン</sup>地<sup>ヂ</sup>

灑<sup>シヤ</sup>露<sup>ロ</sup>功<sup>コウ</sup>似<sup>シ</sup>前<sup>ゼン</sup>堯<sup>ギョウ</sup>後<sup>ゴウ</sup>禹<sup>ウ</sup>慮<sup>オモ</sup>厚<sup>コウ</sup>恤<sup>シツ</sup>人<sup>ジン</sup>智<sup>チ</sup>略<sup>リョク</sup>広<sup>クワ</sup>運<sup>ウン</sup>慈<sup>ジ</sup>悲<sup>ヒ</sup>且<sup>チ</sup>仁<sup>ニ</sup>

機<sup>キ</sup>事<sup>ジ</sup>不<sup>ズ</sup>測<sup>ソク</sup>成<sup>ナス</sup>功<sup>コウ</sup>若<sup>ニシ</sup>神<sup>シン</sup>潤<sup>ウ</sup>物<sup>ブツ</sup>如<sup>ニシ</sup>雨<sup>アメ</sup>榮<sup>エイ</sup>人<sup>ジン</sup>似<sup>ニシ</sup>春<sup>ハルニ</sup>綸<sup>ロン</sup>繳<sup>ゲツ</sup>雷<sup>ライ</sup>震<sup>ジン</sup>

有<sup>ユウ</sup>司<sup>シ</sup>創<sup>ソウ</sup>功<sup>コウ</sup>紀<sup>キ</sup>藤<sup>トウフ</sup>薙<sup>ニ</sup>草<sup>サウ</sup>果<sup>カ</sup>績<sup>キツ</sup>田<sup>テン</sup>豐<sup>トウ</sup>伴<sup>バン</sup>相<sup>シヨウ</sup>施<sup>シ</sup>計<sup>ケイ</sup>原<sup>ゲン</sup>守<sup>シ</sup>在<sup>ニ</sup>公<sup>コウニ</sup>

良<sup>リョウ</sup>才<sup>サイ</sup>奇<sup>キ</sup>術<sup>ジュツ</sup>民<sup>ミン</sup>具<sup>キ</sup>靡<sup>メイ</sup>風<sup>フウ</sup>爰<sup>コ</sup>有<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>坎<sup>カン</sup>其<sup>ホ</sup>名<sup>ハ</sup>益<sup>ハコ</sup>田<sup>ラシ</sup>掘<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>人<sup>ジン</sup>力<sup>リキ</sup>

成<sup>ナル</sup>也<sup>ハ</sup>目<sup>メ</sup>天<sup>テン</sup>車<sup>シャ</sup>馬<sup>バ</sup>霧<sup>キ</sup>聚<sup>ケル</sup>男<sup>ナン</sup>女<sup>ニョウ</sup>雲<sup>ウン</sup>連<sup>レン</sup>歸<sup>キ</sup>來<sup>ライ</sup>似<sup>シ</sup>子<sup>シ</sup>畢<sup>ヘツ</sup>功<sup>コウ</sup>不<sup>ズ</sup>年<sup>ネン</sup>

深<sup>フカイ</sup>而<sup>シテ</sup>且<sup>カ</sup>広<sup>クワ</sup>鏡<sup>キョウ</sup>徹<sup>テツ</sup>紺<sup>コン</sup>色<sup>シキ</sup>泥<sup>コ</sup>濇<sup>セツ</sup>渺<sup>ミョウ</sup>瀾<sup>ラン</sup>瞻<sup>セン</sup>望<sup>ボウ</sup>罔<sup>レ</sup>極<sup>キョク</sup>百<sup>ヒャク</sup>派<sup>パイ</sup>之<sup>レ</sup>宗<sup>シュウ</sup>

万<sup>マン</sup>派<sup>パイ</sup>之<sup>レ</sup>職<sup>シキ</sup>魚<sup>イサ</sup>鳥<sup>トウ</sup>涵<sup>カン</sup>泳<sup>エイ</sup>虬<sup>キウ</sup>竜<sup>リウ</sup>斯<sup>シ</sup>匿<sup>ニク</sup>映<sup>エイ</sup>澹<sup>タン</sup>汎<sup>ファン</sup>溢<sup>イツ</sup>留<sup>リウ</sup>番<sup>ハン</sup>播<sup>ハ</sup>殖<sup>シキ</sup>

孳<sup>シ</sup>孳<sup>シ</sup>我<sup>ガ</sup>載<sup>サイ</sup>穩<sup>ウン</sup>々<sup>ニ</sup>我<sup>ガ</sup>穉<sup>ジュ</sup>如<sup>ニシ</sup>抵<sup>テイ</sup>如<sup>ニシ</sup>京<sup>キョウ</sup>足<sup>ソク</sup>兵<sup>ヘイ</sup>足<sup>ソク</sup>食<sup>シヨク</sup>井<sup>セイ</sup>田<sup>テン</sup>我<sup>ガ</sup>事<sup>ジ</sup>堯<sup>ギョウ</sup>帝<sup>テイ</sup>何<sup>ニ</sup>力<sup>リキ</sup>

『觀鷺百譚』に云ふ、益田池の碑銘の真跡は讃岐国にありといふ。今摸して伝ふるはこれなりとぞ。また高野山明王院にもありて、この摸写と互見するに、大抵印本のごとしいへども、すこぶる異同ありといへり。

〔藺笠のしづく〕

安政四年四月廿二日  
谷森善臣

下平田村より三瀬村の南にもどりて、境原天神の森の前にて、松隈川をわたり、森の北てを西へゆけば、山の上に岩舟とよぶ石みえたり。石の岡の尾の径をつたひて、西へ六町ばかり登りゆけば、岩舟の旁にいづ。此岩舟、まことに大きな石なり。本広く末すばみて、高さ二丈に余りぬべし。横田には〔図略〕かくさまなるものを、所々絵のやうに彫付たり。雨すこしやみたれば、人に足推させてはひ登りて見る。石の頂、前うしろの両端高く、中低く、掘平して方なる大穴二つ彫たり。此頂の平なるわたり五歩、広さ十一歩余り、子丑の方むきて立り。これ益田池の碑の台石なりとぞ。碑石もいと大きなりけんを、いつの代に、いかにして零らかしけん、いとあやし。池は既く涸はて、たゞ松隈川のみぞ、ほそく流れたる。弘法大師の此碑銘の序に、巧池の状たるや、竜寺を左にし、鳥陵を右にし、大墓南に聳え、畝傍北時来眼の精舎其の良に鎮まり、武遮の荒壠其の坤を押へ、十余の大陵、聯綿として虎踞し、四面の長阜邈迤として竜臥し、雲は松嶺の上を蕩ひ、水は松隈の下に激すとかゝれたりしも、思ひ出られて、そこらを見わたすに、子ノ方の畝火山、子丑の間に耳梨山、丑寅の方に五条野村の丸山、寅ノ方に下平田村の猿山など、みえたり。此ほかに見ゆる所も多かれど、名をだに知らぬ。

美作池

〔大和志〕

美作池 ミヤサカノ 在 ミ内膳村 ニ 広 一 百畝

〔大和名所図会〕

美作池（内膳村にあり）

〔西国名所図会〕

美作池（小綱の東、内膳村にあり、この地は十市郡に属す。街道の北の方なり）

『堀川次郎百首』

いせならばひがごとぞとや思はまし大和なるてふ美作の池

忠房

深田池

〔大和志〕

深田池 在久米村北、広七百余畝

濁池

〔大和志〕

濁池 在「山本村」

畝傍池

名所・旧跡



〔和州旧跡幽考〕

畝傍池

推古天皇廿一年にほらせて畝傍池と号せり。日本紀

越智池

〔大和志〕

越智池 北越智村今称ニ上池ニ延暦二年夏四月授三正六位上贊田物部首年足外從五位下以築越智池也

御厨池

〔大和志〕

御厨池 在二十市村

〔大和名所図会〕

御厨池 (十市村にあり)

耳無井

〔大和志〕

耳無井耳無山西北清冷甘美

〔大和名所図会〕

耳無井（耳無山の西北にあり）

〔西国名所図会〕

耳無井（耳無山の西北にあり）

### 藤原宮御井

〔和州旧跡幽考〕

藤原宮御井

万葉

八隅知し之しわが大君の高照す日のわかみこもろたぐ麓妙の藤井が原に大御門はじめ給ひて埴安の堤のうへにありたゞし見し給へれば日本の青香具山は日の経たぎの大御門に春山路しみさびたてり畝火のこの美豆山は日の緯わきの大御門に弥豆山みづと山さびいます耳高の青菅山は背友そともの大御門によろしなへ神さびたてり名くはし吉野の山は影友の大御門に雲居にぞとをくありける高知たかちや天の御蔭天知や日の御影の水こそは常にあらめ御井の清水

此歌のこゝろは詞林採葉曰、藤原宮に東西南北の大御門を立られたり。初の二つは日の経緯によりて方角をあらは

せり。後の二つは山の陰陽をさゞめしとみえたり。因<sup>レ</sup>茲日本紀以<sup>ニ</sup>東西<sup>一</sup>為<sup>ニ</sup>日経<sup>一</sup>、南北為<sup>ニ</sup>日緯<sup>一</sup>、山陽日<sup>ニ</sup>影面<sup>一</sup>、陰日<sup>ニ</sup>背面<sup>一</sup>、是以<sup>ニ</sup>百姓<sup>一</sup>安居天下無事焉

〔大和名所図会〕

藤原宮御井（藤井原、同所といふ）

『万葉』

八咫知し我が大君の、高照らす日のわかみこ、鹿妙の藤井が原に、大御門はじめたまひて、埴安の堤のうへに、ありたらし見したまへれば、日本の青香具山は、日の経の大御門に、春の山路しみさびたてり、畝火のこの美豆山は、日の緯の大御門に弥豆山と、山さびいます、耳高の青菅山は、背友の大御門に、よろしなへ神さびたてり、名くはし吉野の山は、影友の大御門に、雲居にぞとほくありける、高知や天の御蔭、天知や日の御影の、水こそは常にあらめ、御井の清水

この歌のころは、『詞林探葉』に曰く、藤原宮に東西南北の大御門を立てられたり。はじめの二つは、日の経緯によりて方角をあらはせり。後の二つは、山の陰陽をさだめしと見えたり。これによつて『日本紀』「以<sup>テ</sup>東西<sup>ヲ</sup>為<sup>ニ</sup>日経<sup>一</sup>、以<sup>テ</sup>南北<sup>ヲ</sup>為<sup>ニ</sup>日緯<sup>一</sup>。山陽日<sup>ニ</sup>影面<sup>一</sup>、陰日<sup>ニ</sup>背面<sup>一</sup>。是以<sup>ニ</sup>百姓<sup>一</sup>安居而天下無事焉」。

秀 泉 井

〔大和名所図会〕

秀泉井しゆづゐのゐ（高殿村にあり）

桑原井

〔大和名所図会〕

桑原井くははらのゐ（四分村にあり）

〔大和志〕

桑原井 在ま四分村ま

釜深泉

〔大和志〕

釜深泉 在ま五条野村ま潤ま田數頃ま

井谷井

〔大和名所図会〕

井谷井ひたのゐ（山本村にあり。亢旱こうかんに竭ませず）

名所・旧跡

名所・旧跡

〔大和志〕

井谷井 在<sub>二</sub>山本村<sub>一</sub> 亢旱不<sub>レ</sub>竭

遊部井

〔大和志〕

遊部井 在<sub>二</sub>今井村<sub>一</sub>

# 宮 跡

## 櫃 原 宮

〔和州旧跡幽考〕

### 櫃 原 宮

当世柏原村は、畝傍山の巽にして、葛上郡にあり。高市郡のさかひなり。此所より畝傍山につづきてみやこなるべし。万葉集にうねひ山の櫃原とよめるによりて此郡にあらはず。

夫櫃原宮は人皇のはじめ、神武天皇国々をしたがへ給ひて、大和国うねび山の東南の櫃原は、国の境区なればとて、宮をはじめて定めさせ給ふ。己未三月なり。辛酉年正月即位ましくて元年とせり。妃のたぐらひす蹈輔五十鈴媛命を皇后となし給ふ。

日本 此時天照太神の靈八咫鏡ならびに草薙剣を大殿にあがめ奉り、床をおなじうせさせ給ひて、皇居神宮さらにへだてな

し。北畠准すなはち天兒屋根命の孫天種子命、又天太玉命の孫天富命、祭礼をつかさどれり。壬寅年神渟名川耳尊皇太子

の位せさせ給ひぬ。又宇摩志麻治命内物部を卒し、道臣命采目カ米目部をひきゐて、御宮の御門をまもりき。日本

天祖降跡ましくて、神武天皇元年迄凡一百七十九万二千四百七十余歳になれり。又それより延宝七年迄凡二千三百卅九年歟。

万葉

玉手次畝火の山の櫃原のひしりの御世ゆ略

万葉  
あきつしまやまとの国の可之婆良能うねひの宮に宮ばしらふとしりたてゝあめのしたしらしめける前後  
現存六帖  
秋かけて露やいそめる玉だすき畝傍の山の峯のかしはら 家 持

〔大和名勝志〕

樞原宮

旧記云当世柏原村者在畝傍山巽隅葛上郡内而高市郡堺也自此所続畝傍山帝都也

夫樞原宮者人皇始神武天皇從シタカヘ玉ヲ 国大和国畝傍山東南樞原者国壤区故始宮定 己未年三月也辛酉年正月即位レ玉ヲ 即位七

十六年三月樞原宮而崩詳日本紀○延喜式神武帝大和高市郡畝傍山東北陵○古事記畝傍山北白橋尾上陵云々

現存六帖  
秋かけて露やいそちる玉ぞけき畝傍山の峯のかしはら 家 持

〔古事記〕 卷十九

故如此。言向平和荒夫疏神等。夫疏ニ 退撥不伏人等而。坐畝火之白樺原宮治天下也。

○畝火は、大和国高市郡にある山名なり、此下なる大后の御哥に、宇泥備夜麻と見え、書紀欽明卷哥にも見え、允恭巻に、新羅客が此山を愛て、宇泥啐巴椰と云ること、又推古巻に畝傍池、皇極巻に、蘇我大臣の畝傍家、(此畝字を釈紀にも今本にも畝に誤て、トシカタノイへと訓るはひがことなり) 続紀に文武天皇四年八月に、此山の樹木の故なくして枯たりしことも見ゆ、万葉一(十二丁)には、雲根火耳梨香山と三山の妻競の近江宮天皇大御歌、又(二十三丁)藤原宮御井哥に、畝火乃此美豆山者日緯能大御門爾弥豆山跡山佐備伊座、二(三十八丁)に、軽市爾吾立聞者、玉手次畝火乃山雨鳴

鳥之音母不所聞、四(二十三丁)に、天翔哉輕路從玉田次畝火山口坐神社(大月次新嘗)あり、さて今此山の東南の麓に、畝傍山此云三宇弥摩夜摩ことあり、神名帳大和国高市郡畝火山口坐神社(大月次新嘗)あり、さて今此山の東南の麓に、畦樋村と云あるなり、今土人は樋を清て呼り、然れども古書には備字などを用て、皆濁音なり、○白禰原宮、白禰は加志と訓べし、此樹の事は、玉垣宮段(伝二十五)に葉広熊白禰とある処に云べし、さて此宮号は、此地旧は白禰樹原にて有し故に(書紀には、披三弘山林一經三宮宮室とあり)、負るなるべし、かくて此地名は、今世には遺らざれども、大宮所は、畝火山の東南の麓に近き地なりしこと、書紀にて著明し、(或説に、葛上郡なる柏原村、此宮趾なり、此村畝火山の西南方にあたれ、ば、日本紀の東字は、西を写誤れるなりと云るは非なり、今の柏原村は、畝火山のあたりに非ず、や、遠ければ、さらに畝火の白禰原と云べき地理にあらず、由なきことなり)、書紀に、道臣命に宅地を賜て、築坂邑に居しめ、大来目を来自邑に居しむとあるは、皆京城の近き辺の地なりけむ、(築坂は、宣化天皇の御陵のある身狭桃花鳥坂と同じ、今三瀬より東方輕村へ越る間の岡にて、東よりも西よりもや、登る坂路なり、其上の平なる地に窟あり、これ彼御陵なるべし此事猶委き考あり、此地畝火より遠からず、又久米村久米寺なども、畝火に近き地なり、(書紀云、己未年三月辛酉朔丁卯、下令曰云々、ハク、ミレバネヒヤノヒムカシハバラノトコロケダシクモクアマホララムカモコソコミヤシキヤソコツキヤガテツカサムヘツカヘマツリキホミヤ々々、観二夫畝傍山一東南樞原地者、蓋国之壤区乎、可治之、是月即命一有司一經二始帝宅一、古語拾遺に、此大宮造らし、間の事、其余も此御代の御制どもなど、くさく記せり)万葉一(十六丁)に、玉手次畝火之山乃樞原乃日知之御世從云々とよめり、

〔大和巡日記〕

扱此ウネヒ山の辰巳の在所、うねひ村、樞原村有、神武帝樞原ノ都の地也。一説山の東大久保と云所、かし原の都跡也と



も云。貝原記に、日本紀に神武天皇長髓彦をうち、天下を定め給ひ、うねひ山の東南かし原の地、国のもなかなる故都を作り給ふ、と見へたりと有。扱此御陵の西の方とおほしき処在所四条村也。皇居の地と云。

### 片塩浮孔宮

〔大和名勝志〕

#### 片塩浮孔宮

旧記云片塩浮孔宮者畝傍山北今四条村北皇宮跡也人王第三安寧帝二年移都於片塩名浮孔宮云々詳日本紀一延喜式安寧帝陵大和国高市郡畝傍山西南蔭井上陵也

### 軽曲峡宮

〔和州旧跡幽考〕

#### 軽曲峡宮

軽の町より西南五町ばかりを経て、田地にまはりおさと俗よぶ所あり。まがりほの片言といへり。

人皇四代懿德天皇御宇二年正月、都を軽の池にうつし給ひて、曲峡宮と号せられしなり。日本紀又軽境岡宮ともいふ。古事記

〔大和名勝志〕

輕曲峽宮

日本紀懿德天皇二年正月移都於輕地一号曲峽宮一〇古事記号輕境岡宮一云々今見自輕町一經西南五町計一田地号溝波利緒佐一所有是曲峽片言歟

〔大和志〕

曲峽宮 懿德天皇二年遷都於輕地一是謂曲峽宮一

〔大和名所図会〕

曲峽宮 (輕の町、坤五町ばかりに、田地の字にまはりおさと呼ぶ所なり。まがりさの片言といへり。懿德天皇、都を輕の地に遷すと

『日本紀』に見えたり)

〔西国名所図会〕

曲峽宮 (輕村の未申五町ばかりに、田地の字にまはりおさとよぶ所なり。曲峽の片言といへり。懿德天皇、都を輕の地にうつすと

『日本紀』に見えたり)

〔古事記伝〕

境岡宮卷

大倭日子鉏友命。坐輕之境岡宮。治天下也。此天皇。娶師木泉主之祖。賦登麻和訶比売命亦名飯日比売命。

生<sup>ウイマセミ</sup> 御子<sup>ミコ</sup>。御真津日子<sup>ミマツヒコ</sup>訶惠志泥命<sup>コケシニヒコ</sup>。自詞下四ツツギニタギシヒコノミコト  
字以音 次<sup>ツギ</sup> 多芸志比古命<sup>タギシヒコノミコト</sup>。二柱

○輕<sup>カル</sup>は大和<sup>ヤマト</sup>、国高市郡<sup>タカシノ</sup>にあり、神名帳に、此郡に輕樹村坐神社あり、(此は輕の内の樹村てふ地名か、又輕樹てふ地名か、大和志に、此神社、池尻の属邑輕子<sup>カルコ</sup>と云にありと云り、いかならむ)、今も輕村あり、(大哥留とも云、そは中昔に、大小二村有しが、其小哥哥留の方は、今絶けるにやあらむ)、此地、水垣宮、段玉垣宮、段、書紀、応神卷(五十七丁)雄略卷(二十丁)欽明卷(四十二丁)推古卷(十七丁)などにも見え、万葉二(三十七丁)に、天飛也輕路者云々、輕市爾吾立聞者、玉手次敵火乃山爾噎鳥之音母、不所聞、三(四十丁)に、輕池之云々、四(二十三丁)に、天飛哉輕路從、玉田次敵火手見管、十一(二十八丁)に、天飛也輕之祇<sup>イハヒツキ</sup>、觀云々などよめり、○境岡宮、岡は、師の袁と訓れたるに従へし、書紀には、曲峽<sup>マカリツ</sup>とあり、又神功卷に、淳中倉之長峽とある地名を、撰津国風土記には、沼名標之長岡之前とあり、是ら其証なり、万葉(七の三十五丁)に向岡ともあり、(袁加の本語は、袁なるに、加を添たるにて、加は処の意なり、坂も本は佐なるに、此加を添たる言なる由、上卷に云り、其と同じ、丘も常には袁加とよむを、書紀に袁とのみも訓り)さて此宮は、今彼哥哥留村より西方、三瀬と云処へ行間、小高く広き岡越の道にて、坂あり、其あたりにぞ有けむ、境岡と云べき地のさまなり、又此岡上、広き原なれば、堺原宮(孝元天皇の大宮なり)も、此あたりなるべし、書紀には、二年春正月甲戌朔戊寅、遷都於輕地、是謂<sup>イハレ</sup>二曲峽宮とあり、(或人云、此宮の趾は、輕の坤方にあり、今も未波理乎佐と云田地の字のこれり)、

輕境原宮

〔和州旧跡幽考〕

輕境原宮

帝王編年曰、輕大路の西方云々。今見るに、大道の西天神の宮あり。その所を俗にさかきばらといふ。此所に侍りなん。

人皇八代孝元天皇四年三月都を輕の地にうつし給ひて、境原宮とぞ号せられたる。日本紀 延宝七年迄凡一千八百九十年歟。

〔大和名勝志〕

輕境原宮

日本紀考元天皇四年三月移都於輕地二号二境原宮二云々。○帝王編年輕境原宮者輕大路西云々。今見大道西有天神宮一俗号二佐賀幾波羅二此所歟。

〔大和志〕

境原宮 孝元天皇四年遷都於輕地二是謂二境原宮一

〔菅笠日記〕

此村をいで、あなたは程なく大輕村、是はかの天皇の都の跡なり。輕ノ塚原ノ宮かるの市などいひしも、こゝなるべし。

〔古事記伝〕

境原宮卷

名所・旧跡

大倭根子日子國玖疏命。坐輕之塚原。宮治天下也。此天皇。娶穗積臣等之祖。内色許男命。昔下効此妹。内色許  
 亮命。生御子大毘古命。次少名日子建猪心命。次若倭根子日子大毘毘命。柱。又娶内色許男命之女。伊賀迦色壳許  
 命。生御子。比古布都押之信命。自比至。又娶河内青玉之女。名波邇夜須毘壳。生御子。建波邇夜須毘古命。一  
 此天皇之御子等。并五柱。

○輕は、上に出づ、○塚原宮、書紀に四年春三月甲申朔甲午、遷ニ都於輕地、是謂ニ境原宮、とあり、此宮の地の事、  
 伝廿一境岡宮段に云り、(或人、輕村の大道の西にて、今も里人の、佐加紀婆良と云処なりと云り、)

〔大和名所図会〕

境原宮 (輕の西に天神の祠あり。その所をさかきばらといふ、これならんか。孝元天皇四年、都を輕の地にうつすと『日本紀』に見  
 えたり)

〔西国名所図会〕

境原宮 (輕の西に天神の祠あり。その所をさかき原といふ、これならんか。孝元天皇四年、都を輕の地にうつすと『日本紀』に見  
 えたり)

勾金橋宮

〔和州旧跡幽考〕

勾金橋宮

曲川村皇居の地といへり。蘇我より乾四町ばかり。

人皇廿八代安閑天皇元年正月、都を大倭国勾金橋にうつして、宮の名とさだめ給ひしなり。日本又勾之金箸宮。古事此帝

は大和国金峯山権現是なり。正統延宝七年迄一千百四十六年歟。録

〔大和名勝志〕 一五 高市

勾金橋宮

日本紀云安閑天皇元年正月移都於大倭国勾金橋一定宮名云々○古事記又勾之金箸宮○神皇正統記安閑帝金峯山権現也

旧記云曲川村皇居地云々

〔大和志〕

金橋宮 橋ハ或ハ作レ箸ニ在ニ曲川村ニ安閑天皇元年遷都於勾金橋一

〔大和名所図会〕

金橋宮 (曲川村にあり。安閑天皇の皇居の地なり。『日本紀』に出づ)

〔西国名所図会〕 卷之八

金橋宮の古址 (曲川村にあり。人皇二十八代安閑天皇の皇居の地なり。勾金橋宮といふと『日本紀』に出づ。勾を今曲と書きて、ま

た曲川と略語す)

『日本紀』曰く「安閑天皇元年春正月遷<sup>ウツス</sup>都<sup>ミヤコ</sup>于大倭国<sup>オホヤマトクニ</sup>勾<sup>コウ</sup>金橋<sup>カネハシ</sup>。因為<sup>ユヅリ</sup>宮号<sup>ミヤナヒ</sup>云々。二年夏四月丁丑朔置<sup>オケ</sup>勾<sup>コウ</sup>舍人部<sup>シヤヒノト</sup>。勾<sup>コウ</sup>鞞部<sup>ニ</sup>云々。

輕島明宮

〔和州旧跡幽考〕

輕島明宮

帝王編年曰、高市郡と云々。たづねしにしれず。

応神天皇御宇四十一年二月明宮にて崩御なり給ふ。御年百十一歳。日本紀又百卅歳。古事記延宝七年迄凡一千三百七十年。

<sup>新六帖</sup>輕島の明宮のむかしよりつくりそめてし唐人の池

〔大和名勝志〕 一五 高市

輕嶋明宮 不知其在所

日本紀<sup>ニ</sup>應神天皇四十一年二月於<sup>ニ</sup>明宮<sup>ニ</sup>崩御年百十一歳○古事記百三十歳○帝王編年<sup>ニ</sup>輕嶋明宮<sup>ハ</sup>在高市郡<sup>ニ</sup>云々

〔大和志〕

豐明宮 應神天皇元年遷<sup>ウツス</sup>都<sup>ミヤコ</sup>於<sup>ニ</sup>輕地<sup>ニ</sup>是謂<sup>フ</sup>豐明宮<sup>ト</sup>有<sup>ニ</sup>古歌<sup>ニ</sup>已上三宮三瀬大哥留之地

〔古事記伝〕

アキランノミヤノカミツミマキ  
明宮 上卷

ホムダワケノミコト カルシマノアキラノミヤニマシクテアミノシタシロシメシキ  
品陀和気命 坐輕嶋之明宮。 治天下也。

○輕嶋は、大和国高市郡の輕なり、此地既に境岡宮段（伝廿二）に出たり、嶋とは、必しも海中ならねども、周れる限のある地を云こと、秋津嶋師木嶋などの例の如し、（此事なほ国号考秋津嶋師木嶋の下に委く云り、）○明宮は、統紀卅二に、輕嶋豐明宮馭宇 天皇御世四十に、輕嶋豐明朝、摂津国風土記に、輕嶋豐阿岐羅宮御宇 天皇世など見ゆ、（山城風土記、古語拾遺、靈異記序などにも、豐明宮とあり、此記と書紀とは、豊といはず、さて右の津国風土記に依て、明は阿伎良と訓べきこと著し、あかりと訓は非ず、さて三代夷録十六に、大和国朝日豐明姫、抜田神と云神名見ゆ、）さて書紀には、たゞ四十一年に天皇崩三于明宮、とのみありて、初此宮に遷坐と云事の見えざるは、漏たるなり、

〔大和名所図会〕

豐明宮（応神天皇元年、都を輕の地に遷し、これ豐明宮といふ。『日本紀』に見えたり。旧趾不詳）

『新撰六帖』

輕島の明宮のむかしよりつくりそめてし唐人の池

〔西国名所図会〕

豐明宮（応神天皇元年、都を輕の地にうつし、これを豐明宮といふと『日本紀』に見えたり。旧趾不詳）



『新撰六帖』

輕島の明宮のむかしよりつくりそめてし漢人からの池

耳梨行宮

〔和州旧跡幽考〕

耳梨行宮

推古九年五月、天皇耳梨の行宮に行幸なり給ふ。日本紀

〔大和志〕

耳無行宮 在木原村<sub>二</sub>推古天皇九年夏五月行<sub>三</sub>幸于此<sub>一</sub>

〔大和名所図会〕

耳無行宮 (木原村旧趾なり。推古天皇九年五月行幸と、『日本紀』に見えたり)

〔西国名所図会〕

耳梨行宮の旧址 (山の西麓、木原村その旧趾なりといふ。推古天皇九年五月行幸と『日本紀』に見えたり)

田中宮

〔和州旧跡幽考〕

田中宮

田中村といふあり。此皇居の跡なり。

舒明天皇の皇居田中宮・厩坂宮の事は、岡本宮の所にあらず。

〔大和志〕

田中宮 田中村 舒明天皇八年夏六月災<sub>ニ</sub>於岡本宮<sub>ニ</sub>天皇遷<sub>ニ</sub>居田中宮<sub>ニ</sub>即此

〔大和名所図会〕

田中宮 (田中村にあり。むかし舒明天皇皇居したまひし跡なり)

〔西国名所図会〕

田中宮の旧趾 (田中村そのあとなり。昔人王三十五代舒明天皇皇居したまひし趾なりとぞ)

百濟宮

〔大和志〕

百済宮 飯高村 舒明天皇秋七月構<sub>レ</sub>大宮<sub>ヲ</sub>於百済川<sub>ノ</sub>側<sub>ニ</sub>故址今半入<sub>ニ</sub>広瀬郡<sub>ニ</sub>

〔大和名所図会〕

百済宮 (飯高村にあり。舒明帝の皇居なり)

### 厩坂宮

〔和州旧跡幽考〕

厩坂宮

舒明天皇十二年伊予の温泉より還幸なり給ひて、厩坂の宮に入御ならせ給ふ。日本此宮つくりさだめ給ひし年曆をしらす。

〔大和志〕

厩坂宮 在所未詳舒明天皇十二年便居之処

〔大和名所図会〕

厩坂宮 (舒明帝の行宮なり。『日本紀』に見えたり)

## 藤原宮

〔和州旧跡幽考〕

### 藤原宮

釈日本紀曰、此地さだかならず。玉林抄云、氏族略記曰、藤原宮は高市郡鷲栖坂の北也。多武峯記曰、藤原の宮は大原也。今見るに後飛鳥岡本宮の旧地より良三、四町ばかり。近年御造宮の大織冠の大宮是也。

藤原宮は人皇四十一代持統天皇飛鳥の淨御原にいますの時、御宇四年十月高市皇子藤原の宮地を見をなはし給ふ。公卿百寮御供にしたがひき。其年十二月天皇行幸なり給ひて、藤原の宮地を觀覽あり。八年正月藤原宮に行幸ましく、二月にうつり給ふとなり。日本紀 慶雲元年十一月はじめて藤原宮をさだめ給て、宮中に百姓一千五百五烟を入しめ、布を給ふに差あり。續日本紀

四十三代元明天皇四年藤原宮炎上せり。帝王編年

〔菅笠日記〕

さて西へ行て、別所村といふに、大宮と申す御社あり。高市社はこれなりとき、おきしかば、たづねてまうづ。香山のすこし西なり。今はこの北なる高殿村といふ所の神なりとぞ。この御社の西の方にも池あり。持統天皇の藤原宮と申せしは、このわたりにぞ有けん。今高殿などいふ里の名も、さるよしにやあらん。さて埴安の池も、かならずこのわたりと

聞えたるを、今たえぐくに所々つゞきて、ひきゞ岡のいくつもあるは、かの堤のくづれのこりたるなゞどにはあらじや。ふるき歌どもにも見えて名高き堤なりしはや。又その西に、ひざつき山とて、かたつかたには松しげくおひて、ひきく長き岡あり。これにも御代のふることゝて、かたりしことあれど、例のうきたる事なりき。のぼりて見やれば、南の方に、飛鳥川西北さまへながれて、長く見ゆ。此岡の南に、かみひだといふ里あり、もじは神の膝とかくよし。そこよりすこしゆきて、かの見えしあすか川をわたる。

〔大和河内旅路の記〕

香具山へは南浦むらより登る。埴安の池の名残りとして小さき池有はうけかたくなむ、岩戸のあと衣かけの松など（いふあれど）さるうきたる所にはめもとゝめす。

かしこくもふりしみあとをしぬつゝ（ひ腕カ）けふのほりたつ天のかく山。

この山の西のかたそ藤原の宮のあとなるへき。埴安の池もそのあたりにや。今も所々岡の残りたるはかの堤の名残にや。

香具山宮

〔和州旧跡幽考〕

香具山宮

香具山の宮は藤原の御宇天皇の離宮と見えたり。其故は万葉集第一の長歌

我大君の万代とおもほしめしてつくられし香久山の宮代にすきんとおもふや

〔大和志〕

香具山離宮 香具山北麓天櫛真命神社傍有<sub>ニ</sub>涌泉一名<sub>ニ</sub>行宮泉<sub>ト</sub>持統天皇離宮之地即此

〔大和名所図会〕

香具山離宮 (香久山神社の地なり。傍に涌泉あり。行宮の泉といふ。持統天皇の離宮なり)

〔西国名所図会〕

香具山の離宮 (香具山の神社の地なり。傍に涌泉ありて、行宮の泉といふ。持統天皇の離宮の古跡なり)

〔大和名勝志〕

香具山宮

香具山の宮ハ藤原の御宇天皇の離宮として万葉集第一の長歌ニ

我大君の万代とおもかしめてつくられし香久山の宮代にすきんとおもふや

## 陵墓

### 畝傍山東北

〔和州寺社記〕

一此所ハ古ヘ橿原の京とて人皇の御初め神武天皇の都也。久米寺ヲ五十町程良の方に神武天皇陵の跡有り。世に畝傍山と云ひ伝へし。

〔和州旧跡幽考〕

神武天皇陵 うねび山のうしとら

神武天皇は大和国高市郡畝傍山の東北陵なり。

延喜式

又畝火山の北白檮尾上陵ともいふ。

古事記

御宇七十六年三月に橿原の宮

にして崩御なり給ふ。御年一百廿七歳。翌年此陵にかくし奉る。日本紀又御年一百卅七。古事記延宝七年迄凡二千二百六十三  
年歟。

〔前王廟陵記〕

松下見林

畝傍山の東北の陵は畝傍橿原の宮に御宇せし神武天皇。大和国高市郡に在り。兆域東西一町、南北二町、守戸五烟。同

古事記に曰く、畝火山の北の方白檮尾上と。

性靈集、益田の池の碑銘の序に曰く、畝傍の北に峙つと。

今按ずるに、畝傍山は今奈良の東南六里、久米寺の北、俗に云ふ慈明寺山是なり。東北の陵は百年ばかり以来壞ちて蕪田と爲し、民其田を呼びて神武田と字す。暴汚の所爲痛哭すべし。数畝を余して一封と爲し、農夫之に登るも恬として怪と爲さず、之を觀るに及びて寒心す。夫れ神武天皇は、神代草昧の蹤を継ぎ、東征して中州を平げ、四門を闢きて八方を朝せしむ。王道の興、治教の美、実に此に創まる。我国君臣億兆当に尊信を致すべきの廟陵なり。澆季此に至る、噫哀い哉。

〔大和名勝志〕

神武天皇陵 在畝傍山良間

神武天皇大和国高市郡畝傍山東北陵 延喜式 畝傍山北白檮尾上陵 古事記 御宇七十六年三月於橿原宮崩御御年一百廿七歳翌年葬斯陵 日本紀 又御年一百三十七歳 古事記

〔大和志〕

畝傍山東北陵 神武天皇○在四條村祠廟在大窪村

〔大和河内旅路の記〕

この岡より慈明寺村を経て猶北に行て四條村にいたる。村の東に神武の御陵といふあれと小き塚にてさらに御陵のさまとは見えす。その地はうねひ山の東北にあたれは、日本紀によりて後人のおしあてにこゝなりといへるなるへし。さて今



井へ出て八木へいたる。八木をはなれて耳なし山のかたはらを行。

〔大和名所図会〕

神武天皇陵（四条村にあり。祠廟は大窪村にあり。『陵考』に曰く「字は塚山といふ。すなはち畝傍山の東北なり。高さ七尺。根廻り三十間。垣三十二間」）

『延喜諸陵式』に曰く「畝傍山東北陵、畝傍橿原宮御宇神武天皇在<sub>ニ</sub>大和高市郡<sub>一</sub>。兆域東西一町、南北二町、守戸五烟」。

『古事記』に曰く「畝火山之北方白禰尾上」。『性靈集』益田池碑銘序に曰く「畝傍北峙」。『前王廟陵記』に曰く「畝傍山は、今奈良の西南六里、久米寺の北にあり。俗にいふ慈明寺山これなり。東北の陵、百年前これを壊つて藁田となす。土民その田を呼んで神武田と字す。暴汚をなすこと痛哭すべきものか。また数畝を余んじて一封とし、農夫これに登るに恬くして怪みとせず。これを觸るにおよんで、寒心せずといふ事なし。それ神武天皇は、神代草昧の蹤を継ぎ、東征して中州をたひらげ、四門を闢いて八方を朝せしむ。王道の興、治教の美、実にここに創まる。我が国の君臣億兆に至るまで、尊信いたすべき廟陵なり」。

『日本紀』に曰く、神武天皇御宇七十六年三月、橿原宮にして崩じたまふ。寿齡一百二十七歳。翌年この陵にかくし奉る。『古事記』、御年一百三十七。

〔道の幸〕 寛政四年  
屋代弘賢

廿五日 空晴。多武峯に行んとて。卯のをハりに立行て。大橋村。中村。長尾村。木戸村。市場村。大中村。高田村。一向宗の寺あり。葛城川水かれてかちよりハたる。これより高市郡也。曲川村。一向寺(慈)徳応寺あり。蘇我村。くさか川。橋有てハたる。小綱村。今井村よき町也。とんほう川。堤有。是あすか川の下流也。此あたり石にうねひ山。むかひにかぐ山。左に耳なし山ミゆ。うねひの山。里人は持明寺山といふ。こなたの畑の中に塚あり。松一本たてり。かけまくもかしこき神武天皇の陵となん。心のうちにふし拜ミつゝ行。彦輔ぬし作詩。

### 神武陵

山陵纒問ニ里人一求。半死狐松一畝丘。

不有ニ聖神開ニ帝道一。誰教ニ品庶脱ニ夷流一。

厩王像設專ニ金閣一。藤相墳塋重ニ玉楼一。

百代本文麗不億。此処何無培ニ一坏一。

あなたに櫃原村ミゆ。是なん此帝の都の跡なりとそ。うねひの右に。かつらき金剛山。かく山のあなたに。高取の城いと高く。其つゝきに多武峯。引よせて三輪山もミゆ。四條新町に出れば。うねひの東南の麓に。久米寺ミゆ。大房村あすか川にそひて。ひた村。小房村。繩手村。神武村。城殿村。膝突山ミゆる。田中村。右に豊浦村。左に雷村。このあたり(小翠田)に。をハたゝのいたゝのはし有と聞て問ぬれとする人なし。河原村。是なん飛鳥河原也。このあたりけしきいとよき所也。

〔山陵志〕 蒲生君平

大祖為ニ神武相伝下聘之祠。奉ニ神武之祀。故。神武陵在ニウツヒ畝旁山東北嶠ノミ。諸陵式。畝旁山東北陵。北城東西一町。南北二町。○凡陵地指ニ其地方ニ曰ニ南北ニ之類。率拋ニ諸陵式。不復多引ニ他書ニ而証之。蓋延喜中有レ曰ニ白禱尾上カシノオノ。古事記。大祖之平ニ定中。相ニ畝旁東南。以為ニ土中クニナカ。宮ニ王宮。曰ニ樞原宮。蓋議所定也。式以外否。以ニ其宮樹レ樞而所レ名歟。古事記。樞作ニ白禱。白禱即樞也。又稱ニ陵所。在曰ニ白禱尾上。不下是移レ之。以中宮樹。則取ニ宮名也。尾上者山嶠如レ尾者之上。今畝旁山東北嶠所ニ呼曰ニ御陵山。墳然トシ而隆起ス。此也。大和志以此レ為ニ神八井之墳。神八井之葬ニ于畝旁山北。雖ニ於レ史有之。其所レ在山隅平地。未レ詳ニ何処也。今妄認云爾。若果神八井之墳乎。其位已人臣。又何以伝謂ニ之御陵乎。今呼曰ニ御陵。是土人口碑。素而不レ偽。凡此類可ニ摺而采ニ矣。大非レ如ニ夫好事者以レ臆伝會也。

〔卯花日記〕

二六日朝くもりかちなる空なれとも、巳人子、呉友子とつれたちて、かれに、滴なんともちて出たちぬ。けふは神武天皇の御陵をおかまんとて、先四条村なる塚根山にまうてぬ。今井の里方ハ五町ばかり東南なり。四条邑方ハ一町ばかり東也。享保陵考ニハ名ハ福塚といへり。塚山高き七尺ばかり。すべて廻り五十間、上に松ニ三株あり。近き比桜、紅葉なるとをうゆ。南の方ニ拜所有之。近きころ石灯炉をたつ。十年はかり前に難波人三上氏なる医師石の御垣をまうけて塚の根をめくりていとおこそかに物しぬ。里人ハ字塚根山といふ。此なん神武天皇の御陵なりとて、元禄の比江戸より仰事ありし時につかさの人々もさためたまひ、村長にもしるしの札を玉（巻）はりて雑人、樵牧をいましめ給ふおきての御制度ありぬる所なり。されども此塚のあまりにせまく小さくてさらに天皇の御陵のさまとハミえず。あかれる世ニハよろつ質朴ニハあれたれ共、神武天皇より先つかた日向埃山陵、高尾山陵、五平山上陵なんともいつれもたかく大なる物と見たり。又この

倭の国に都さためたまひてより倭靖<sup>(秘)</sup>、安寧、懿徳、孝安、孝元の陵いつれも高く大なる物にして、此御<sup>(陵)</sup>に似るべきもあらず。されは貝原の翁もこれをなげき、松下氏もこれも哀ミ、本居大人ハ此所ニテハなきなりとこれをうたがへり。近き江戸柴邦彦も此陵をおかミ奉りてかくなん

遺陵纔向<sup>レ</sup>里人ニ求<sup>レ</sup>半死<sup>レ</sup>枯松数尺丘不<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>聖神開<sup>レ</sup>帝運<sup>レ</sup>誰教<sup>レ</sup>品庶晚<sup>レ</sup>夷流<sup>レ</sup>厩王像設敷<sup>レ</sup>金檀藤相墳塋重<sup>レ</sup>玉楼<sup>レ</sup>二百代本支麗<sup>(カ)</sup>  
不<sup>レ</sup>憶<sup>レ</sup>此<sup>レ</sup>処<sup>レ</sup>何<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>培<sup>レ</sup>三<sup>レ</sup>杯<sup>レ</sup>陪<sup>レ</sup>臣<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>位<sup>レ</sup>柴<sup>レ</sup>邦<sup>レ</sup>彦<sup>レ</sup>謹<sup>レ</sup>書

并河<sup>(並)</sup>氏の大和志つくれる時も外に求むへき方もなければ、此塚を御<sup>(陵)</sup>とさためて四条村ニあり、祠廟は大窪村とするされたり。やつかれ若き時方これをうたがひて、あまねくふるき文にもとめ、又里の翁にあなぐり尋れとも、そこ定むへき方もなく、たゝあやしミおもふばかり也。元禄、享保をさること百年にあまりて、其時さへも知れかたき事の今になりてしるへきにあらず。されとも似雲師の西行上人のおきつきの跡をもとめ何かしの秋篠の外山の里をさくりしに、あるハ仏の冥助、神の御つけ有し千年のうたかひをときましためしもあんなれハしるましきにもあらず。さしも此天皇ハ吾郡神代草昧の蹤をつぎて、中ツ洲を安国とたいらけたまひ、四門を闢て八方を朝せしめたまふ。帝業のおこり治教のうるはしき、まことに此時よりはしめたまふ。吾郡の太神とも申奉るへき皇なり。申も畏懼けれども、我國の人ハ上は雲の上方下ハ賤の民草にいたるまで、たれかうやまひたうとミ奉らはんや。さるにかく御陵さへたしかならぬハ、いかにぞやいとくもかしこき亶になん。いにしへ皇朝の盛なりし時々諸陵寮を置て荷前使を奉りたまひ、臨時奉幣即位をつけたまひ、唐国の信物を頒たまひし事、史に明文ありて筆をたゆる事なし。式ニ見たる守戸陵戸をおゐて放牧樵漁をいましめたまふ御おきて万つおこそかなしに、中つ比仏の法の盛になりてゆくより、おのつからこうやうの事もおこちかちになりて、つい

に世の乱れになりぬれハ、かゝる事もたえはてぬるぞかなしき。今や四の海しつかにて何事もふるさにかへし給ふ。御改  
いみしきひしりの御世とや申へきなかに、此御ことばかりハむかしにかへらざるハいかにぞやと、いにしへしのふおろか  
なるこゝろよりなミたけぶりおちて袖をぬらしぬ。古き文に見たる日本紀ニハ畝火山東北陵とするされ、古事記ニ畝火山  
之北方白檮尾上とするされたり。延喜式ニハ畝火山東北陵畝火權原宮御宇神武天皇在大和国高市郡兆城東西一町南北二町  
守戸五畑とするされたり。かゝる明文あるに今の所ハたがへり。此古事記をかきたる人もこの大和の国の人なり。書紀を  
つくりたまふ舎人親王ハ、もとより此高市郡にうまれ玉ふ御事なり。或ハ今の京になりてよりの物なれども、その時代ハ  
年毎ニ奉幣のわざもあり。又諸陵寮のつかさ、下つかさありてつねに事ありし時なれハ、あやまりのあるへきやうなし。  
されハ文字のあやまりもありて、このところならんといふはひがおもひなり。たゞ三書にしるされたるぞ。たゞしき度  
こそとおもひやりて、さらハ畝火山の東北もしくは北の山ぶミしてもとめてんとて、此御家にまうてぬかづきてしりぞき  
ぬ（中略）此より山江のほりて道もなきけハしき坂をこゑ、そここゝと申尋ねしに、この山の東北の尾上に松たかくしげ  
りて、ことに高き所あり。里人ハ白土のハナまたハ岩ハナといへり。砦をきりてかさねつくりたる形ちあり。東北西の三  
方ハ山にはなれ、南の一方ハ山につゝきたり。此までやつかれ若き時方此所をゆかしくおもひて、いくたびも此所をたつ  
ぬれとも、いつもしもとかやなんとのはへしげりて、そこともわかずかへりにき。今日ハ折よくしもと原を茹とりて、  
たかき松のミしげりあいぬれバあゆミよく、此あたり三町ばかりの所ハゆかぬくまもなくあさりあるきぬ。此所にまゝ居  
して、しつかに見渡すに何となく御陵のさまにおもハれ侍る。大かたハ此ところにたがひハあらし物をとおしはかり仕れ  
と、なお明証（シルシ）のなかれハ、此山を南へ下りて畝火村にゆきぬ。

〔大和巡日記〕

夫より北今井の方に行道の西脇、廿間四方計麦畑中に芝原有。中に三尺廻りの□□、その上に三尺長計の木の植たる有。去年迄作りなといたし来りし処、此処の作主或は長病、或は若□□色々ためし見るに老人として、無事なるもの□故に、昨年より如此芝に残したるよし、何れも御陵なるへしと申恐る□□也。

扱又少北に行道の東二十間計の田中に林有。小社有て□垣四方に有。是則神武天皇の御陵也。

〔西国名所図会〕

神武天皇の陵（四条村にあり。山の高さおよそ北にて一丈、南にて七尺、惣根廻り五十間余、周惣溝堀割。陵前標石に勒して曰く、文政八乙酉年、石垣、願主大坂三上大助英時）

敵火山東北陵敵傍標原宮御宇神武天皇。在二大和国高市郡兆域東西一町南北二町守戸五烟（諸陵式）。

『古事記』に曰く「敵火山之北方白檮尾上」。

『性靈集』益田池の碑の銘の序に曰く、敵傍北時。

『前王廟陵記』「今按ずるに、敵火山は今奈良の西南六里、久米寺の北。俗に云ふ慈明寺山これなり。東北の陵百年可り以來壞ちて糞田となす。民その田を呼んで神武田と字とす。暴汚の為ところ痛哭すべし。また



神武天皇の御陵『日本紀』曰く「神日本磐余彦天皇<神武>七十有六年春三月甲午朔甲辰の日、天皇標原宮に崩す。時に年一百二十七歳。明年秋九月乙卯朔丙寅の日、敵傍山の東北の陵に葬る」云々

数畝を余して一封となす。農夫これに登るに恬くして怪とせず。これを観るに及んで寒心す。それ神武天皇は神代草昧の蹤をつぎ、東征して中州を平らげ、四門を闢いて八方を朝せしむ。王道の興り、治教の美実ここに創まる。我が国君臣億兆当に尊信を致すべきの廟陵なり」云々。

〔よしの行記〕

嘉永三年三月  
川路聖謨

十六日、雨ふる今井町のやとりよりうねひ山の麓を過て、天のかく山・耳なしの山をちかくみわたし、叡寺にゆく道すからの田面に、いにしへのよしある墓かとおもふ森多くみゆ。神武帝の御陵・懿徳帝のみさゝきもそこにありけり。

神武帝の御陵は、はつかに瑞籬あり。こは難波の市人か造りて奉りけりといふなり。心有は市人もかゝること成す。よそにみ過るいとはつかし。

懿徳帝の御陵は牛馬のひき通る事をとゝむるよしのおきて、文たてたるのみにて、道そひなれば、賤らかみたりに行通ふかふみ分小みちかとおもふ跡も見えたり。

御さゝきはかゝるさまなるに、をかみ奉る例にはあらで、叡寺といふはもとより登るにもたゝぬるに行向ふことなるは、いかなることにか有けむなとおひつゝけけり。

うねひ山常盤かきはに陰ふかみけふりとたてる春雨の雲

万代の友と親しく打向ふうねひ耳なし天のかく山

年を経し梢もなくか春雨に打しめりたるみさゝきの松

落にきの其いにしへをなし初てきたす名残すくめの山人

こたひ大和の国めぐりみるに、いつくの里もゆたかにて、女は皆髪とりあげ、若きか粧せぬはなし。多くつとへる中にはいつくもふたりみたりやひなるか有とて江戸より来たる人くゝのいひあへり。

いにしへの都のしきをとめらか花の姿に猶のこるらし

みつ穂てふ其みなもとの国なれはいつくの里も茂る民くさ

同じ日未の半過るころならに帰りけり。はつかにいつかはかりの旅なれと、わか宿いとめつらしく、みなうちよりて物語するに、故郷の母にはやみとせ逢参らせぬを待給ふもことわりやあなかなしとていもとふたり袖ぬらしけり。

〔蘭笠のしづく〕

安政四年四月廿二日  
谷森善臣

山ノ腹に登れば、北面に鳥井たち、東向に社たてり。この御社の西うへの方を丸山といふ。これ人々の神武天皇の畝傍山東北陵なりといへる所なれば、故こそあらめと、心をとめてよくよく見るに、山腹のいさゝか平らなる地に、松樹ども生ひたるのみにて、窪める所も高き所もなく、南はすなはち高く峙ち、北はたゞくだりに卑ヒキくなりて、陵の崩れたるあと、もみえず、また白檮ノ尾ノ上といふべき地勢にもあらず、又畝傍山の東北と指すべき方隅にもあらず、安寧天皇・懿徳天皇などの陵に考合するに、いかばかり小さくとも、かゝる山の腹に作らるべくも思はれねば、此処ぞ実に御陵の跡ならんとも定がたくぞありける。さて、此所をしも神武天皇の陵ぞといひそめたるは、竹口英斎といひし人にて、その説には、天皇の宮といふ祠ある山なりといひ、そこに字をカシといふ所あり、これ白檮の尾上てふ名の残れるなるべしといへり。此御社、今は神功皇后の社といふれど、その頃は天皇の宮といひしにや。また蒲生秀実は、この西の山本村なる御陵山と思混へて、此丸山のことを御陵山と書記しそれに附会していへる説ども、いと信がたし。かくて、また此山の西麓なる



スイゼン塚を、此天皇の陵ならんなどいへる説もあれど、そはいとわるき説なりかし。此丸山より見たすに、直北に当れる畑のなかに麦も植す、荒したる地はミサンザイといふ畑なるべし。(中略)山すそをはなれて、猶此道を二町許北へゆけば、道の西手に畑のなかに、半町許のほど耕さずあらしたるは、かの丸山より見えたる所にて、ミサンザイとよぶ畑なるを、こぞ、公より田作ることを禁めさせ給へるなりとぞ。此ミサンザイのうちに、高さ一尺許に円く残りたる小塚二つあり。北西の方なるは、めぐり三十歩許にて、雑木生ひ、南東のかたなるは、めぐり二十七歩にて、木も生ひず。此二塚の間、戌亥より辰巳に十七歩許あり。これ廟陵記に、東北陵は、百年ばかりこのかた壞れて、糞田となる。民其の田を呼んで神武田となす。暴汚の所為痛哭すべき也。数畝を余して一封と為す、農夫之れに登るも恬とて怪と為さず、之れを觀るに及び寒心すと、見林翁の歎かれし所なるを、白檮尾ノ上と、古事記にあるに合はずとて、かの丸山をしも御陵ならんと、竹口英齋が云ひ置たりしにもとづきて、此ごろ人々の云ひはやせる説ども多かれど、その丸山、はた尾ノ上にもあらず、また古塚にもあらねば、御陵に充つべき由縁もなし。今この田地も、尾上といふべき地にあらず、又陵の形状も亡はてたれど、今も神武田とよび、御陵といひ伝へきて、正しく御陵の跡なること著く、また日本紀延喜式などに、東北陵とあるにもよく合へれば、ここや実の神武天皇の畝傍山東北陵ならんかし。さてまた思ふに、古事記なる白檮尾上も、白檮の尾上と読めるが故に、山の尾上のごとくも聞なされるれど、白檮尾の上と読せんには、此辺の地名となれば、地の高からぬも何でふことあらん。日本紀・延喜式には、他の御陵のごとく、丘上とも尾上ともなくて、たゞ東北ノ陵とのみ記るされたるは、むかしより此御陵の高き地にあらざりし一つの証ともいふべくや。さて又、この神武田の旁に堂之垣内といふ字あるは、貞元のころ、此国の守藤原国光ぬし、此帝のみために、方丈の堂をたて、觀音の像を安置て、国源寺

と号けられたりし堂の跡なるべし。それよせて、此ミサンザイをも併せて、其寺の跡なりとし、ミサンザイとは祠廟のことなりなどいへるは、甚しき強説なり。そは国源寺は、もと此御陵の旁に立たる方丈の堂にて、又別に祠廟を建つべきいはれなければ、其寺跡にミサンザイの名の残るべき由縁なきを、かの丸山いひはらんとて、山陵志にいへる説は、みな僻ごとくにこそなど、語り合ひつゝ、もとの道に出て、又二町許北へゆき、東にをれて行。道の北方の田中に、塚山とよぶ円塚あり、塚上に石棺の蓋石のごときもの顕出たりとぞ。松など生ひて、塚の根廻り三十二間に、石の玉垣たちめぐり、西ノ旁に桜ノ木も生ひたり。これはまた神武天皇の陵なりといふとなん。

神武陵修陵記念碑 (陵地中に埋没)

〔石標の一面〕

文久三年春二月、奉<sub>レ</sub>勅修<sub>ニ</sub>理敵傍山東北陵、伏惟、陵年代悠邈、封土荒頽、民貧<sub>ニ</sub>土毛<sub>ニ</sub>半夷<sub>為<sub>レ</sub>田</sub>、其所<sub>レ</sub>存僅美佐牟邪伊之地名耳、美佐牟邪伊即御陵也、掘<sub>レ</sub>名徴<sub>レ</sub>実確得<sub>ニ</sub>封限<sub>ニ</sub>焉、於<sub>レ</sub>是欲<sub>下</sub>置<sub>ニ</sub>障<sub>ニ</sub>於四周、以防<sub>中</sub>他日之侵食、掘<sub>至<sub>ニ</sub>丈許</sub>、往々出<sub>ニ</sub>朽木、又得<sub>ニ</sub>瓦器許多<sub>ニ</sub>或<sub>レ</sub>甗瓮、或<sub>レ</sub>手抉平坏、窪土、高坏之類大小不<sub>ニ</sub>一体<sub>ニ</sub>制古朴蓋上世祭祀之具撤後委<sub>ニ</sub>積陵傍閑地<sub>ニ</sub>者也乃詣<sub>レ</sub>闕奏上越十一月修陵事畢勅以<sub>ニ</sub>瓦器<sub>ニ</sub>重還<sub>ニ</sub>故地<sub>ニ</sub>特藏<sub>ニ</sub>石函<sub>ニ</sub>埋<sub>ニ</sub>于陵右側<sub>ニ</sub>又誌以<sub>レ</sub>歌歌曰、美佐々伎迺美多麻々都理斯曾能可美迺阿登袁淤古斯<sub>三</sub>知与母伊波々牟

正六位上 大和介種松謹撰

〔二面〕

奉勅 修理山陵

忠恕家臣 修理附切

從四位下 越前守藤原朝臣忠恕

渥見政同 小林正顯

名所・旧跡

奉勅 奉行山陵

從五位下 大和守藤原朝臣忠至

林 定一 久保武道  
黒瀬正俊 浦山信剛  
久保田政寿 松井元儀

〔三面〕

御營造添役

御營造中役

政府修理立会

普請役

吉田将豊

高橋嘉重

南都奉行

副田真文

平阪重義

小林正顕

從五位下

大野忠民

梅川重之

久保武道

備後守伴景恭

南都与力  
中条正言

黒瀬正俊

神田至誠

勘定役

同同  
鳥山昆心

加藤則久

横田為之

鈴木芳保

烏山昆心  
佐々倉元高

久保田政寿

浦山信剛

同下役

青木喜房  
村田武順

石川光吉

松井元儀

藤田満恭

村田武順

〔四面〕

忠恕家臣

大目付

棟梁

石方

鋳方

山陵修理掛

永田元利

惣角井幸一

熊次郎

友三郎

御造營奉行

勘定奉行

肝煎

土方

鍛冶方

梶信緝

星野道信

藤三郎

吉兵衛

鉄之助

渥見政周

目付役

大工組頭

佐木方

手伝方

林 定一

山田宣安

嘉久兵衛

半右衛門

佐兵衛

衛

御陵山古墳

〔和州旧跡幽考〕

神八井耳命陵　うねび山の北

神八井耳命の陵は大和国高市郡畝傍山の北にあり。

(式ニナシ日本紀カ)  
式延喜

綏靖天皇四年四月に崩じ給ふ。

日本紀

此命は綏靖天皇の御兄にてま

します。延宝七年迄凡二千二百五十年歟。

〔大和志〕

神八井耳命墓　在<sub>二</sub>山本村<sub>一</sub>称<sub>二</sub>御陵山<sub>一</sub>傍有<sub>二</sub>小祠<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>若井耳<sub>一</sub>綏靖天皇四年夏四月神八井耳命薨葬<sub>二</sub>于畝傍山北<sub>一</sub>即此

〔大和名所図会〕

御陵山　(山本村にあり。神八井耳命の墓なり。小祠あり、綏靖帝の兄にてまします)

〔西国名所図会〕

御陵山　(山本村にあり。畝火山の北麓なり。神八井耳命の墓なり。小祠あり。綏靖天皇兄にてまします)

『日本紀』曰く「綏靖天皇四年夏四月、神八井耳命薨即葬<sub>二</sub>于畝傍山北<sub>一</sub>」

桃花鳥田丘

〔和州寺社記〕

一久米寺方乾の方に綾靖天皇の陵有。世に鳥田の丘と云由。

〔和州旧跡幽考〕

桃花鳥田丘つ 桃花鳥田丘上陵

桃花鳥田、日本紀 桃花鳥田、水鏡 桃花鳥田、帝王編年 衡田、古事

桃花鳥田丘上陵は人皇二代綾靖天皇をかくし奉る。大和国高市郡にあり。延喜御宇卅三年五月崩御なり給ふ。御年八十

四。日本紀 又四十五歳。古事 翌年此陵に葬奉る。日本紀 延宝七年迄凡二千二百廿八年歟。

此西に俗に鬼頭田くびたと云あり。その田の中に石もてつくれる頭二つ、そのきざみなせるやうつねのものとも見えす。

一つは大きにして炎王の顔に似たり。一つは法師の頭なり。猶西の高き岡の上に俗に耳無の池といふ有。めぐりに石をたゝみ水を湛たり。いとおぼつかなし。耳無の池は十市郡耳無山の麓にこそ侍れ。思ふに陵の石棺の蓋なくならしに、自から水のたゝへければ、かくはいひなしけると見えたり。此辺に岡山あり、いたゞきたいらかにして末ははるかにつゞけり。俗にむかしの湯起請ゆきじぎのはじめの所といへり。おもふにしからば味檀丘なるべし。

〔前王廟陵記〕

桃花鳥田の丘の上の陵は葛城の高丘の宮の御宇せし綏靖天皇。大和国高市郡に在り。兆域東西一町、南北一町。守戸五烟。同

古事記に曰く、衝田の岡と。

今按ずるに、桃花鳥田。衝田。和訓同じ。

桃花鳥田の丘は、俗に云ふ鳥田の丘。久米寺の戌亥に在り。

〔古事記伝〕

神沼河耳命。坐葛城高岡宮。治天下也。此天皇。娶師木県主之祖河俣毘売。生御子。師木津日子玉手見命。一天皇御年肆拾伍歳。御陵在衝田岡也。

○御陵、在衝田岡也、書紀安寧卷に、元年冬十月丙戌朔丙申、葬神淨名川耳天皇於倭桃花鳥田丘上陵、(都伎を桃花鳥と作れたるは、借字にて、和名抄に、鳴和名豆木とある鳥名にて、今は登伎と云り、登伎色も、此鳥の色なるを云なり、鳴漢名朱鷺ともいふ) 諸陵式に、桃花鳥田丘上陵、葛城高丘宮御宇、綏靖天皇、在兆域東西一町、南北一町、守戸五烟とあり、此御陵、今は詳ならず、(神名式、葛下郡調田坐一事尼古神社あり、是若高市郡堺に近くば、此地なるべし、古と今と、郡堺は變れること多ければなり、されど此神社も、今詳ならねば、定めがたし、大和志に此神社を、疋田村に云と云るは、抛あるか、はた調と疋と名の似たるからの推当か、おぼつかなし、疋田は、高市郡堺とは、やゝ隔れり、同郡に築山村と云もあれど、是もその在所をさだかに知らず、) 此郡内に、身狭桃花鳥坂(垂仁紀宣化紀に見ゆ、神武紀の築坂と同じ) あれば、其と同地ならむか、(大和志に、桃花鳥野、在三瀬村と云

るは、今然云野のあるにや、尋ぬべし、いかにも身狭は、今の三瀬と思はるゝなり、此事委くは、桧桐宮段に云べし、又万葉十六に、都久怒とあるは、是か非ぬか、又鳥屋村の西南方に、宣化天皇の御陵と申すあり、是桃花鳥田丘上陵ならむか、周は池にて、中に御陵あり、樹ども生茂れり、廟陵記に、桃花鳥田丘、俗云鳥田丘、在久米寺、戊亥こと云るも此所を云るに似たり、若此御陵ならば、桃花鳥坂と同地には非ず、桃花鳥坂の御陵の事は、桧桐宮段に云べし、空海益田池碑銘序に、右鳥陵と云るは、桃花鳥田丘上陵を云るか、若然らば、益田池の西方近処にあるべし、此鳥陵を、倭建命の白鳥陵のこと、謂は、非なり、其は彼池より程遠ければなり、又大和志に、桃花鳥田丘上陵、在慈明寺村、東南丘、俗呼主膳冢、と云る御陵は、神武天皇なるべき由、彼御段に云るが如し、綏靖の御陵は、決て是には非ず、其故は、神武安寧懿徳などの御陵、畝火山に附たるは、何れをも、此記書紀共に、畝火山其陵と記されたれば、此綏靖の御陵も、若かのいはゆる主膳冢ならば、殊に畝火山に附たる尾なれば、必畝火山某とあるべきに、是は畝火山を云ず、たゞ衝田丘とあれば、彼山をば離れたる地なること明らけし、貝原氏が、畝火山の乾方に鳥田陵あり、綏靖天皇御陵なりと云る、乾方と云るは、彼主膳冢の如く聞ゆれども、鳥田陵と云るは、又彼廟陵記の鳥田丘のこと、聞えたれば、乾方は誤なるべし、

## 〔日本書紀通釈〕

元年冬十月丙戌朔丙申。葬神渟名川耳天皇於倭桃花鳥田丘上陵。尊皇后曰皇太后。是年也太歲癸丑。

桃花鳥田丘上陵。記に御陵在衝田岡也とあり。諸陵式に。桃花鳥田丘上陵。葛城高丘宮御宇綏靖天皇。在大和国高

市郡一。兆域東西一町南北一町。守戸五烟とあり。式郷云。陵墓一覽にも。此記伝云。此御陵今は詳ならず。都伎を桃花鳥とて。和名抄に。鳴和名豆木。とある鳥名にて。今は登伎と云。此郡内に身狭桃花鳥坂垂仁紀宣化紀にみゆ。神武紀の築坂と同。あはれ。其と同地なり。登伎色も此鳥の色なるを云なり。鳴漢名朱鷺ともいふ。此郡内に身狭桃花鳥坂神武紀の築坂と同。あはれ。其と同地なり。むか。大和志に。桃花野在三瀬村と云るは。今然云野のあるにや尋ぬへし。いかにも身狭は今の三瀬と思はるゝなり。此事委しくは上陵ならむか。周は池にて。中に御陵あり。樹とも生茂れり。廟陵記に。桃花鳥田丘。俗云鳥田丘。在久米寺戎亥と云るも。此所を云るに似たり。若此御陵ならば。桃花鳥坂と同地には非ず。桃花鳥坂の御陵の事は。松桐宮段に云へし。空海益田池碑銘序に。右鳥陵と云へるは。桃花鳥田丘上陵を云る。若然らば益田池の西方近所にあるへし。と云れしは。允当れる考なり。其は五郡神社此鳥陵を倭建命の白鳥陵のことと謂は非なり。其は彼池より程遠ければなり。略解に。高市郡牟佐坐神社の下に。在久迷郷牟佐村築田ツキタニ云々。安康天皇勅三兵使主青ムササキ為三牟佐村主。当三此之時。依三靈夢。奉三祀生雷神於牟佐村築田。為三祝部ニ云々。また同郡鳥坂神社の下に。在久迷郷牟佐ツキタ。衝鳥坂とも見えて。築田も衝鳥坂も。久迷郷牟佐村にありといへれば。同地なること明らけし。されは御陵も此地にあること疑なし。さるを大和志に。桃花鳥田丘上陵。在慈明寺村東南丘。俗呼三主膳家。と云るは非ず。其は記伝にも其を弁へて云く。神武安寧懿徳などの御陵。敵火山に附たるは。何れをも此記書紀共に。敵火山某陵と記されたれば。此綏靖の御陵も。若かのいはゆる主膳家ならば。殊に敵火山に附たる尾なれば。必敵火山某とあるべきに。是は敵火山を云ず。たゞ衝田丘とあれば。彼山をは離れたる地なること明らけし。貝原氏か。敵火山の乾方に鳥田陵あり。綏靖天皇御陵なりと云る。乾方と云るは。彼主膳家の如く聞ゆれとも。鳥田陵と云るは。又彼廟陵記の鳥田丘のことと聞えたれば。乾方は誤なるへし。と云れたるにて知へし。

### スイセン塚古墳



〔大和志〕

桃花鳥田丘<sup>ツキツクノ</sup>上<sup>ノ</sup>陵<sup>ノ</sup> 綏靖天皇〇在<sup>ニ</sup>慈明寺村<sup>ノ</sup>東南<sup>ノ</sup>丘<sup>ニ</sup>俗呼<sup>ビ</sup>主膳家<sup>ト</sup>陵南有<sup>ニ</sup>円丘<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>仙人家<sup>ト</sup>

〔大和河内旅路の記〕

さて山<sup>(敏傍山)</sup>のふもとを西北にめぐりつゝ、山のなからに登りてうねひ山の明神にまうつ。こや山口の神の社におはすらん。それゆ北に下りて綏靖塚を々かみ奉る。こは神武の御<sup>(陵)</sup>ならんとすか々さの日記にいへるはげによき考なるへくおほゆ。古事記にうねひ山の北と有なといにしへの伝なるへし。

〔大和名所図会〕

綏靖天皇陵 (慈明寺村の東南の丘にあり。俗に主膳塚といふ。陵の南に仙人塚あり。『陵考』に曰く「陵の高さ三間、廻り九十八間」)

〔西国名所図会〕

綏靖天皇の陵 (慈明寺村東南にあり。字水仙といふ。綏靖の訛なるべし。山の豎横おのおの二十二間余、高さおよそ三間、山の根まわり九十八間余。衝田岡の陵といふ)

『前王廟陵記』曰く「桃花鳥田丘<sup>ツキツクノ</sup>上<sup>ノ</sup>陵<sup>ノ</sup>葛城高丘<sup>ノ</sup>宮<sup>ノ</sup>御宇<sup>ノ</sup>綏靖天皇<sup>ノ</sup>在<sup>ニ</sup>大和国高市郡<sup>ノ</sup>兆域<sup>ノ</sup>東西一町南北一町守戸五烟<sup>(諸陵式)</sup>。桃花鳥田丘<sup>ツキツクノ</sup>俗云鳥田丘<sup>ト</sup>。在<sup>ニ</sup>久米寺<sup>ノ</sup>戊亥<sup>ニ</sup>」。

〔蘭笠のしづく〕 安政四年四月廿二日  
谷森善臣

此所より畝樋山の西すそを北へゆけば、大谷村なり。此村より北東のかた、畝火の山の腰に、何とかやいふ小寺あり。その北に社あり。その北西の尾崎に、スイゼン塚あり。こゝより戌亥の方に、慈明寺村近くみゆ。此塚の頂すこし窪みて、すそには松など生ひたり。その形円き塚なるがごとく見なざるゝは前なる方の崩れはてたるものか、南のすそに制れ立たり。此塚は、畝火山の西北に当る。これ綾靖天皇の桃花鳥田丘上陵なりとぞ。然るを、神武・安寧・懿徳三柱のみかどの陵は、畝傍山の何方とあるを、此陵には畝傍山といふことのあらざれば、此処にはあらじ、身狭桃花鳥坂上陵の辺にあるべしと、或書に疑はれたるに驚かされて、鳥屋村の西南の山腹なる罐子山をしも、此陵ならんといへる説、近ごろいできたれど、桃花鳥といふ字こそ同じけれ、ツキ田ノ岡とツナ坂とは同じからず、そのうへ畝傍山といふことの無きによりて、此所にはあらず、身狭にありとせば、又身狭といふ言も無ければ、必ず身狭にありとも定めがたかるべく、強ていはゞ、その畝傍山といふ言のなきは、御ほと井真名子溪などゝは例異にて、ツキ田といふ地は、そのかみ、世に名高かりし故にもあるべし。されば、ツキ田の岡村、此所ツキ坂は身狭にて、異所とせんも、何でふことかあらん。また安寧天皇の陵をフネ山と云伝へたるが正しからば、綾靖天皇の陵をスイゼン塚と云伝へたる、さと人の口碑も、捨つべきことかはなど、打つぶやきつゝ、猶この畝傍の山麓にそひて、此山の北面にめぐれば、山本村あり。此家立のこなたの山脚に、古塚にもやと打たどらるゝ所あれば、登りて見るに、下よりこそはさも見えつれ、登りて見るには、さも思はれねば、東へおるゝに、小さき社もおはします。例のと思ひて、さて過つるを、後に竹口英齋が説をみるに、此古塚ならん見えたりしは、大和志にいはゆる神八井耳命の御墓にて、御陵山とよべるところ、此御社は若サ耳と、里人の称ふる宮にぞありけん

を、心をとめても問きかざりしこそ、くちをしけれ。

〔山陵志〕

綏靖陵諸陵式桃花鳥田丘上陵〔按〕今呼ニ綏善山。綏善是綏靖之訛也。又名鳥田丘。凡丘陵山岡並混言レ之依レ習俗レ從ニ是レ即桃ツ花鳥田丘省語也。桃花鳥。史一作レ築ニ。神武帝二年賜ニ道臣一。古事記作レ衝。衝田。並讀為ニ關岐一。同地也。然此名本非レ繫ニ於畝旁西北。距ニ畝旁南一可ニ半里一。有ニ舟附村一。旁為ニ鳥谷村一。舟盖後人所レ添。附亦讀レ為ニ關岐一。因知鳥谷即桃花鳥谷之省語。且宣化陵有レ在焉。則綏靖陵亦當レ在ニ其近地一。而今在ニ畝旁西北一。甚無謂。豈其改葬焉而仍ニ其旧号一歟。夫名不ニ虛一。口碑所レ傳。今訛則綏善。省為ニ鳥田一。可ニ以レ為ニ明証一矣。凡改葬。雖ニ史官失レ之。尚有ニ其跡一之可ニ推考一焉。孝昭應神反仍ニ其旧号一。亦然也。應神陵曰ニ藻一。不ニ惟レ是陵一也。鳥田丘。是慈明寺村地。正諸陵是也。

〔山陵考〕 文久・元治年間  
谷森善臣

桃花鳥田丘上陵

綏靖天皇の御陵なり。大和国高市郡桃花鳥田丘にあるべきを、今その所詳ならず。日本紀には、葬ニ於倭桃花鳥田丘上陵一と見え、古事記には、御陵在ニ衝田崗一也と見え、延喜式には、桃花鳥田丘上陵、葛城高丘宮御宇、綏靖天皇在大和、国高市郡二、兆域東西一町、南北一町、守戸五烟とみえたり。此御陵を、古説には、高市郡慈明寺村領の内、畝火山西北の麓に、字スイセン塚とよべる所を、この御陵なる由、云伝へたり。されど古人の説の如く、此畝火山の麓めぐりに在る御陵は、いづれも畝傍山の字を冠らせて、畝傍山東北、畝傍山、西南御陰井上陵、畝傍山南、緋沙上陵など、記されたるを、

たゞ此桃花鳥田丘陵は、畝傍山の西北などいふ言もあらざれば、元來畝火山の山脚にはあらで、いさゝか立離たる所なるべく思はれたるに、大久保村の巫女日向が家に持伝へたる、畝火山古図を檢るに、此山の東北に御宮を画きて、じんむと標し、山の東に御宮をかきて、るとくみやと標し、山の南ノ尾に御宮を書て、あんねい宮と標し、山の西北の尾崎に御宮をかきて、すいぜいと標したり。今この山の四辺に就て、其四宮の御在所を尋奉るに、東北なるじんむ御宮は、今大久保村の産土神のごとく齋奉れる宮、それなりといひ、東なるるとく宮は、今も畝樋村の東北に、懿徳天皇の御宮とておはしまし、南なるあんねい宮は、吉田村領、字マナゴ山の上に、安寧天皇の御宮とて、おはしまして、みなその御宮伝はりたるを、すいぜい宮は何時絶たるにか、はやくよりおはしませず。たゞ慈明寺村領のうち、畝火山西北の尾崎に、字をスイゼン塚と云伝へたる所あり。是、かの古図のすいぜい宮の御遺跡にぞ当りたる。さればその四宮のうち、るとく宮、あんねい宮は、共に其所を御陵なるよし云る説あれど、実の御陵は別処に慥におはしまし、じんむ宮も又御陵にあらざること、其御陵の条にいへるが如くにて、皆御宮と御陵とは各別なること明白なれば、此スイゼン塚は御宮の跡にて、御陵にあらざること、又准へて知つべく、又或説に、此スイゼン塚の辺、字ハシ室院の内四畝程の所をツキ田と称し、同く字堀田とよぶ溜池の西堤二間程の地を鳥丘とも呼べる由、記せる書あれど、今この慈明寺村長に能々尋問ふに堀田とよぶ字はあれど、鳥丘ツキ田などよぶ所はある事なしといへれば、是亦御陵の証には立がたかるべし。又此御陵号の桃花鳥田といへるにつきて、身狭ノ桃花鳥坂陵、身狭桃花鳥坂ノ墓など、日本紀に同字を用ひ給へるに依て、同地ならむと考へて、鳥屋村なる宣化天皇陵身狭桃花鳥坂上陵の南に、字を罐子山とよべる山を上古の陵製にかなへる古墳にて、この桃花鳥田丘ノ陵に当れりと云へる説も聞えたれど桃花鳥田と桃花鳥坂とたまゞツキといふ語の相似たるによりて、日本紀には、桃花鳥の

字を填給ひたれど、古事記には衝田岡と記されたり。もし同地ならむには、此御陵号にも身狭の名を冠らせ給ふべきに、古事記にも衝田岡、日本紀にも延喜式にも桃花鳥田丘とのみありて、身狭の号は見えざれば、この衝田ノ岡は身狭の地なる桃花鳥坂とは別地なる事明なれば、鳥屋村なる罐子山は其地違へるなるべし。又近日或人の説に、畝火山の南方池尻村神保家陣屋の東後、字花園山の内に、八大竜王を祭れる山を水神山とよぶ、その水神山といふことは、スイゼン山を訛れるにて、綏靖天皇の御陵ならむといへり。故今その所に行て見るに、花園山の内にて最高き地に、小祠を南向に二つ双立、其北後は深田池の入江に接き、また南旁はすこし低くて、四角に平したる所を、村老は御茶間御殿の旧跡なりといひ伝ふ。実に茶亭など建つべく狭く打平したる地なり。其処に西向に稲荷の小社あり。享和三年二月に始建たる社なりとぞ。その東南の領界

に、北方深田池の汀より東をめぐりて、南端より折れて、西へ長く陣屋の敷地へ通りて、掘切たるから堀あり、これ陣屋要害の為に設たる総堀にて、水神山の堀にあらず。又その水神山も、古木は生ひたれど、其さま御陵に似たる山にもあらず。其水神山とよべる由は、八大竜王を祭れるによりて起れる名にて、其由来を尋ぬるに、この水神八大竜王は、文化二年九月江戸なる領主より、この八大竜王御厨子を差遣せて、神保家鎮守三社権現三社権現とは、東照大権現、蔵王大権現、熊野大権現の三座なるよし、棟札に見えたりとぞ。の右座に並べて、領地年穀豊饒請雨のために祭始たる水神なるが、請雨のためにはいつも靈驗著きによりて、村人どもよく其名を聞覚えて、水神山とは呼ばせれど、その水神山の名は、文化二年以来のことにて、古くより云伝へたる名にあざれば、スイセイの音に近しとて、御陵の証にはなりがたかるべし。されば此三所をおきて何処ならむと考奉るに、是まで神武天皇の御陵と申せる高市郡四条村なる字を塚根山とよべる古墳ぞ、この御陵にや当るべき。さるは、此古墳より北のかた高根宮コケミヤの西路の西下なる田をツキダとよび、其西につゞける田を東根ツキ田、西根ツキ田など呼り。是こ

の辺シマツク古名の偶片偶に残れるものにて、其南東なる塚根山は桃花鳥田丘陵ならむとぞ思はる。この古陵、今は岡山といふべき地とは見えがたかれど、上代には、この塚根山、めぐり大木のまへ塚の坪、一町田田居の坪などよぶわたり、衝田岡といふ、いと高からぬ小丘にてありつらむを、久しき年月経しまゝに、丘は四辺に流れて低く、四辺はおのづから高くなりつゝ、田に墾るとしては、低き所に土を置などもして、遂に今の如き地形とはなりたりけむ。譬へば、山城ノ国の広隆寺を蜂岡寺とよべることも、蜂岡といふ岡に建立ありし寺なる故にさは呼べりしものなれども、今はたゞ平地の如く見えて、何処を蜂岡とも知られざるがごとくにこそあるべけれ。後人猶よく考訂してよ。

## ア　ネ　山

〔和州寺社記〕寛文六年

一同坤の方に安寧天皇の陵有。御陰の井上と云よし。

〔和州旧跡幽考〕

安寧天皇陵　うねび山のひつじさる

人皇三代安寧天皇は大和国高市郡畝傍山の西南、〔御脱カ〕蔭井上陵なり。延喜御宇十一年十二月崩御なり給ふ。御年五十七。日本

又は御年四十九。古事記　延宝七年迄凡二千二百十七年歟。

〔前王廟陵記〕

畝傍山西南御蔭井の上の陵は、片塩浮穴の宮に御宇せし安寧天皇。大和高高市郡に在り。兆域東西三町。南北二町、守戸五烟。同

古事記に曰く、畝火山の美富登と

今按ずるに、日本紀に御蔭を御陰に作る、和訓美富登 或は曰く、久米寺の西南と。

〔大和志〕

畝傍山西南御蔭井上陵 安寧天皇○在吉田村御蔭井西北丘二祠廟在二井東南一

〔古事記伝〕

天皇御年肆拾玖歳。御陵在畝火山之美富登也。

○美富登は御陰なり、此は山をも、人体に准へて云るにて、巔腹腰脚なども云類なり、書紀懿徳卷に、元年秋八月丙午朔、葬磯城津彦玉手看天皇於畝傍山南御蔭井上陵、諸陵式に、畝傍山西南御蔭井上陵、片塩浮穴宮御宇、安寧天皇、在二大和高高市郡一、兆域東西三町、南北二町、守戸五烟とあり、(蔭字は、陰を写誤れるか、又富登と云ことを悪て、昔御蔭と唱へ換たりけむも知がたし、なほ正本を考へて、定むべきなり) 此御陵、吉田村と云にあり、畝火山の西南方の麓に著たる高き岡にて、(書紀に、畝傍山南とあるは、式に依に、南上に、西字を脱せるなるべし) 彼慈明寺村の南なる御陵と、全同じさまなり、(御蔭井は、吉田里中の路傍に在て、尋常の小さき井なり、御陵は、此井より一町あまりありて、西方にあたり、

〔大和河内旅路の記〕

(劍池)

この池の西より石川村久米村をへて吉田村にいたる。安寧の御陵はうねひ山の西のふもとにあり。みほとみといふもあり、この陵よりほと近しと聞とみすなりぬるこそくちをしけれ。

〔大和名所図会〕

安寧天皇陵 (吉田村御蔭井の西北の丘にあり。祠廟は井の東南にあり。字は安寧山といふ。傍に御蔭井あり)

〔西国名所図会〕

安寧天皇の陵 (吉田村にあり。歎火山の西南にあたり。惣山の廻り百十余間。御祠廟あり。御蔭井といふは、丘の下切岸の傍にあり。例年九月十三日神事ありと云ふ)

『日本紀』曰く「大日本彦耜友天皇(懿德) 元年秋八月丙午朔 葬<sub>ニ</sub>磯城津彦玉手看天皇(安寧) 於<sub>ク</sub>歎傍山南御蔭井上<sub>ル</sub>陵<sub>ニ</sub>」。

『延喜』諸陵式云ふ「歎傍山西南御蔭井上陵片塩浮穴<sub>ニ</sub>宮御宇<sub>ニ</sub>安寧天皇在<sub>ニ</sub>大和国高市郡<sub>ニ</sub>兆域東西三町南北三町守戸五<sub>ノ</sub>烟<sub>」</sub>。

〔蘭笠のしづく〕

西のかたなる真名子山に登りて、尾上を西北に登れば、西向に安寧天皇を祭たる宮あり。此辺安寧天皇の陵なりとはきけど、今みるに陵墓の形もなく、たゞおのづからなる山の上に、宮を立たるにぞありける。西へ下るゝ道あれば、くだる麓



に陵の制札立たり。是より北西、すなはち吉田村あり。此家立の北後はアネ山なり。家立のなかを西へ行ば、道の南ノ旁  
 家居の軒下に、さと人のオ土井とよべる小さき筒井あり。水いと近ければ、ひさごにても酌つべし。菅笠の日記には、御  
 ほとゝといふ井今もありと記されたれど、今はさる名を知れるさと人もなきにや、此井より少し西にゆきて、右へ登る。  
 丘あり、字をアネ山とよぶ。丘の上に東向たる小社あり。その北の方にうづ高き所あり、これ御在所の窪みたる所は見え  
 ず。御陵の南側にそひて、民の家居だち並びたるまゝに、陵のかたちいとよくも見えわからねど、打めぐりてよく見  
 るに、後円く、まへ方にして、辰巳の方に向ふ。方なる所の南旁は竹藪となりて、吉田村の家立の北後なり。此塚のある  
 ところは、畝種山の西南の麓にして、これ安寧天皇の畝傍山の西南御陰井ノ上ノ陵なりとぞ。すがかさの日記に、此吉田  
 村の翁のものがたりに、御陵のめぐりにも、七十年許あなたまでは、から堀ありつと語れる趣、しるされたれど、いかゞ  
 あらん、おぼつかなし。

〔大和名勝志〕

安寧天皇陵 在畝傍山坤隅

人皇三代安寧天皇大和国高市郡畝傍山西南蔭井上陵 延喜式御宇十一年十二月崩御年五十七 又四十九 日本紀 古事記

〔日本書紀通釈〕

元年春二月己酉朔壬子。皇太子即天皇位。秋八月丙午朔。葬磯城津彦玉手看天皇於畝傍山南御陰井上陵。九月丙子朔  
 己丑。尊皇后曰皇太后。是年也太歲辛卯。

○畝傍山 南御陰井上陵。記には御陵在畝火山之美富登とあり。御陰は山をも人体に准へて云るにて。巔腹腰脚なども云類なり。按に此陵岡の崛起したる所に在。諸陵式に。畝傍山西南御陰井上陵。片塩浮穴宮御宇安寧天皇。在三大和国高市郡。兆域東西三町南北二町。守戸五烟。とあり。此御陵吉田村と云にあり。畝火山の西南方麓に著たる高き岡にて。字花陰山。俗西山新開又阿と云。書紀に畝傍山南とあるは。式に依に。南上に西字を脱せるなるへし。御陰井は吉田里中の路傍に在て。尋常の小さき井なり。今ミカゲ井と云。此井より一町あまりありて。西北方にあたれり。

〔山陵志〕

安寧陵 諸陵式。畝傍山西南。御陰井上。〔按〕御陰井上陵是以井上為陵所在。然井之得名。蓋因陵。故為御陰。今

此陵呼曰阿禰山。即安寧所訛。其地吉田村。

〔山陵考〕

畝傍山西南御陰井上陵

安寧天皇の御陵なり。大和国高市郡吉田村領のうち、畝傍山の西南に差出たる尾崎にあり。卯辰の方向で、御在所円く、前方なり。字をアネ山と云ひ、またハナカケ山とも云とぞ。高さ四丈許、めぐり百三十二丈許あり。この御陵の南辺、吉田村人家の前に清水井あり、是井ノ上ノ陵の名の起れる原由なるべし。これ日本紀に、八月丙午朔、葬於畝傍山南ノ西南とあるべきを西ノ字脱たりしなるべし、御陵井ノ上ノ陵とみえ、古事記に御陵在畝火山之美富登也と見え、延喜式に畝傍山ノ西南ノ御陰井上ノ陵と云ひ、井ノ上陵、片塩浮穴ノ宮御宇、安寧天皇在三大和国高市郡、兆域東西三町、南北二町、守戸五烟と見えたる御陵なり。里人の説には、此御陵より東南なる、字マナコ山の上に鎮坐す、あんねい宮を、御陵なりと云伝へた

れど、見は御霊を祭れる御宮にて、御陵にあらざることは、じんむ宮、るとく宮の例の如くにぞあるべき。されば大和志にも、畝傍山西南御陰陰と書べきを蔭とかきたるは、延喜式印本の誤を襲たるものなり、陰に改むべし。井上陵ハ在吉田村御蔭井西北丘一、祠廟ハ在井東南一といひ、其外古人の説みな同じく井の北なるを御陵なりといへり。

### 畝傍山南織沙谿

〔和州寺社記〕

一巽の方に懿徳天皇の陵有。織沙（谿）上の陵と云よし。

〔和州旧跡幽考〕

### 懿徳天皇陵

或記久米寺のたつみにありと見えたり。

人皇四代懿徳天皇は大和国高市郡畝傍山の南、織沙谿上陵なり。延喜式御宇卅四年九月崩御なり給ひしが、十月に此陵にか  
くし奉る。日本紀延宝七年迄凡二千百五十六年歟。

〔和州巡覽記〕

是懿徳帝の御陵也。凡郡山より其間、大和の国中也。平原の地にて基盤の表のごとし。

〔前王廟陵記〕

畝傍山の南織沙溪の上の陵は、輕曲峽宮に御宇せし懿德天皇、大和の国高市郡に在り。兆域東西一町、南北一町、守戸五烟。同

古事記に曰く、畝火山の真名子谷の上と。

今按ずるに、織沙溪、真名子谷、和訓近し。或は曰く、久米寺の東南と。

〔大和志〕

畝傍山南織沙溪上陵 懿德天皇○在畦樋村西織沙溪二祠廟在二村東北二陵西有二荒陵二属二池尻村二伝云皇后陵

〔古事記伝〕

天皇御年肆拾伍歳。御陵在畝火山之真名子谷上也。

○真名子谷上、書紀に、明年冬十月戊午朔庚午、葬大日本彦根友天皇於畝傍山南織沙谿上陵、(織沙を麻佐胡と訓るはわろし、此記に依て麻那胡と訓べきなり、万葉にも沙細砂など、皆然訓、又真名子麻名胡など書、書紀私記にも、万奈古とあるをや) 諸陵式に、畝傍山南織沙溪上陵、輕曲峽宮御宇懿德天皇、在二大和国高市郡一兆域東西一町、南北一町、守戸五烟とあり、此御陵は、畦樋村より西方、吉田村へ越る路の、少し南方にあり、即畝火山の南の谷の内なり、(貝原氏が、畝火山の巽方に小谷陵あり、懿德天皇の御陵なりと云る小谷は、真名子谷の真名を省ける名にや、其ころ此地を然云るにこそあらめ、又或説に、久米寺の東南にあると云るは、甚くたがへり、

〔大和名所図会〕

懿徳天皇陵（畦樋村の西、織沙溪にあり。祠廟は村の東北にあり。字はイトクノ宮。『陵図考』に云く「高さ五尺、平芝。廻り四十五間、垣廻り四十二間」。この陵の西に荒陵あり。池尻村に属す。伝へ云ふ、皇后の陵とぞ）

〔卯花日記〕

此山のやゝ南の東のはしふもとの道の辺の東に小さき森ありて、人王四代懿徳天皇の御陵と公よりのしるしの札をたてられたり。畝火の邑よりハ卯寅の方にあたり。中に小祠あり。懿徳天皇を祭り奉るとかや。されとも此所もたいらかなる林にて、さうに陵のかたちとハ見へず。紀ニハ畝傍山の南織沙溪上陵にかくし奉るとあるにたかへり。記ニハ畝火山の真名子谷上としるされたり。式ニハ兆域東西一町守戸五烟としるされたり。并河氏も在<sup>(並)</sup>畝火村西織沙溪祠廟在、村東北とかゝれたり。こハ此松林ハ祠廟にして陵の所にあらず。村長字甚右衛門にゆきて此事をとい侍りしに、翁ハ折しも外へ出ゆきて字甚兵衛なる若き人の道しるへせんとて先出てゆきぬ。この畝火のむらを西へゆきてしばしゆけハ、畝火山の正南北<sup>嶺</sup>ふもとなり。西にあたりて二町はかり南へつきいたる谷あり。これをまなご山といふ。この東なる谷なん、まなご<sup>谷</sup>也といふ。此谷の中に字丸山といふ小山ありて、廻りて見るに兆域一町といふによくかなひて畝火山のつゝきにあらず。こゝに丸くきづきたるやうに見ゆ。疑もなき此なん天皇の御陵也。記の畝火山の南真サコ谷の上といふによくかなへり。又記の真名子谷といふにハ方角ハしるされざれども、真名子といふ所のさたかならハ此所にたかひなし。今も里人ハマサコとハいはず、マナゴとはいふなり。此もて思ひめぐらずに紀記の明文ハ今二千五百年におよぶにすこしもたかふことなし。安寧陵の御陰井もいまありて畝傍山の西南といふによくかなへり。かくたしかなるに神武天皇の御<sup>(陵)</sup>のたしかならぬ

ハいかにぞや。いよ／＼山の東北なるべしとおもへり。

〔西国名所図会〕

懿徳天皇の陵　（畦樋村の西南、織沙溪にあり。祠廟は畝火山の東北にありて、この所をおよそ陵と称するゆゑ、本所を尋ぬといへども知るもの少し。予順歴のとき、真砂谷とて数々たづぬといへども更にしれず。やうやうにして畝火山の西南に添ひて真名子山といふ山を得たり。これ正しく諸陵式に云ふ畝傍山の南、織沙溪の上の陵地とあるによく合へり。かつ『古事記』曰く、畝火山の真名子谷の上と云々。さればこの真名子山にたがふべからず）

〔寧府記事〕

今井町近辺うねひ山近辺はみな古墳のみにて、いにしへの御陵とおもふもの多けれとする人なし。神武の御陵は木の玉垣あるのみ。懿徳帝の御陵のことにいたりては四方にこみちありて牛馬牽通るへからすといふ高札あるのみなり。恐入たること也。

〔藺笠のしづく〕

畝樋山の南ノ藺真名子山の東の谷に丸山とよぶ古塚あり、松の木疎らに生ひたり、ふとみれば低き小山の如くなれど、今打めぐりてよく／＼見るに、南面に作れる陵にて、北のかた円く、南は方なる形残りて円きかたの頂に例のごとく窪みたる所もあり、方なるかたに二所窪みたる所もあれど、是は土を取たるか、木の根を掘たる跡とぞみえたる。此塚を懿徳天皇の畝傍山の南織沙溪上ノ陵なりと、近ごろいへる説あるは、よく当れるなるべし。この陵の東は一むら茂れる林あり

て、神の社もあり。

〔大和名勝志〕

懿德天皇陵

旧記云懿德天皇陵者久米寺<sub>ノ</sub>巽隅<sub>ニ</sub>云々

日本紀懿德天皇即位卅四年九月崩同十月藏<sub>ニ</sub>此陵<sub>一</sub>

延喜式懿德帝者大和高市郡畝傍山南織沙谿上陵<sub>云々</sub>

〔山陵志〕

懿德陵 諸陵式。畝傍山南織沙谿上〔按〕今呼<sub>ニ</sub>織沙山<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>織沙布<sub>一</sub>露溪間<sub>一</sub>也。其地畝旁村<sub>也</sub>。安寧及此陵並有<sub>ニ</sub>祠<sub>一</sub>在<sub>ニ</sub>陵

上。凡陵地建<sub>レ</sub>祠奉<sub>レ</sub>祀。往往有<sub>レ</sub>之。未<sub>レ</sub>審<sub>ニ</sub>其昉<sub>一</sub>於何世<sub>一</sub>也。

〔山陵考〕

畝傍山ノ南織沙谿上陵

懿德天皇の御陵なり。大和高市郡池尻村領のうち、畝火山の南麓、字マナゴ山と長山との間の谷にあり。字を丸山とよぶ。南面にて、前方のかた、多く畑に墾かれて、形いたく損たり。高さ五丈許、めぐり百十丈許あり。これ日本紀に、明年冬十月戊午朔庚午、葬<sub>ニ</sub>於畝傍山ノ南織沙谿ノ上ノ陵<sub>一</sub>と見え、古事記に、御陵在<sub>ニ</sub>畝火山之真名子谷上<sub>一</sub>也とみえ、延喜式に、畝傍山南織沙谿上ノ陵、輕曲峽宮御宇、懿德天皇在<sub>ニ</sub>大和高市郡<sub>一</sub>、兆域東西一町、南北一町、守戸五烟などみえ

たる御陵なり。是も又、畝樋村東北なるゐとく宮を御陵なりといへる説あれど、そは例の御宮にて、其敷地平坦なれば、御陵にはあらず。又在地も此山の東麓にて、畝傍山の南にあらず。此池尻村領なる丸山ぞ、日本紀延喜式等に見えたるごとく、畝傍山の南の谷にありて、その南傍の田の字傍西の山の字に、マナコの名まさしく存りたれば、此谷まことに真名子谷なること疑なく、此丸山実には御陵なるべきこと更に疑なかるべき。されば文政十二年のころ、津川仲道の書たりし卯花日記に、此御陵を索奉りしことをいへるに、此畝火村今按に、畝火山の東南の麓にある村なりを西のかたへしばしゆけば、畝火山の正南のふもとなり。西にあたりて二町許南へさし出たる小山あり、これをまなこ山といふ。この東なる谷なん、まなご谷なるべきといふ。此谷の中に丸山といふ小山ありて、廻りて見るに、兆域一町といふによくかなひて、畝火山のつゞきにあらず、殊に丸く築きたるやうに見ゆ。疑もなき、是なん御陵なる。日本紀の、畝火山の南マサゴ谷の上といふによくかなへり。又古事記の、真名子谷といふには、方角はしるされざれども、真名子といふ所のさだかなれば、此所にたがひなし。今も里人はマサコとはいはず、マナゴといふなり。是をもて思ふに、紀記の明文は、今二千五百年におよぶに、少しも違ふことなしと記したるも、誠に諾なる言にこそありけれ。

## 中山塚

〔和州旧跡幽考〕

孝元天皇陵

孝元天皇は陵大和高市郡剣池島上陵也。

延喜式、日本紀

亦剣池中岡上陵。

古事記

御宇五十七年に崩御なり給ふ。御年百十七。開



化五年二月に此陵にかくし奉る。日本紀 延宝七年迄一千八百卅五年歟。

〔前王廟陵記〕

劍池の島の上の陵は、輕の境原の宮に御宇せし孝元天皇。大和の国高市郡に在り。兆城東西二町、南北一町、守戸五烟。同

古事記に曰く、劍の池の中の岡の上と。

或は曰く、劍の池は高市郡難波に在り。池中に靈劍有りと。

〔大和志〕

劍池島<sup>上</sup>、上陵 孝元天皇○在<sup>ニ</sup>石河村劍池<sup>南</sup>、俗呼<sup>ニ</sup>中山家<sup>一</sup>陵畔<sup>四</sup>丘<sup>六</sup>。

〔菅笠日記〕

又豊浦をとほり、西ぎまに行て、和田村といふあり。そこよりすこしのぼりて、山のかひを西へうちこゆれば、劍の池、道の左にあり。東南も北もひきゝ山にて、池はたてもよこも二町ばかりの広さなる、中にちひさき山有りて御陵たり。南西北と池めぐりて、東のみうしろの山につゞけり。さて池の西の堤のしたは、やがて石川村なり。此御陵はまがふべくもあらねど、猶さだかにきかんと思ひて、れの里のおいびとたづねてとへば、第十八代のみかどのみさゝぎ、御名は何とかやのとて、しばゝうちかたふく<sup>ム</sup>を、いな十八代にはあらず、八代孝元天皇よといへば、おいさりゝとくなづく。物とはんとして、かへりてこなたよりをしへつるもをかし。

〔古事記伝〕

コノスラミコトミトシイソデアマリナ、ツツ  
此天皇。御年伍拾漆歳。御陵在劍池之中岡上也。

○劍池、書紀、応神卷に、十一年冬十月、作劍池とありて、（此記にも同御世に、此池作るよし見えたり）舒明紀に、七年秋七月、瑞蓮生遊劍池、一茎二花、皇極卷三年にも、於劍池蓮中、有二茎一萼者云々、万葉十二（十九葉）に、御佩乎劍池之蓮葉爾など見ゆ、御陵は、書紀開化の卷に五年春二月丁未朔壬子、葬大日本根子彦国牽、天皇于劍池島上陵（今思ふに、此池は、応神御世に出来つれば、陵号は、其後の事なるべし）諸陵式に、劍池島上陵、輕境原宮御宇孝元天皇、在大和国高市郡、兆域東西二町、南北一町、守戸五烟とあり、大和志に、在石河村劍池南、俗呼中山家、陵畔田丘六と云り、（前皇廟陵記に、或曰、劍池在高市郡難波池中有靈劍と云り、難波も、有靈劍と云るも、心得ず）此池、石川村の東に有て、今も大なる池あり、（東西の徑四町ありとぞ、池の西の堤の下、やがて石川村なり）御陵の山は、南方より、池中へ衝出で、まことに島と云つべきさまして、（此山の総ての廻周、七町半余ありとぞ）池は、其東北の方より、西南の方まで、広く周れり、（応神天皇の御代に、此池を作られしは、御陵を残して、其に堀られたるなるべし、

〔大和河内旅路の記〕

和田村をへてや、坂をのほり島上の御陵を拝まつる。劍池はいとおほきなる池にて御陵（は東のかたより）池中へ築出せる御山なり。

〔大和名所図会〕

孝元天皇陵（石川村にあり。字中山塚。邊りに劍池といふあり。ゆゑに劍池島上陵といふ。『陵考』に曰く「陵高一丈、根廻三十二間、島廻三百二十間」）

〔卯花日記〕

此所より北へ行ハ石川村なり。劍の池とていと大なる池あり。池の中に木ふかくしけりたる山有。此なん孝元天皇の陵也。四方にめぐりたり。古事記に劍池之中岡上としるされたれハ、まかうべくうもなき孝元天皇の御殿なり。舒明天皇便居ましませる厩坂宮ハ此あたりなるへし。此池の堤の芝生にやすみて、煙ふきつゝ見渡せハ、樹々は木の芽のふきて、新樹のけしきいはむかたなし。池にハ水鳥のあそふさまハとうるハしく、西ハ敵火山、ここハ村里のけはい夕方になりて、霞立こめてねくらにかへる鳥のさまざま々ならず。人々此堤のうへにまとゐして又ふくべをかたむけ、きよき水ニ茶をせんしてのミぬ。

〔西国名所図会〕

孝元天皇の陵（同右劍の池の中の島にあり。字中山塚といふ。ゆゑに劍池の島の上の陵といふ。島の根廻りおよそ三百四十間余、島の高さおよそ東西にて七間、南にて六間、北にて八間ばかり。山陵の高さおよそ二丈、根廻りおよそ三十六間ばかり。これよりおよそ四間ばかりへだてて、高さおよそ一丈ばかりに根廻りおよそ三十間ばかり墳一つ、また高さ一丈ばかりに根廻り二十四間ばかりの墳一つあり。陪葬の地にや。都合三所なり）

『日本紀』曰く、

大日本根子彦國牽オホヤマトネコヒコニヒトキ天皇（孝元）五十七年秋九月壬申朔癸酉崩云々。稚日本根子彦大日日天皇オホヒトヒ（開化）五年春二月丁未朔壬子葬ハツムル大日本根子彦國牽天皇于劍池島上陵。

『前王廟陵記』曰く、

劍池島上陵輕境原宮御宇孝元天皇在ノ大和國高市郡ノ一兆域東西二町南北一町守戸五烟（諸陵式）。

或曰、劍池在ハ高市郡難波ノ二池中有アリ二靈劍ノ一ト云々。

〔藺笠のしづく〕

三瀬を出はなれて、尚ゆきゆくに、西東へも通れる道俣あり。北へはゆかず、東にをれて、石川村へゆく。此村の東北に、劍が淵といふ、大きな池のなかに、岡あり。岡ノ上に中山塚とよぶ陵あり。池の堤に登りて、南へめぐれば、東のかたは、堀を埋みて田にしたれば、田道をつたひて、岡上に登りてみるに、陵の形甚く小さく、崩れ損ねて全からず。今御陵とさせる所は、御在所の円きかたをのみいへるにて、それにつゞきてまた高き所あるは、是前の方なるかたにてありける。今よくく心をとめて見奉るに、御在所も前なるかたも、おのづからその制ざまかつく残りて、戌亥面に作れる御陵と見えたり。此陵のめぐり五十間ありといへるは、円きかたのみを度れるものなるべく、すべての廻りは百間に猶いたく余りぬべし。岡の周廻は四百廿三間ありとぞ。これ孝元天皇の劍池ノ中ノ崗上陵にて、めぐりの池は、応神天皇の十一年に作り給ひし劍池なりと云々。此池の南東には、低き岡山つゞきて、此陵を囲めるに似たり。

〔山陵志〕

孝元陵在<sub>ニ</sub>劍池<sub>ノ</sub>之島<sub>一</sub>。諸陵式。劍池島上陵。兆是身狭之東。〔按〕応神帝十一年十月。作<sub>ニ</sub>劍池<sub>一</sub>。然則穿<sub>ニ</sub>此池<sub>一</sub>。後<sub>ニ</sub>於築<sub>レ</sub>陵<sub>一</sub>。而陵号乃取<sub>ニ</sub>於池<sub>一</sub>。池名曰<sub>レ</sub>劍。未知<sub>ニ</sub>其故<sub>一</sub>也。古事記作<sub>ニ</sub>劍池<sub>一</sub>中岡。今呼<sub>テ</sub>其池<sub>ヲ</sub>曰<sub>ニ</sub>劍淵<sub>一</sub>。陵曰<sub>ニ</sub>中山家<sub>一</sub>。

〔日本書紀通釈〕

五年春二月丁未朔壬子。葬<sub>ニ</sub>大日本根子彦国牽天皇<sub>一</sub>于<sub>ニ</sub>劍池島上陵<sub>一</sub>。

○劍池島上陵。記云。御陵在<sub>ニ</sub>劍池<sub>一</sub>之中岡<sub>上</sub>也とあり。此池は応神紀に。十一年冬十月作<sub>ニ</sub>劍池<sub>一</sub>とあり。記にも。同御世に作るよし。見

えたり。記伝云。諸陵式に。劍池島上陵。輕境原宮御宇孝元天皇。在<sub>ニ</sub>大和国高市郡<sub>一</sub>。兆城東西二町。南北一町。守戸五烟。

とあり。大和志に。在<sub>ニ</sub>石河村劍池南<sub>一</sub>。俗呼<sub>ニ</sub>中山家<sub>一</sub>。陵畔田丘六<sub>ツアリ</sub>と云り。前皇廟記に。或日劍池在高市郡難波池。中

得。此池石川村の東に有て。今も大なる池なり。東西の傍四町ありとぞ。池の西の堤の下。やかて石川村なり。御陵の山は。南方より池中へ衝出て。ま

ことに島と云つへきさまして。此山の総ての周廻を殘して。其処に掘られたるなるへし。七町半余ありとぞ。池は其東北の方より。西南の方まで広く周れり。応神天皇の御世に。此

事なるへし。さて記伝にも云れたる如く。此池は。応神天皇御世に出来つれば。陵号となれるは。其後の

鳥屋ミサンザイ古墳

〔和州旧跡幽考〕

桃花鳥坂上陵

人皇廿九代宣化天皇は大和国高市郡身狭桃花鳥坂上陵なり。延喜御宇四年二月、御年七十三にして崩御なり給ふ。十一月に此陵にかくし奉る。皇后橘皇女其孺子を此陵に合葬せしなり。日本紀 延宝七年迄凡一千百四十一年歟。

〔大和志〕

身狭桃花鳥坂上陵 宣化天皇○在鳥屋村西南東有小陵一俗呼俱知山以皇后橘皇女及其孺子合葬于此一周廻有池広三百三十畝域外有小冢五

〔大和河内旅路の記〕

寺(久米寺)より西南に行て鳥屋村なる宣化天皇の御陵にまうつ。めぐりは池にて中なる御山には木おほく生たり。西の方に一筋道あれと艸おひしけり行かたければ、池をへたてゝをかみまつる。これを宣化の御(陵)なりといへと、こゝはうねひ山の南にてかの山にほと近く、そこに登る道には小砂の流るゝ谷川などあれば、畝備山南織沙溪上陵と申はこれにて、懿徳天皇の御(陵)にやとおもはるゝ所也。

〔大和名所図会〕

宣化天皇陵 (鳥屋村にあり。『陵図考』に云く、字はサンサイ山といふ。高さ十二間、廻り百八十七間。池あり。外に小塚五ツ、中に大なるもの、土人曰く、武内墓といふ)

〔西国名所図会〕

宣化天皇の陵（同鳥屋村にあり。村中より一町半余西南にあり。字ミサンザイ山。陵山の訛ならんか。山高さおよそ十二間ばかり。根廻り百八十七間余。周に池あり。坤方うづもれていささか田地となる。東方池中およそ二町ばかり、北方にておよそ巾三十間ばかり、西の方にておよそ二十間ばかり。山の形南北に長く、三段になりたり。頂上平かにして、四間四方ばかりに菱垣あり）

『前王廟陵記』曰く「身狭桃花鳥坂 上陵松隈廬入野宮 御宇 宣化天皇在 大和国高市郡 兆域東西二町南北二町守戸五烟」（諸陵式）。

「今按身狭地名或作牟佐ニ牟佐ニ作ニ武遮ニ音訓通。身狭桃花鳥坂上陵今其処イハドモズト雖不明ナラ在益田池西南ニ可下以ニ性靈集一弁之」  
 （あるいは云ふ鳥屋村）。

益田池碑銘序曰、武遮荒壘押ムサノアラハカオス其坤シノヒツツサルヲ一云々。

愚按ずるに、益田池の碑ある地を三瀬村といふ。三瀬は身狭の古趾ならんか。音訓通ず。鳥屋は桃花鳥坂の文字の余言ならんか。かつ鳥坂の神社も当村にあり。

〔蘭笠のしづく〕

久米寺の築垣にそひて、南にをれて、また西へゆく。道の右りは久米寺、いと広く、左は民の屋ども立並べり。西にゆきく、北南に広くとほれる道を南にをれて、鳥屋村にきつ。東端なる家にて、何くれとたづぬれば、男しるべせんといふ。此間に雨もやみぬ。松隈川の橋をわたりて、村の西にミサンザイとよぶ塚あり。その制ぎま三壇に築て、うしろ円く、まへ方にて、丑寅に向ふ。御在所の頂、わたり五間計に、丸く窪みあり。陵山のめぐり百八十七間ありとぞ。木立は

悉切つくして、方なるかたの高き所に、松四五株残して、さと人はを御陵とおもへり。めぐりの堀、東方にてはり弘げて、広き池となし、後の申酉のかたは、埋みて田となし、民の家居も建つゞけて、舟付山といふ。鳥屋村の属村なり。陵前の堀なかに、置路つくりて、陵の東すそをつたひて、舟付山へ往かよふ道とし、方なるかたの西の堀中にも、置路ありて、道にしたり。これ宣化天皇の身狭桃花鳥坂上陵なりとなん。

〔山陵志〕

宣化陵在身狭桃花鳥坂上諸陵式。身狭桃花鳥坂上陵。兆域東西二町。南北五町。。桃花鳥。乃畝旁南地。〔按〕凡地謂之身。謂高地曰高身。卑地曰卑身之類是也。蓋

対天則地是形。魄。身狭之地。因其介丘臚甚狭隘而名之歟。乃分在南北。為一大身狭小身狭。欽明帝十七年置三百濟人於大身狭屯倉。高麗人於小身狭屯倉是也。

北者比之南。頗広。所謂大身狭。此也。其地相接桃花鳥坂上陵。凡兩地之交。不可偏拳。必

号之以三兩地。孝德陵号大阪磯長陵亦然。益田池碑云。左竜寺。謂竜蓋寺也。世右鳥陵。鳥陵即桃花鳥坂上陵。而省其語也。

性靈集注。鳥陵為白鳥陵。白鳥陵按。陵地今為鳥谷村。自此東南。即益田池故地。故云右之也。身狭之訛為三瀬。三瀬村史當在琴引原。盖今原谷村地也。

乃在其東。又其東石川村有劍池焉。

升 塚

〔大和名所図会〕

齊明天皇陵（北越智村の東北にあり。俗に升塚といふ）



〔西国名所図会〕

齊明天皇の陵（鳥屋村にあり。北越智村よりおよそ四丁半ばかり東北なり。字塚穴といふ。鳥屋村の山畑の中にて、石の洞穴あり。内に石棺見ゆる。また側に陪葬する所のごときも見えたり。これすなはち天智紀に、皇孫大田皇女を陵前の墓に葬るとあるはこの地ならんか。越智岡上陵といふ）

『日本紀』曰く「天豊財重日足姫天皇（齊明）七年秋七月甲午朔丁巳天皇崩ホウ十一月壬辰朔戊戌以テ天皇喪ニ殯ニ于飛鳥川原一」。

「天命開別天皇（天智）六年春二月壬辰朔戊午合葬ガツソウ天豊財重日足姫天皇ト与ヒト間人皇女ニ於テ小市岡上陵ニ」。

『前王廟記』曰く「越智岡上陵飛鳥川原宮御宇皇極天皇在ニ大和高市郡ニ兆域東西五町南北五町陵戸五烟一」（諸陵式）。

或曰、越智岡在ニ宗我川上ニ（皇極帝重祚したまひて齊明帝と称す。この地はすなはち蘇我の川上にあたり。越智、小市とも用ゆるべし）。

〔西国名所図会〕

升塚陵（また升山とも云ふ。北越智村よりおよそ三町半ばかり、鳥屋村よりおよそ六町半ばかり。山高さ十四間ばかり、山根廻りおよそ百四十間、頂上平かにして、およそ五十間ばかりの周あり。中に窪みあり。山の半腹に牛頭天王の祠あり。籬島が名所図会にはこれを以て齊明帝の陵とす。しかれども『陵図考』には未考御陵とありて、塚穴を以て齊明帝の陵とす。いまだその是非を決せず、なほ考ふべし。天智紀にはゆる天皇と間人皇女を合葬し、皇孫の大田皇女を陵の前の墓に葬ふるとあれば、往古東西五丁、南北五丁の陵の前の

墓なれば、いづれ一方は皇女の墓ならんか。この升山の地は北越智と鳥屋と立ち合ひの場所なり)

〔藺笠のしづく〕

此陵より未申のかたなる山手に、升が山といふ古塚、升か山とは、升塚  
山の略語なり辰巳面に立り。まへ方に、後円くして、頂しきに窪む。丑寅の方を壊ちて、社を立たり。社のまへ、鳥居の辺の地中より、埴壺の口迫りて顕れみゆ。塚のめぐりに、堀の跡もみえず。大和志に、此塚を、齊明天皇の越智岡上陵に充たれど、陵の制さま、その時勢に合はざれば、当らず。また近ごろ倭彦命の身狭桃花鳥坂墓に充たる説もあり。此塚より未申の方のしたに、北越智村の家立近くみゆ。こゝより辰巳のかたの山に、罎子といふものがありましたれば、さはよべるなり。木立も生ひず、芝生にて後円く、まへ方にて、壺のかたに向ふ。めぐりに堀なし。升塚山よりはいと小さく見えたり。こゝを、綏靖天皇の桃花鳥田丘ノ上ノ陵に充たる説近く出来たれども、今この制さまを見るに、いたく上古の陵の体にあらず。

円山古墳

〔和州旧跡幽考〕

陵

灯明寺づかと俗いへり。石棺二つ見えたり。いづれの陵にやありけむ。軽の町より十町南にして、大道の西也。

〔大和志〕

檢限大内陵 合葬天武天皇、持統天皇<sup>ヲ</sup>○在三五<sup>ニ</sup>条野村<sup>ノ</sup>西<sup>ニ</sup>俗呼<sup>ニ</sup>円山<sup>ト</sup>又名東明寺冢持統天皇元年十月皇太子率<sup>ニ</sup>公卿百寮人等諸国<sup>ヲ</sup>司<sup>レ</sup>国<sup>ノ</sup>造及百姓男女<sup>ヲ</sup>築<sup>レ</sup>陵<sup>ヲ</sup>即此岩窟広八尺許深九丈許内有<sup>ニ</sup>双石棺<sup>ト</sup>大宝三年十二月火化持統天皇於<sup>テ</sup>飛鳥岡<sup>ニ</sup>脩<sup>レ</sup>合葬之礼于此<sup>一</sup>

〔菅笠日記〕

輜をはなれて、猶西へゆけば、やゝ高き所なる、道の南に、なほ高くまろに見ゆる岡あり。その南のつらに、塚穴といふいはや有るときゝつれば、細き道をたどりゆきて見るに、口はいとせばきをのぞきて見れば、内はやゝひろくて、おくも深くは見ゆれど、闇ければさだかならず、下には水たまりて、奥のかたにその水の流れいづる音聞ゆ。これは何の塚ぞととへど、しるべのをのこしらぬよしといふ所なるを、牟佐坐神<sup>ムサマスノカミ</sup>ノ社も、今かの村に有るときけば、身狭は此わたりと思はれ、又坂ノ上とあるは所のさまもかなへればなり。

〔大和河内旅路の記〕

また三瀬村に出、こゝは八木より土佐へ行大道にて茶やなともあり。その東南に丸き岡の有なるは、天武持統合葬の御陵なりと土佐守はいへり。かれのほりて拝奉るにその岩屋はいとふるく見ゆるに、下には水のたまりて奥には其水のなかれ出る音聞ゆ。

土佐守はさきにこの岩やに入て見つるにおくにふたつの石櫛ならひたてり。されは合葬の御陵にまかひなしといへれど、こはずかゝさの日記に宣化の御ならんといへるは三瀬と身狭の声かよひ、又坂の上といふ所もさもありなんとおほゆれ

は、このほかに合葬の御陵やあると田つくるものらにとふに、この岡より東に四五丁あまりゆきてひとつの御陵あり。それにも石槨ふたつならひたてり。このよりも岩屋も槨もいと大に勝れたりといふ。それそ天武持統の御陵ならんとおもひて、くはしくとふに、則五条村(野)のうちなりとかたる。行て見まくほりすれと日も暮ちかくなり。けさ多武のみねよりおほくの道をあゆみつれば、足もつかれてえゆかてやみぬることいともくも口(くち)をしけれ。身狭桃花鳥坂上陵にも皇后及其孀子を合葬よし日本紀に見ゆれば、ふたつの石槨はあるへくなん。かた／＼此三瀬なるは宣化の御(陵)ならんとおもひなりぬ。それゆ欽明天皇の御陵にまうつ。

〔大和名所図会〕

桧隈大内陵（五条野村にあり。天武帝・持統帝合葬し奉る陵なり。字王の墓、また円山とよぶ。中に石棺二ツあり。『陵考』に曰く

「高四間、根廻九十五間、垣五十八間」

〔卯花日記〕

三瀬村の南より東へ行ハいと大きな陵あり。いまハ鋤れる、田畑となりて木立もなく陵とも見へわかず。しかれども遠くのぞむにいとく大きな陵にて高く見へたり。此なん紀に見へたる持統元年始て大内陵よ築き二年冬葬于大内陵とするされたる桧隈大内陵にして、天武、持統の二帝をかくし奉る御陵也。式ニハ東西五丁、南北四町、陵戸五烟とするされたり、いまも東西兆域のいとせまくなれたれとも、南北ハ四町はかりもありぬべく見へたり。これはすべて陵ハ南へむかひて南のひき、所々ハ宣命所有て、北を上にしたる物なれば、此陵も石にてつきたる物なれハ南北ハ鋤がたくて残れる也。

さしもいやしき御陵の田畑となれるはいともくかしてきワきなれ。田畑をつたひて次第にたかくのほるに、南むきに入  
口あり、塚の口より水ミちくく入べきにもならず。水のふかき小口の所にて四尺ばかり有ぬへし。おくの所十五六間も  
北へ水ミちて深さハはかり知べきやうなし。水のいろ黄色にて、塊をなけ入るれば、黒色の泥の涌上る事村雲のおこるか  
ごとし。此所ハ五条野村の領なり。やつかれおさなき時、此五条野に相知る禪宗の大徳有て、しばらく此村に住侍りし事  
ありしニ、此村の長字甚三郎三瀬村の鍵屋といふ酒をかもする家なんと常に給ひ侍りしに、折しも元早ヒデサキにて水車もて此塚  
の水をかへいだせる事あり。此あたりの越村の医師服部氏なんと七八人此御陵に入ぬるに奥へ行て下へくたる所あり。う  
へも横も大なる石して、岩屋のこどくことつくりなして、其中に石にて御階をまうけて、うつくしく石をきりて、その石の上  
にたとへは御輿のかたちしたるいと大きな石の槲とて二ツをすゑられたり。此なん二帝の御（陵）なるべし。松明のあかりに  
見るにそのさまいと大き成物にて、上に屋根のことき物あり、自然の石ニハあらず。皆けつりなせるもの也。今ハむかし  
四十年になるへし。此度ハ水の多くミちて小口さへ入る事なりかたし。

〔西国名所図会〕

天武天皇の陵（五条野村にあり。松隈大内陵といふ。天武帝・持統帝合葬の陵なり。字王の墓といふ。また円山といふ。中に石棺二  
あり）

『前王廟陵記』曰く「松隈大内陵飛鳥浄御原宮御宇天武天皇在ニ大和国高市郡ニ北城東西五町南北四町陵戸五烟（諸陵式）」

「同大内陵藤原宮御宇持統天皇合ニ葬（松前大内陵）陵戸更ニ重充（諸陵式）」

『日本紀』曰く「天淳中原瀛真人天皇（天武）朱鳥元年九月丙午天皇病遂不差崩」。

「高天原広野姫天皇（持統）元年冬十月辛卯朔壬子皇太子率二公卿百寮人等一并二諸国司国造及百姓男女一始築二大内陵一。

「同二年十一月葬二于大内陵一」

『続日本紀』曰く「天之真宗豊祖父天皇（文武）大宝二年十二月甲寅太上天皇（持統）崩遺詔勿二素服一挙哀内外文武官釐一務如常喪葬之事一務徒二儉約二云々。辛酉殯三于西殿一」

「同三年十二月奉一誄二太上天皇一諡曰二大倭根子天之広野日女尊一是日火二葬於飛鳥岡一壬午合二葬於大内山陵一。

『前王廟陵記』「今按飛鳥岡行廻岡今岡寺。天子火葬之始起二於持統天皇一」云々。

〔山陵志〕

天武 持統合葬 矣。其陵在二松隈大内之丘一。諸陵式。松隈大内陵。兆。松隈是身狭東南。所謂輕之旧都也。（按）輕古時蓋広。懿德帝都レ輕。居二於曲峡宮一。孝元帝都レ輕。居二於境原宮一。応神帝都レ輕。居二於豊明宮一。豊明宮趾即今之輕村。三瀬村西廟。以此爲宮趾。然而距二境原一東北數町。所謂大内之丘。當時蓋以三其在二宮内一名之歟。乃在三輕村一矣。丘北田畝。土俗稱是輕大寺之訛也。凡旧宮地。必構三仏寺以異レ之。蓋中古風習。然則輕大寺。故是宮之地也。松隈名。始見二雄略紀一。有松隈氏使。又其後宣化帝都二松隈一。居二於慮入野宮一。其趾即今松隈村此也。而松隈坂合。是其少西北。今爲二平田村一。驗二其北丘一。則益田池故地。其碑文但載二松隈一。不復稱三輕

地。因以為建<sub>レ</sub>是碑<sub>ニ</sub>時。或併<sub>レ</sub>輕<sub>ヲ</sub>以為<sub>ニ</sub>檢限<sub>ニ</sub>敷。不<sub>レ</sub>然。檢限名不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>冠<sub>ニ</sub>之大内陵<sub>ニ</sub>。後世輕<sub>ト</sub>檢限<sub>ト</sub>各別<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>一村<sub>ニ</sub>落<sub>ニ</sub>。猶京之粟田・中世名改為<sub>ニ</sub>白河<sub>ニ</sub>。

### 小谷古墳

〔和州旧跡幽考〕

#### 武内宿禰墓

性靈集鈔曰、益田池の坤にありと云々。今たづねし所をえず。

武内宿禰は人皇十七代仁徳天皇七十八年に卒去せり。日本紀よはひつもりて三百五歳にぞ侍る。抑宿禰は人皇八代孝元天皇の孫男、武雄心命の子なり。代々の帝につかうまつりけり。姓氏錄延宝七年迄凡一千二百九十年敷。

〔大和河内旅路の記〕

まことにこの村中（島屋村）より東に行て、三瀬村の西なる武内宿禰の岩屋といふをみる。大なる岩かまへにて菅丈あまりのけたなる石をならべてつくれり。石のあはせたる所は、すべて白土をもてぬれりと見えて、所々其土の残りたるあり。石の槨はぬす人ともものあはきたるにや、ふたはかたはらに落たり。

〔藺笠のしづく〕

升塚山より卯辰のかたに、山の峽をこえてゆけば、山を隔て、山の半腹に、塚穴とよぶ円き塚あり、土甚く壞落て、南

面に石椁の口顕れたるを土にて塞ぎたり。此石槨の内広くして、石椁一つ侍ると、しるべの男いふ。是を斉明天皇の御陵なりといふめれど、石椁石棺かくて存れば、石槨の役を起さずと、日本紀に見えたるに合はぬなるべし。此塚より妙法寺村南に低く見おるされ、益田の岩舟巳のかたに高く見上られ、五条野村の丸山辰の方に見やられたり。

## 娘子塚

〔大和志〕

娘子塚 在大久保村昔有娘子字曰桜児有壮士共誂之捐生格競貪死相敵娘子歔歔曰從古至今未聞一女適三二門矣二子意難和平不如妾身死相害永息爾乃尋入林中懸樹縊死見三万葉集和歌小序一

〔大和名所図会〕

娘子塚 (大久保村にあり)

むかしこの所に娘子あり。容顔美豔にして、ほとりの人道路に願て賞す。名を桜児といふ。また二人の壮士ありてこれを娶らんと互ひに誂み、死を貪つて相敵す。娘子ころやすからず歔歔といふやう、古より今に至るまで一女二門に適ふ事を聞かざるなり。二士の意和平がたし。妾が身死して相害を永く息めんとて、林中に入つて樹に懸かり縊れて死す。『万葉集』小序に見えたり(撰州菟原郡に求女塚といふ三所あり。事実これに相似たり。委しくは『須磨明石名所図会』に出だす)。

〔西国名所図会〕



娘子墳 (同村にあり。伝へて云ふ、昔この地に少女ありて容顔美麗なり。傍辺の人道路にかへりみて賞せざるはなし。その名を桜児といふ。また二人の壮士ありて、これを娶んとたがひにいとみ、死を貪つて相敵す。娘子は心やすからず、嘆きていふやう、古より今にいたるまで一女二門に適ふ事を聞かざるなり。二士の心和平がたし。妾が身をして、相害を永く息んとて、林中に入つて樹にかかり縊れて死すとなり。この事『万葉集』の序に見ゆ。摂州菟原郡に求女塚といふもの三所あり。事実これに相似たり。ここに略す)

砧 塚

〔大和志〕

砧オサ 家箱家鬼家在二十市村一

〔大和名所図会〕

砧塚 (十市村にあり)

## 寺 跡

### 膳 夫 寺

〔大和名勝志〕

#### 膳夫寺

旧記云膳妃太子之后也或号ニ倉橋后ニ又ニ芹摘后ニ養母号ニ古勢女ニ太子召ニ古勢女ニ為レ妣古勢女後入レ宮弁ニ政事ニ老剃髮太子名号ニ入阿弥立レ寺安ニ虚空藏之像ニ元來草庵也今号ニ膳之ニ階堂虚空藏ニ天香久山之北面也

〔大和名所図会〕

二階堂（天香久山の北表にありて、ただ名のみばかりなり。むかし二階堂ここに草創ありて、後は山辺郡にうつされたり。図絵は山辺郡に出だす）

〔西国名所図会〕

二階堂の古趾（天香具山の北表にありて、今はただ名のみばかりなり。むかし二階堂ここに草創ありて、後に山辺郡にうつされたりとぞ）

名所・旧跡

九四四

興善寺

〔大和名勝志〕

大閣秀吉公

当山寺屋敷分

參拾石事令寄

附畢合可寺

納候也

文祿四

九月廿三日

加俱山

家康公御代

一書令啓達作。仍御寺領之儀。先如御朱印。無相違御寄進之事ニ而御心安。可致思召候義ニ。追而可得□□候。恐々  
謹言

十月十六日

大久保十兵衛

長安判

香久山寺

御同宿中

秀忠公

大和国香久山寺屋敷分三十石事如前々已收納弥不可有相違者也

元和三年八月廿八日 御朱印

興善寺

旧記云天香久山文殊院興善寺者持統天皇朱鳥年中開基開山者隆俊上人中興開山者興正菩薩本堂文殊支利菩薩安阿弥作鎮守  
左天照太神春日大明神右弁才天

北谷間有七畝計田此所田之初云昔正月四日出家三人裸而始斂事終而於田部有流鏑馬

西大門北山上八幡宮旧跡有礎九月十四日於于今御供奉備

文殊堂門前山有隆俊上人石塔此所納諸經故号經墓

有阿伽井弘法大師作

宗門真言

当寺無本寺

自鎮守堂良隅昔有護摩堂翔出山伏炷護摩昔七堂伽藍云

名所・旧跡

法中

- 三学院 多門院
- 照命院 宝寿院
- 蓮藏院 明王院
- 最勝院 辻之坊

境内三町四方

〔和州寺社記〕

十市郡

天香久山 寺領

三十石  
奈良ヨリ南ノ方六里

天香久山興善寺文珠院は草創の事其説まちくにして必定なし、先山号の説多し、天香来山或は青香久山或は香具山或は神護山又世に香久山と書く、かご山とよめるよし諸書にその説詳なるよし、され共所の人のかたりしは旧事記日本記にも見へたりいにしへより此寺に云伝へしは天香久山と云へるとなり、興善寺はいにしへ天照大神宮法楽舎たるによりて、其勒今に断絶なし、大神宮の威光鎮護国家の秘軌を修し、真俗の善を興す故に興善寺と号し、則大神宮盤戸を開き給ひし所なり、院号は文珠薩埵を本尊とす、故に文珠院と号す、されども其説詳ならず中興隆俊上人梵閣を営みたまひ、安阿弥の作りし文珠の霊像を安置し給ふ、因茲基本とし、其尊像今に有真言宗にて坊舎一軒境内は方三町を以て寺領卅石余とし下し賜り関白秀吉より当家御三代の御朱印あり。

一、天盤戸興善寺の西の方一町余南浦と云所に有、大神宮此若戸に閉こもらせたまひし時、思兼尊一千の神達をかたらひまし、御湯を奉り榊の枝に八咫の鏡をつけて神樂を奏し給し時、天照大神いわ戸をすこし開き給ひしるしなりとて岩二つにわれて今にあり、かりそめも凡人其地を踏事更になし、大神宮は筑紫日向国より此所に移らせ給ひ、これより城州吉田にうつり給ひ、吉田より伊勢内宮に鎮座し給ふよし、城州吉田も今の明神の地なり、此明神も本地天兒屋根命にてまします由。

一、榊若戸の前に有、神代よりの霊木なるが、枝葉茂りて無双の大木なり、今に有。

一、湯篠とて神代より生つゞきたる篠今に断絶なし、盤戸よりは半町余南の方に有祭礼の時は必此榊湯篠を用るとなり。

一、御鏡の池興善寺より三四十間程坤の方に有、いにしへ石凝姥命をして八咫の鏡を鑄させ給ひしあとなるよし、何れも由来多き地なり、されどもあらまし記す。

〔和州旧跡幽考〕

興善寺 香久山の麓

天香久山興善寺の文殊院は本尊文殊大士也。元来をしらず。帝王編年曰、香久山三学院と見えたり。寺領卅石、豊臣幕下よせ給ひしより已来絶ず。

〔大和志〕

興善寺 在戒下村一名香山寺正堂影堂鐘楼伽藍神祠僧房七宇天平勝宝元年閏五月捨香山寺絶布綿稻墾田元慶四年十二

月遣使香山燃灯親綿以脩三功德

〔大和名所図会〕

香久山興善寺文殊院 (戒下村にあり)

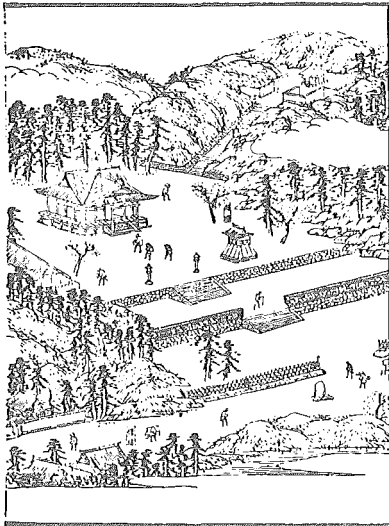
むかし天照太神、この地において秘法の要を現じ、国を福し、民を益し善を興す。ゆゑに号をなせり。本尊は文殊大士にして、安阿弥の作なり。中興の開基は隆俊上人、また豊臣秀吉公より令旨を賜ふとなん、『伽藍開基記』に見えたり。

〔西国名所図会〕

香具山興善寺文殊院 (戒下村にあり。真言宗、僧坊五宇あり。十市郡に属す。香具山の東麓なり)

本尊文殊菩薩 (安阿弥作)

御影堂 (弘法大師を安ず。本堂の左、山の半腹にあり) 神明社 (本堂左の前の山にあり。皇太神宮を祭る) 持統天皇行宮の古趾 (神明社の前にあり。事実詳らかならず) 御供所 (本堂の左の傍にあり) 鐘楼 (本堂の前にあり) 波宜池 (本堂の正面、石階の左の傍にあり。埴



香具山文殊院 (もんじゆいん)『万葉』久かたの天の芳山 (かぐやま) このゆふべ霞たなびく春立つらしも

の池か)

往古、天照太神この地において秘法の要を現じ、国を福し、民を益し、善を興す。ゆゑに号をなせり。中興の開基は隆俊上人、また豊臣秀吉公より令旨（ひょうし）をたまふ。伽藍開基の記に見えたり。『帝王編年』曰く、香久山三学院と見えたり。

## 法 然 寺

〔西国名所図会〕

香具山法然寺（南浦村にあり。浄土宗。本尊阿弥陀仏、脇士、観音・勢至等、ともに鳥仏師作。少林院と号す。諸国二十五霊場第十番なり）

標石に勒して曰く、頃は元久二年三月、元祖大師高野山御参詣の帰るさい、当寺に御足をとどめ、諸人御化益あらせられし尊き遺跡なりき。本尊ならびに二大士ともに鳥仏師の作にして、俊乗坊重源上人の念じ仏、高野山新別所一字の尊像たりしを、霊夢を蒙ぶり、当寺に安置し奉る尊き霊仏なり。

## 日 向 寺

〔大和志〕

廢日向寺 在<sub>三</sub>南浦村<sub>二</sub>相伝推古天皇時造

〔菅笠日記〕

坂のなからに、上の宮とて、ちひさきほこらあり。麓はやがて南浦といふ里にて、日向寺（ヒツカウジ）といふ寺もあり。その堂のまへ



にも、大きな松のかれたるあり。このわたりに下の宮といふもあり。すべて此山には、いにしへ名ある神の御社ども、かれこれとおはせる。今はいづれかいつれともする人なければ、此ほこらどもなんども、もしさるなごりにもやと、目とまる。

## 大野丘塔

〔和州旧跡幽考〕

### 大野丘塔

石川同所也。石川精舎ならびに此塔、ともに守屋焼払ふと見えたり。

大野丘の塔は人皇卅一代敏達天皇十四年二月、蘇我大臣馬子宿禰建立して、司馬達等の得たりける仏舍利を塔の柱頭に納め奉りけり。しかありしに馬子患疾したり。又国に疫疾おこりて、死せる人おほかりければ、物部弓削守屋大連と中臣勝海太夫奏しけるは、先帝より階下にいたり奉りて、かくのやまひ国民にたえやらすおもふに、たゞ蘇我臣が仏法を行ふからにあらすや。帝しかあらば、仏の道を断つべしとの宣勅をうけ、守屋みづから寺に行て塔をきりたふし火をかけ、仏像・仏殿を焼はらひながら、その焼残りし仏像は難波のほり江にしづめたり。其日一天に雲なくして、風吹雨しきりなり。三人の尼をよび出し、三衣をはぎとり、海榴石市の亭におしこめたり。扱夫皇も大連も瘡といふものやみ給ひしが、橘豊日皇子にみことゆあり、瘡やみて死せるもの国にみてるとなんその瘡のくるしき身を焼がごとく、またうたれくだかるゝかと泣かなし。老若竊相かたりて、只是仏像を焼奉るの罪ならんかしとなり、六月馬子奏聞を経る臣やまひおもくかさなるとはいへどもをこたる日なし。たゞ三宝のちからならずば、いかでかたすかりなむ。馬子に命じ給ひしは、

けふより後汝ひとり仏法をたうとみ、さらに余人をまじへる事なかれ、すなはち三人の尼を馬子にかへしえさせ給ひしかば、馬子いとよろこび精舎をたて、供養したりき。其年の八月に天皇崩御なり給ひしなり。日本紀 敏達天皇十四年より延宝七年迄凡一千九十五年歟。

〔大和名勝志〕

大野丘塔

旧記云大野丘塔者石川同所也石川精舎相並有<sub>二</sub>此塔<sub>一</sub>此塔亦与<sub>三</sub>石川精舎<sub>一</sub>同時炎上是又守屋所<sub>レ</sub>成也

日本紀敏達帝十四年二月（下略）

〔大和志〕

廢大野丘塔 在和田村<sub>一</sub>礎石猶存、敏達天皇十四年春二月蘇我大臣馬子宿禰起<sub>二</sub>塔<sub>一</sub>於大野丘北<sub>一</sub>設<sub>三</sub>大齋會<sub>一</sub>即此

〔大和名所図会〕

大野丘塔 （和田村にあり。礎石存す。蘇我馬子、ここに大塔を建てて大齋會を設く。石川精舎ならびにこの塔、ともに守屋大連焼き払ふと見えたり）

〔西国名所図会〕

大野丘塔古趾 （和田村田圃の中にあり。今僅かに小高く墳のごときもの存せり。この周の田の字を塔の田といふ。これにてその古趾

なること明らかなり。昔は礎石ありしかども、田圃の普請に用ひし由聞こゆ)

敏達天皇十四年の春二月、蘇我大臣馬子宿禰去年石川の仏殿において会式の時、司馬達等が齋の飯の上にて得たる所の仏舍利を信敬し、塔を大野丘の北に起てて、舍利を塔の柱心に藏め、高麗の沙門慧便をはじめ司馬達等（梁人、同じく女善信尼および禅蔵尼（梁人夜善の女なり）、慧善尼（錦織壺の女なり）等の三尼をむかへ、大会を催し、齋を設け、飲び限りなかりし所に、同二十四日馬子宿禰たちまち病に臥す。医療験なきを以て卜者に命じてまづその吉凶を問ひ試むるに、卜者対へて曰く、先考稻目宿禰の時、異国の仏を祭りたまひし所に、今大臣の代となりてかつてこれを祭りたまはざるにより、その仏神の怒りによつてこの病を生じたまひき。速やかに先考の霊と先考の祭りたまふ所の仏を拝し、寿命を延ばしたまひなば別条あるまじとなり。馬子すなはち子弟を遣はして、その占状を奏す。詔して曰く、よろしく卜者の言によつ



敏達天皇十四年守屋大連、石川の精舎および大野の丘の仏塔を焼却す。今なほ和田村に塔の田と字する田地ありて、その内にいささか墳（つか）のごとき小高き所あり。これ旧趾のしるしなり。

て父神大臣を祭祠べしと。これによつて馬子は弥勒の石像を礼拝し、種々に祈願をなす程に、三月に至つて馬子やうやくに快気に及べり。しかるにこの時國中疫疾大いに流行し、家々ことごとく病み臥して、民死する事数をしらず。三月朔日物部弓削守屋大連、中臣勝海大夫と等しく参内し奏して曰く、先帝臣等が諫奏を用ひたまはず。稻目父子が奏し奉る旨を信じ、異国の邪法を容させたまひ、陛下の聖代にいたりてもなほこれを捨てさせたまはざるにより、疫癘民間に流行し、庶民十に八九は死し、國中の人種すでに絶えんとす。これひとへに蘇我大臣の仏法を興し行ふる由にあらずや。その上石川の宅の東に寺を草創し、多くの僧をあつめ、三尼をこの所に住持せしめ、僧尼一緒にあつて猥りに姦淫するよし聞こへ候ふ。速やかに僧徒を追ひ払ひ、三尼をとらへ、仏殿を焼きすてられなば、神明納受あつて疫癘止む事疑ひあるべからず、と訟ふるにぞ。この時馬子宿禰は朝廷に無かりし程に、守屋に属ふ群臣人々の言について異口同音にこの事を奏しければ、天皇守屋が奏するに任せ、詔して曰く、灼然なり。よろしく仏法を断つべしと。守屋大連奉つて、自ら軍吏の輩を引率し、まづ石川の宅の東なる仏殿に押しよせ、その身は寺中に胡床こしよどをすゑ、これに踞坐諸卒を指揮す。命に従がひ、従卒あまた一煙の炬を振りたて、仏殿・仏像のこらず火を放ち焼き立つるに、憐むべし、美麗を尽くせし高樓大廈たちまち満天の炎と變じ、猛火東西に吹きちる形勢目を驚かし胆を滅す事どもなり。乱火の下より逃げ出づる僧尼烟にむせび手足をこがし、やうやうに遁れ出づるを、軍卒三尼を虜にし、直ちに大野の丘に至り斧を揚げて仏塔を斫り倒し、ここにも火をぞ放ちける。この日一天に雲なきに風吹き起こり、大雨降り下る事恰かも盆を傾くるがごとし。従卒等これを見て、こは奇異なる天変かな。必定仏天の怒りならんかと、頭をまじへて叫けども、守屋はすこしも驚き恐れず。雨衣を被し、なほ余煙の中において、馬子が一族並びに僧尼を詈ののしり、佐伯の連御室に下知して三尼を禁しめ、海石榴市の亭に牢を造りて

入れおき、仏像経巻の焼け残りたるものをばことごとく難波堀江に棄てしめける（『日本紀』『太子伝』『釈書』）。

石川精舎

〔和州旧跡幽考〕

石川精舎

玉林抄云、豊浦より西四十町ばかり、蘇我大臣の領知の内にしてかの家の東なりと云々。今見るに石川は西に、豊浦は東にならび、なを東につゞきて元興寺の跡に草室有。

石川精舎は人皇卅一代敏達天皇十三年九月、百済国の使鹿深臣弥勒の石仏一軀、又佐伯連仏像一軀もちて来朝せり。蘇我馬子宿禰此二軀の仏をこひうけ奉りて、播磨国に法師の俗にかへりし人ありけり。惠便まべんとぞいひける。本は高麗国の人なり。是をまねきよせて法の師とさだめ、司馬達等のむすめ島女といひて、年十一なるをかしらおろして、善信尼とぞいひける。又其弟子として、漢人夜苦の女豊女かしらそりて、禪蔵尼といひ、錦織壺がむすめ石女を尼になし、惠禅尼といひて、三人の尼に仏をうやまひつかうまつらせけり。仏殿を家のひがしの方にかまへ、かの石仏を安置し、三人の尼をうけ、よろこびて大会をとりおこなひしに、司馬達等の飯のうへに仏舍利現じ給ひしぞかし。それを馬子宿禰にまいらせけり。馬子さらば試ずばあらじとて、鉄鎚をふりてあながちにうちたりしが、鎚のみくだけやぶれて、更に舍利はやぶれ給はず。又水に入て見ぬれば、舍利こゝろのまゝにうきしづみ給ひしかば、是よりして馬子宿禰池辺水田司馬達等仏法をたうとみをこたりなし。馬子宿禰又石川の宅に仏殿をつくりき。仏の道是よりははじまりけるとぞきこえし。日本紀

〔大和志〕

石川麿精舎 石川村古址今有本明寺及石浮屠高丈許、敏達天皇十三年秋九月百濟貢彌勒石像蘇我馬子宿禰於石川宅一宮建精舎一仏法之興此為始也

〔大和名所図会〕

石川麿精舎 〔石川村に本明寺及び石塔あり。これその古址なり。人皇三十一代敏達天皇十三年九月、百濟国より彌勒の石仏一軀を貢ぐ。蘇我馬子こひうけ奉りて、播磨国の恵便法師を法の師と定め、善信尼・禪藏尼・恵禪尼の三人に仏をうやまひつかうまつらせけり。また司馬達等といふ人、飯のうへに仏舍利現じけるを、馬子の宿禰にまゐらせけり。馬子、さらば試みんとて、鉄鎚をふりてあながちに打ちたりしが、鎚のみくだけて更に舍利は損せず。また水に入れて見れば、舍利ころのままにうきしづみしたまひしかば、これよりして、馬子宿禰、池辺氷田司馬達等、仏法を尊み馬子が石川の家を仏殿につくりき。これ仏法のはじまりとぞきこえし。〔日本紀〕〕

〔西国名所図会〕

石川精舎の廢趾 〔石川村にあり。今本明寺といへる浄土宗の寺ある地その旧趾なりと云ふ。馬子の塚とて古き五輪の石塔あり。また村中田圃の字に八講田といふあり。法華八講を行ひし趾とぞ。また山の字に花嚴寺山・大樂寺山・感道寺山などよべるあり。皆寺院の旧趾なるべし。蘇我馬子石川の第宅の側において堂舎を営みしとあれば、すべてこの辺馬子が第宅の旧趾ならんか〕

そもそも石川精舎といふは、往古人皇三十一代敏達天皇十三年秋九月、百濟国より鹿深臣来朝して、彌勒の石像一軀を有てり。蘇我馬子これを乞ひ請けて、石川の宅の側において殿を営み安置せり。しかるにその時香火を奉る者なし。かかりし程に、先に震旦より来朝したりし司馬達等といへる者あり。馬子これをして四方に沙門を尋ね求めしむるに、播州にお

いて比丘に似たる者を得たり。慧便といひて、高麗国より来朝の人なり。日本いまだ仏法行はれざるがゆゑに、俗に混じてありけるとぞ。馬子これを貴み師とし、石の弥勒の像を敬して齋会を設ければ、司馬達等もその会式に預りしが、たちまち齋の飯の上において仏舍利を得たりしかば、すなはちこれを馬子に献ず。馬子その舍利を鉄砧に置きつつ鉄の鎚を以つて打つて試みるに、質も鎚ともに陥むといへども舍利はいささかも損せず。また水に投ぐれども沈まず。馬子これよりしてますます信敬かたくして、石川の宅を仏殿につくる。これすなはち石川の精舎にして、仏法ここに始まると聞ゆ（『日本紀』『釈書』）。

## 法輪寺

〔和州旧跡幽考〕

### 法輪寺

縁起曰、豊浦寺の西米目寺〔采丸〕の東なり。今見るに、五条野の北石川村の西の草室の薬師如来、此寺の跡なり。縁起曰、推古女帝の御宇に賀留大臣遣唐使として、唐高宗皇帝の後宮、則天皇后にま見え侍るよし見えたり。年曆いとおぼつかなし。思ふに、推古天皇崩御は戊子の年也。それより二十二年を経て、高宗皇帝即位永徽元庚戌年也。それより十一年を経て、即天皇后即位嗣聖元甲申年也。後の人さだかにせらるべし。縁起の詞左にあらましあらはず。

法輪寺又は軽寺共。卅四代推古女帝の御宇に、遣唐使賀留大臣玄理もろこしにいたりし時、則天皇后の尊敬の薬師如来ぞいまそかりける。其靈瑞異験をはのき、侍りしより、宮女をたより所にして、終に尊像をぬすみえて、来朝して後に当寺

を造宮し、かの像をすへ奉りしなり。卅五代舒明天皇の御宇に、かさねて遣唐使たりしかば、則天皇后の命によりて遣唐使大臣からめられ、面皮をはぎ、額に灯台をいたゞかせなどして、ともし火をぞかゝけさせ給ひける程に、世の人灯台鬼とぞいひける。卅六代皇極天皇の御宇、かの大皇の息にてありし宰相、玄光卿遣唐使たりし時、灯台鬼にま見え侍れども、父とはいかでしりなんことやうの事かなと、まもりつゝゐたりけり。父は我子の玄光卿はろみつよと見つゝ、いとうれしくて一指をくひて詩句をかゝれしより、父にていまそかりつるとはしりたりけり。よろこびに堪ずしてともなひつゝ、来朝したりと縁起に見えたり。又日本紀曰、朱鳥元年輕寺に封戸百戸卅年をかぎりて給はりしとあり。

〔大和志〕

廢輕寺 在三大哥留村、属東明寺邑。

〔大和名所図会〕

廢輕寺 (輕村の属村東明寺邑にあり。今草堂にして、本尊は薬師如来なり。輕大臣遣唐使の時、唐の則天皇后尊敬の仏像なりしが、輕大臣、官女にたよりて終にぬすみえて来朝し、この寺にすゑ奉りしなり。その後、また輕大臣遣唐使たりしかば、則天皇后の命によりて、かの大皇の面の皮をはぎ、額に灯台をいたゞかせなどして、火をともしさせたまふに、世の人灯台鬼とぞいひける。これは人皇三十五代舒明天皇の御宇にてぞありしなり。その後、三十六代皇極帝の時、かの大皇の息宰相玄光遣唐使たりし時、灯台鬼にま見え侍れども、父とはしらざりけり。父は我が子を見つゝ、いとうれしくて、一指を喰ひて詩句をかかれしより、父とは知りたりけり。よろこびに堪へずして、ともなひ来朝したると縁起に見えたり)



我元日本華京客

我は元日本、華京の客

汝是一家同姓人

汝は是れ一家、同姓の人

為子為爺前世契

子と為り爺おやと為るは前世の契

隔山隔海恋情辛

山を隔て海を隔て恋情辛く

經年流涕蓬蒿宿

年を経て流涕す蓬蒿の宿

逐日馳思蘭菊親

日を逐ひ思ひを馳す蘭菊の親

形破他郷作灯鬼

形は他郷に破れて灯鬼と作るも

争帰旧里寄此身

争いかにか旧里に帰り此の身を寄せん

灯の影恥づかしき身なれども子を思ふやみのかなしかりけり

あるが曰く、この事後人の所作にして妄談なりといへども、既に『下学集』及び『神社啓蒙』にもこれを出だす。軽大臣、何れの時の人といふ事、国史・諸実録に所見なし。

〔西国名所図会〕

輕寺廃止（同属村東明寺村にあり。今草堂一字にして、本尊薬師如来なり）

当寺本尊は、往昔輕大臣遣唐使の時、唐の則天皇后尊敬の仏像なりしを、輕大臣宮女にたよりて終に盗み得て来朝し、この寺にすゑ奉りしなり。その後また輕大臣遣唐使たりしかば、則天皇后の命によりて大臣が面の皮を剥ぎ、額に灯台を頂かせ、これに火を灯させ、号けて灯台鬼といふ。これは人皇三十五代舒明天皇の御宇にてぞありし。その後三十六代皇極

天皇の御宇、彼の大臣の息宰相玄光遣唐使たりしが、灯鬼を出だし見せしむるに、玄光は父とは知らざりけり。父は我が子を見つつ最うれしくて、一指を嚙みて血しほを以て詩句を書きしかば、玄光は父とは知りたりけり。嬉びに堪へずして、終に願ひて父を伴ひ来朝せしとぞ（縁起大意）。

詩に云ふ、

我元日本華京客

我は元日本華京（か）の客

汝是一家同姓人

汝は是れ一家同姓の人

為子為爺前世契

子と為り爺（おや）と為るは前世の契（ちぎり）

隔山隔海恋情辛

山を隔て海を隔てて恋情（かち）辛く

經年流涕蓬蒿宿

經年流涕蓬蒿の宿

逐日馳思蘭菊親

日を逐（お）つて思ひを馳す蘭菊の親（したしみ）

形破他郷作灯鬼

形は他郷に破れて灯鬼と作るとも

争帰旧里寄此身

争（いかで）か旧里に帰つてこの身を寄せん

灯（ともしび）の影はづかしき身なれども子をおもふ闇のかなしかりけり

輕大臣といふ者、本朝の正史実録に見る所なし。正しく後人の作りし妄談なるべし。しかれどもすでに『神社啓蒙』『下学集』等にもこれを出だせば、古くいひ伝ふる小説なり。すでに河内輕墓の所にもこの事を出だせり。

薬師寺

〔大和志〕

薬師廢寺 在木殿村礎石尚存 天武天皇建後遷于平城右京

〔大和河内旅路の記〕

<sup>〔香具也〕</sup>山を下りて木殿村へゆく。薬師寺のあととて、こゝにも大なる礎石とも畠中にならへり。塔のあと、いふもあり。心柱の礎石ことに大なる石なり。そのほとりに小き庵のあれは入て尋ぬるに、あるしの法師はゐず老たる尼出て、いにしへのことなとかたる。なほそのかみもの、残れるも有ととふに、むかしの瓦也とて大なる瓦を取出て見す。また此あたりゆ<sup>〔掘〕</sup>掘出せしとて小き仏の御像をも見せたり。いとふるめかしきもの也。

〔大和名所図会〕

廢薬師寺 (木殿村にあり。礎石存す。天武帝の建立。後、平城の右京にうつす)

〔西国名所図会〕

薬師寺の廢趾 (木殿村にあり。薬師の草堂一字、その傍一円に礎石あり。また大塔の心柱の礎ならびに周の礎等あり)

国源寺

〔和州旧跡幽考〕

国源寺 此跡たづねえず

国源寺は人皇六十四代円融院の御宇、天延二年三月十一日、横雲の空いとしづかなるに、檢校泰善法師高市郡畝傍山の東北の道を過行しに、いと老やつれたる翁の泰善法師にま見えて、師爰にして国家栄福の一乗を講せられよ、我は是人皇第一の国主也、常に爰にこそ住ぬれとて、消がごとくうせ給ひしより、泰善法師毎三月十一日此所にして法華を講じけり。同御宇貞元二年当国の守護藤原国光此瑞相をつたへ聞て、方丈ならびに堂を建て、觀音菩薩をすへをかれしなり。多武峰略記

〔大和志〕

大窪廢寺 大久保村故址尚有觀音堂<sub>二</sub>又有地名東金堂西金堂<sub>二</sub>朱鳥元年八月檢限寺<sub>一</sub>輕寺大窪寺各封一百戸限三十年<sub>一</sub>即此

〔大和名所図会〕

大窪廢寺 (大久保村に址あり。觀音堂これなり。また地名に、東金堂・西金堂あり)

〔卯花日記〕

南にゆけハ大久保村なり。村の北に大窪廢寺の跡とて東金堂、西金堂の礎石あり。芝生の中に大石七ツ八ツ見たり。又此所に細き河のあるに、此川中も大石あまた見たり。村の西北の隅に森あり。祠廟あり。神武天皇をいつき祭り奉る也と村老のいへり。村の中南の方に国源寺の跡あり。今ハ小堂一字觀世音まします。又小祠あり。めぐらずに小池有て弁才天をまつる。寺僧にふるき衰たつねんとて堂の方へゆくに、折から戸さしこめて人有とも見へず。大窪寺の事ハ大和旧跡書考

に多武峯略記を引て云、円融院の天延二年泰善法師建立と云々。人皇一の国王の為にすといへり。考るに天武紀朱鳥元年  
 松隈寺大窪寺各封百戸限三十年を<sub>レ</sub>しるされたり。されは天延二年建立とするハたがへり。いにしへより朝家尊崇の御寺  
 也。いまの礎石にてそのむかしの有さま思ふべし。再かむかうるに大窪寺日本紀ニ寺号を<sub>レ</sub>しるされず。いまの礎石ハ大窪  
 寺の物にてのちに天延二年ニ泰善法師の建立ハ国源寺と名つけたるにや。人王第一のためにすといへるハ国源の名も神武  
 天皇御事によれるにや。此大窪の村は畝火山の真東にて御陵にちかくむかひたれはいよ御陵の所のしるし也。また泰  
 善法師ハ建立の時も神靈老翁と化したまひ、丸は人王第一の国主なり。この所に寺を立てなんには永く宝祚を守るへしと  
 のたまふと云事あり。例のそらことにて受かたけれ共、御陵にちかきあたりなる事の証とハすへきなり。

〔西国名所図会〕

大窪寺の廢趾（大久保村にあり。今觀音堂ある地その跡なりと云ふ。金堂塔の垣外などいへる字の田あり。これ正しく伽藍のありし  
 証なり）

久米寺

〔久米寺縁起事〕

久米寺本願。聖德太子舍弟久米皇子也。此皇子両眼共瞑。雖加<sub>レ</sub>医療、無<sub>レ</sub>其驗。聖德太子教曰。自<sub>レ</sub>此東方有<sub>レ</sub>淨瑠璃世界  
 仏土。彼教主名<sub>ニ</sub>藥師瑠璃光如来。可<sub>レ</sub>祈<sub>ニ</sub>念彼仏<sub>一</sub>之由授給。仍彼太子向<sub>ニ</sub>東方<sub>ニ</sub>南无藥師瑠璃光如来三返唱給之時。両眼忽  
 開訖。是故名<sub>ニ</sub>来目寺<sub>一</sub>。而大師益田池碑文令<sub>レ</sub>書給之時。文章為<sub>レ</sub>本為<sub>レ</sub>对<sub>ニ</sub>益田<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>遊<sub>ニ</sub>久米<sub>一</sub>也云云。

日本記第三云。亦使三大来目<sup>クイソラシテ</sup>居于<sup>ニ</sup>叡傍山以西川辺之地。今号<sup>ニ</sup>来目邑。此其縁也。

久米寺流記云 此記作者未<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>之

開元四年<sup>丙辰</sup>。從<sup>ニ</sup>印土<sup>普無畏</sup>来<sup>ニ</sup>于晨旦。玄宗皇帝敬為<sup>ニ</sup>国師。然而依<sup>ニ</sup>東土<sup>後弘法大師建</sup>边州利益之願<sup>持</sup>大日經。獨入<sup>ニ</sup>焉<sup>ヲ</sup>卯馬台之國。初著<sup>ニ</sup>于東大寺西南之阿<sup>南院ヲ</sup>之地也。无畏三藏普踏<sup>ニ</sup>廻四瀨八紘<sup>焉</sup>。求<sup>ニ</sup>七軸安置之場。大日本国高市郡王舍側。此地尤足<sup>ニ</sup>称美。仍廬<sup>ニ</sup>東院之軸。而三年七月廿日際起<sup>ニ</sup>立一宝龕。

〔頭〕此塔者。多宝大塔。高八丈也。遷<sup>ニ</sup>南天鉄塔之半分。以<sup>ニ</sup>善無畏三藏起<sup>ニ</sup>立之。日本最初之多宝大塔也。件<sup>ニ</sup>三藏者解飯王五十二代玄孫中印度摩訶陀国之大王也。

号<sup>ニ</sup>之東塔院。即以<sup>ニ</sup>三粒之仏舍利<sup>納</sup>宝石之底。又以<sup>ニ</sup>七軸之大日經<sup>安</sup>刹柱之下。即記云。馱都惟<sup>積尊</sup>之遺身經王。又

舍那之全体也。然而小国片域大機未<sup>レ</sup>熟。仍留<sup>ニ</sup>此法于斯地。将<sup>レ</sup>待機所<sup>レ</sup>待時也。末葉必興法利生之菩薩来。而可<sup>レ</sup>恢<sup>ニ</sup>此

教於世。記而帰<sup>ニ</sup>辰旦<sup>一</sup>畢。其後弘法大師感<sup>ニ</sup>夢得<sup>ニ</sup>此經云云。

錢上人物語云。弘法大師者一代教法皆悉学尽。已後參<sup>ニ</sup>籠久米道場<sup>懇</sup>祈請云。域中流布仏法聖教併淺近。故非<sup>ニ</sup>吾所<sup>レ</sup>望。

唯願。仏陀示<sup>ニ</sup>不二<sup>一</sup>心甚深法。爰<sup>レ</sup>応<sup>ニ</sup>其懇祈。夢中示現曰。汝所<sup>ニ</sup>要求<sup>ニ</sup>甚深經<sup>在</sup>道場<sup>仏後之柱中</sup>云云。境界之内忽感<sup>ニ</sup>靈夢。覺悟之後叩<sup>レ</sup>柱之處有所<sup>レ</sup>響。穿而見<sup>ニ</sup>斯有<sup>ニ</sup>大日經<sup>一</sup>。此經王者誰人所<sup>レ</sup>安。善無畏之所<sup>ニ</sup>安置也。偷為<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>密機之熟生。粗為<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>秘教之行藏。乘<sup>ニ</sup>二葉舟<sup>来</sup>吾本國。郡<sup>レ</sup>之人不<sup>レ</sup>恠。土俗不<sup>レ</sup>知。只執<sup>ニ</sup>空有宗<sup>未</sup>嘗<sup>ニ</sup>醒醐味<sup>一</sup>。迺知<sup>ニ</sup>機根未<sup>レ</sup>熟興時未<sup>レ</sup>至之故。空入<sup>ニ</sup>桑梓<sup>一</sup>。徒帰<sup>ニ</sup>李唐<sup>云云</sup>。

扶桑略記第六。元正天皇<sup>四十五</sup>代女体<sup>〇</sup>或記云。大唐善無畏三藏。養老元年<sup>当唐開元五年</sup>入朝。私云。無畏三藏来<sup>ニ</sup>本朝<sup>一</sup>事。不<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>処々<sup>之文</sup>。因<sup>レ</sup>茲世人多不<sup>レ</sup>知也。但勘<sup>ニ</sup>下文。

延曆廿四年八月廿七日。内侍宣。昔天竺上人自雖降臨不動訪受。徒遷<sub>三</sub>船丹。<sub>一考</sub>船丹一作船舟。遂令<sub>三</sub>真言妙法絕而無<sub>レ</sub>傳。若<sub>レ</sub>是指於無畏三藏來朝之時<sub>一歟</sub>。彼人既是西天之國主。<sub>一考</sub>主一作王。真言之祖師也。頗似相階。<sub>一考</sub>階一作階。文

三国仏法伝通縁起中凝然云。善无畏三藏於唐翻<sub>レ</sub>訳大日經後。來<sub>レ</sub>日本國。初著<sub>二</sub>東大寺西南之門<sub>一</sub>。古老伝云。結<sub>レ</sub>後廬。來<sub>レ</sub>目寺

東院之岫。經<sub>二</sub>三箇年<sub>一</sub>。七百二十日住。其間建立<sub>二</sub>多宝大塔高八丈。移<sub>二</sub>南天鉄塔之半分<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>仏舍利三粒納<sub>二</sub>宝塔之底<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>

大日經七軸安<sub>二</sub>刹柱之下<sub>一</sub>。然後三藏還<sub>二</sub>大唐國<sub>一</sub>。開元二十三年乙亥入滅。春秋九十九。當<sub>二</sub>日本國天平七年乙亥<sub>一</sub>。善无畏三

藏來<sub>レ</sub>至日本。年代未詳。然開元十二年已後翻<sub>レ</sub>訳大日。蘇悉地。蘇婆呼經。中略其後善无畏<sub>レ</sub>是來<sub>二</sub>日本國<sub>一</sub>。即神龜五年

戊辰。次天平元年己巳二年庚午。応<sub>二</sub>此時代未<sub>一</sub>立<sub>二</sub>東大寺<sub>一</sub>前。當<sub>二</sub>此寺西南之阿<sub>一</sub>結<sub>レ</sub>菴居住。于<sub>レ</sub>後弘法大師於<sub>二</sub>此処<sub>一</sub>所

建立<sub>二</sub>真言院<sub>一</sub>。惣言<sub>二</sub>南院<sub>一</sub>者是也。其後三藏歸<sub>二</sub>大唐<sub>一</sub>者。応<sub>二</sub>是天平三年已後<sub>一</sub>焉云云

凝然者東大寺戒壇院自  
<sub>一考</sub>自恐示<sub>レ</sub>觀上人也。

他師破決上了賢僧正云。善无畏三藏養老元年來朝<sub>見扶桑略記</sub>。大日經七卷。久米寺東塔心柱納<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>婦<sub>レ</sub>唐。養老元年當<sub>二</sub>震旦開元

五年<sub>一</sub>。大日經翻訳者開元十三年也。仍知。久米道場七軸經卷者可<sub>一考</sub>恐脫為字<sub>一</sub>。梵本云云。又云。我朝大日本國胎藏界曼荼羅

住処也。○大日經當朝可<sub>二</sub>出現<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>表<sub>二</sub>此義<sub>一</sub>。故大師於<sub>二</sub>我朝久米道場<sub>一</sub>感<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>大日經<sub>一</sub>云云。

久米仙人者。大和國上郡人也。初入<sub>レ</sub>山祭<sub>二</sub>神仙<sub>一</sub>食<sub>二</sub>松葉<sub>一</sub>服<sub>二</sub>薜荔<sub>一</sub>。一日飛<sub>レ</sub>過故里。適見<sub>レ</sub>女以<sub>レ</sub>足踏<sub>二</sub>澣衣<sub>一</sub>。其脛甚白。忽

生<sub>二</sub>染心<sub>一</sub>。即時落<sub>レ</sub>地。漸喫<sub>二</sub>烟火<sub>一</sub>。交<sub>二</sub>人間<sub>一</sub>。然鄉党契券當<sub>レ</sub>署<sub>二</sub>其名<sub>一</sub>。皆書<sub>二</sub>前仙某<sub>一</sub>。今其旧券之中往々手沢猶存。其後又

修<sub>二</sub>練道<sub>一</sub>騰<sub>レ</sub>空飛去。又有<sub>二</sub>大伴仙人安曇仙人者<sub>一</sub>。二人与<sub>二</sub>久米仙人<sub>一</sub>時相後先。二仙之菴今猶在<sub>二</sub>大和國<sub>一</sub>。又云。久米仙人

建<sub>二</sub>寺高市郡<sub>一</sub>。鑄<sub>二</sub>丈六藥師金像并<sub>二</sub>菩薩<sub>一</sub>。所謂久米寺是也。

藥師式<sub>壹坂山阿春</sub>僧都作也。云。聖德太子教諫言○造<sub>二</sub>立此尊<sub>一</sub>。深而有<sub>二</sub>祈請<sub>一</sub>云云。即來自王子随<sub>二</sub>御教<sub>一</sub>凝<sub>二</sub>信心<sub>一</sub>。奉<sub>レ</sub>泥<sub>二</sub>鑄丈六金

銅藥師如來。日光月光二菩薩云云。忝推古天皇并上宮太子。願主王子。各々有臨幸。時來日王子向二仏前二恭敬禮拜給  
処。斯仏放二光明二触二王子面門者。兩眼忽開云云。又云。天曆第六之天中春三月。天滿天神詔二八歳少女二言。我在二生  
時二詣二于斯寺二而結縁。於二此地二留二神斯砌。七軸之経王者雖二流二布于二世。三粒之駄都者留猶在二斯所。即垂二跡於当岨。  
永為二擁護鎮將二云云。仍天皇加二勅永為二当窟之鎮守二者也。又以往門前者池名益田。嵯峨天皇御宇。大師蒙二勅彼池碑  
文書給時。益田相對。精舎字対以相協。改二文字書二久米寺。亦昔日月掩二光時。為令二開二彼天岩戸八万神祇。此砌高会  
成市敷者。惣辺地名二高市郡。就二中日神月神此所光収。初成二田畝二所者祝号二益田。斯外毛豎仙為二助。聖武皇帝御願。  
仮現二落世体二令二飛二行大仏殿柱。是等於二東大寺一則久米一仙人是也云云。

藥師以二觀音勢至二為二脇士事

理玄抄云。類秘抄云。瞻西上人云。久米寺中尊手印破失。住僧云二藥師仏二云云。而脇士為二觀音勢至。仍教辟事由之処。  
往古藥師仏以二觀音勢至二為二脇士二云云。小栗栖目六云。(録)藥師脇士觀音勢至云云。  
已上梅尾経弁上人類聚鈔有之

承応三年十二月十一日。彼寺別当所持一覽之間。右述二当寺由来。一収少々拔二事之二了。

顯 証

元文三年戊午歲七月十四日以二顯証上人自筆本二写二之了。

仁和寺御門前梅松庵主



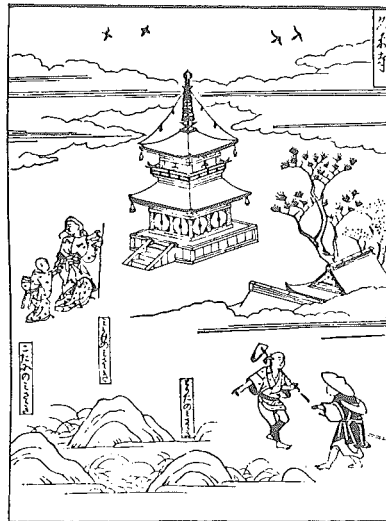
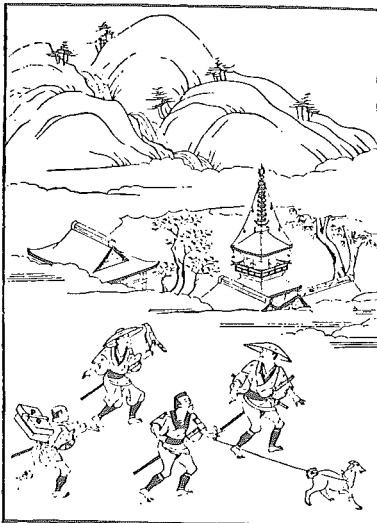
〔和州寺社記〕

高市郡

久米寺

付神武天皇陵ノ事  
奈良ヨリ巽方七里

釈迦山東塔院久米寺は、いにしへ久米寺仙人の建給ひし寺なり、此仙人はもと添上郡の人なりしが、山に入仙術を学び神通飛行し、古郷のかたを飛過るとて、衣を洗ふ女の脛の白きをみて通をうしなひ、忽地に落てたゞ人となりし其時、金銅丈六薬師の像同一菩薩を鑄させて此寺を建安置し、後又仙術をおこなひ虚空に飛去り給ふなり。然るを推古天皇勅願所と伽藍を建立し給ひ、其後養老二年善無畏三藏来朝あつて此寺に住居し、弘法を弘めたまふ。因茲善无畏を中興開基とす、されどもいつの比よりか衰破して本堂一字残れり。仙人の修し出されし薬師の像も今にまします、側に塔あり、本尊は大日如来此塔は近き比仁和寺の古御殿を下し給はり再興せし塔なるよし、宗旨は真言宗にて則仁和寺の末寺なり、靈宝には善無畏三藏自筆の御影弘法大師自筆の御影も有、此寺にて弘法大師大日経を感得し給ひしと云伝へり、世に慈明寺山と云、其麓にて境内は長二町に横一町余有、坊舎五十軒余



久米寺・とりたのみささぎ・みかげのみささぎ・こだにのみささぎ

されども寺領なきゆへ耕地を業とし、朝夕をいとなみけるよし。

一、此所はいにしへ橿原の京として人皇の初め神武天皇の都なり、久米寺より五十町程良の方に神武天皇陵のあと有世に畝傍山と語り伝へし。

一、久米寺より一ぬひの方に綏靖天皇の陵あり、世に鳥田の岳と云よし。

一、同坤の方に安寧天皇の陵あり、御陰の井上といふよし。

一、同巽のかたに懿徳天皇の陵あり、織沙谿上の陵と云よし。

〔南都名所集〕

久米寺 奈良より南七里

釈迦山東塔院久米寺は、久米の仙人建立ありしなり。『釈書』にいはく、久米の仙人は和州上郡の人なり。深山に入りて仙法をまなぶ。一旦空にあがりて故郷を過ぎるとき、物あらふ女の脛の白きを見て、通をうしなひて地に落つる。その後高市郡に精舎をいとなみ、丈六の薬師の金像ならびに二菩薩を鑄て安置す。今の久米寺これなり。また仙法を修して、空にあがりて飛び去りけるとなり。これなる塔は大日如来なり。

花見では誰もかすみを久米の寺

久米寺より戌亥の方に綏靖天皇の御陵あり。世に鳥田の丘といふ。同坤のかたに安寧天皇の御陵あり。御陰の井上といふ。同巽の方に懿徳天皇の御陵あり。織沙谿上の御陵といふなり。

〔和州旧跡幽考〕

久米寺

畝傍山より七八町南にあり。

釈迦山東塔院久米寺は久米仙人建立といへり。本尊薬師如来は米目皇子〔采乙〕の御願なり。此皇子は聖徳太子の御弟にぞおはします。玉林抄 抑久米仙人は、きぬあらふ女の脛のしろきを見て、通をうしなひ、人間にまじはりながらも旧友に文をつかはしぬれば、前仙某とぞかゝれける。其後修練して空中にかけり、終に飛さりき。大伴仙人・安雲の仙人などいふありて、爰にすみけるとなり。積書

塔は善無畏三蔵養老年中に米朝〔采乙〕ありて、米目寺に二年住給ひしが、多宝大塔高さ八丈なるを建立せられき。是は南天の鉄塔の半分のうちしなり。その心柱の下に仏舍利三粒・大日蔵七軸を籠をかれしが、通記〔采乙〕 其後延暦十四年弘法大師夢の告ありて、久米の道場東塔の下にしてかの七軸の経をえられたり。積書或曰、旧名米目寺を弘法大師久米寺と改字せられしとなり。

〔和州巡覽記〕

○久米寺 衆の仙人建立、本尊薬師也。米目の邑は、うねび山の西の川辺に在由、日本紀に見えたり。此辺に芋洗の芝と云有。久米仙人の見し女の、物洗ひし所と、徒然草に見えたり。久米寺の辺、花出山と云際に、益田の池の跡、かすかに残れり。性靈集に、空海のかける碑銘あり、其碑今はなし。又琴引原、白鳥の陵も、益田の池の西に在。益田の池、名所なり。嵯峨帝の御時ほらせらる。久米の巽に、ごぼうと云所、町あり。

〔大和名勝志〕

久米寺 東西五十間  
南北百間

緣起云靈禪山東塔院久米寺 人王三十二用明天皇御子來自皇子為御願建立藥師如來

本鬼神社考久米仙人建三寺高市郡一鑄三丈六粟師金像并二菩薩三所謂久米寺是也

旧記云久米寺者宗門真言洛陽仁和寺末寺也靈宝者善無畏三藏自筆画像又弘法大師自筆画像二幅皆自影也

弘法伝通記久米寺塔善無畏三藏養老年中来朝住久米寺二年建多宝大塔一高八丈是模二南天鉄塔其半一其心柱下納三仏舍利

三粒大日経七軸二云々

旧記云延暦十四年弘法大師依三夢告二久米道場東塔下得三七軸経二云々

旧記云弘法大師住三益田碑文一時对益田之文字改三来目文字一成二久米二云々

旧記云久米寺者来目皇子依三為三開基三文字作三来目寺一自三弘法大師一作久米寺二又説久米仙人住此所三故久米寺云々

旧記云当寺義淵僧正勸操僧正住二云々

〔和州久米寺流記〕

当寺者。来目王子之建立。推古天皇之御願也。

王子者豊日天皇之御子。  
上宮太子之御弟也。

此王子翳二病黏。而兩眼共盲矣。爰兄聖德太子。勸

而世医療方雖尽其術。終以不叶于今一者。

須徂二出世之妙藥。東方有二世尊。号三医王善逝。彼伏発心發願。衆病悉除

之利益也。深仰三彼悲願二宜呈其金容二云々。

仍王子尽財抽誠。而和州高市郡扱三茨山甲勝之地。奉治三鑄丈六金銅医王

之金容并脇侍日光月光二大菩薩之靈像。於焉王子引手於侍臣。對面於佛像一礼。僅記兩眼立開畢。肆世举人称。而始号来眼王子。因建五間四面之梵宇。即安一仏二尊之聖容。仍復寺同称来眼寺云々。金堂五間四面二蓋。講堂七間四面。鐘樓。經藏。大門。中門等。皆推王子之建立也。推古天皇即位十九年辛未夏四月一日。天皇臨幸于斯寺。件日仙躡以前卯刻。奇光自東方。差兮光照照王宮。而復納仏閣畢。其明且臨幸。上宮太子為侍臣而同詣。于時三尊靈像放光而照。曜無量衆。粵一人三台皆低頭叉手而称之。日本生身瑠璃光仏。以二年号立定光云々。

天皇益凝敬信。勅入千頃万戸。重建東西兩塔。被締僧院二十間畢。

義淵僧正高市郡人。法相。勸操僧正同郡三輪。本皆住于斯寺矣。

一東塔院大塔大日經安置事

此塔者。多宝大塔。高八丈也。遷南天鉢塔之半分。以善無畏三藏基立之。日本最初之多宝大塔也。件三藏者。斛飯王五十二代

玄孫。中印度摩伽陀国之大王也。殊厭十善之帝位。深欣八葉之華王。爰以二十九出家之後。巡礼五十余箇国。而殉毘

盧舍那經供養法之卷終。則於金粟王之塔下感得之。并遇于達磨掬多三藏。伝大悲胎藏大曼荼羅圖。而開元四年丙辰

從印度来于震旦。玄宗皇帝敬為国師。然而依東土辺州利益之願。賣持大日經。獨入焉。〔考〕焉下。一本有卯字。野馬台之國。初

著于東西南之阿。後弘法大師建南院之地也。三藏普踏廻四瀆八紘焉。求七軸安置之場。大日本国高市郡王舍側。此地最足称

美。仍盧東院之岫。而三箇年七百二十日際。起立一宝龕。而号之東塔院。即以三粒之仏舍利。納寶石之底。又以七

軸之大日經。安刹柱之下。即秘藏記云。馱都是釈尊之遺身經王又舍那之全体也。然而少国片域大機未熟。仍留此法於

斯地。〔得〕正待機所待時也。末葉必興法利生之苦薩来。而可恢此教於世。記而歸震旦国畢。其後弘法大師。宝龜五

年甲寅。光仁帝御宇誕<sub>レ</sub>生讚州多度郡屏風浦佐伯氏。生而有<sub>二</sub>凌雲之氣<sub>一</sub>。幼而呈<sub>レ</sub>孀月之蒼。肆志<sub>レ</sub>學入<sub>二</sub>華域<sub>一</sub>。二九遊<sub>二</sub>覺舍<sub>一</sub>。二十歲落髮。二十二受<sub>二</sub>具戒<sub>一</sub>云々。仏前發<sub>二</sub>誓願<sub>一</sub>曰。從伏法常求<sub>レ</sub>尋要<sub>三</sub>乘五乘十二部經<sub>一</sub>。心神有<sub>レ</sub>疑末<sub>二</sub>以為<sub>レ</sub>決。唯願。三世十方諸仏。示<sub>二</sub>我不<sub>二</sub>。一心祈感<sub>レ</sub>夢。有<sub>レ</sub>人告曰。於<sub>レ</sub>此有<sub>レ</sub>經名<sub>二</sub>字大毘盧舍那經<sub>一</sub>。是乃所<sub>レ</sub>要也。即生<sub>二</sub>隨喜<sub>一</sub>尋<sub>レ</sub>求件經王。於<sub>二</sub>大日本國高市郡久米道場東塔下<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>此經云々。又別記曰。弘法大師依<sub>二</sub>靈夢之告<sub>一</sub>。始即來<sub>二</sub>此地<sub>一</sub>。以求<sub>二</sub>東院大塔柱下<sub>一</sub>。歷然而得<sub>二</sub>大日經<sub>一</sub>矣。大師擊<sub>レ</sub>經即奏<sub>二</sub>于<sub>レ</sub>桓武天皇。歡感而頂<sub>レ</sub>戴之。加以。三公九卿皆去席而禮拜。遂則延曆二十三年五月十二日被<sub>レ</sub>勅入唐。即遇<sub>二</sub>青竜寺和尚惠果<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>伝<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>此經。并請<sub>レ</sub>來<sub>二</sub>二百十六部金剛乘教<sub>一</sub>。而大同二年歸朝。後同年仲冬八日。率<sub>二</sub>竜象<sub>一</sub>於<sub>二</sub>雁塔<sub>一</sub>。手自講<sub>二</sub>大日經疏<sub>一</sub>之時。一万余之有<sub>レ</sub>勢神。現<sub>レ</sub>場顯<sub>レ</sub>形而聽聞衛護云々。竜象者。実恵。真濟。真雅。真昭。堅恵。真曉。真然等也。

已上流記文

已下古今伝記

一久米仙人經行事

天平年中。和州吉野郡竜門山嶮有<sub>二</sub>三人之神仙<sub>一</sub>。所謂大伴仙。安曇仙。毛堅仙也。此毛堅仙常自<sub>二</sub>竜門嶮<sub>一</sub>飛通<sub>二</sub>葛木峯<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>其途中久米河有<sub>二</sub>洗<sub>レ</sub>布之下女<sub>一</sub>。仙見<sub>レ</sub>其股色愛心忽發。通力立滅。落<sub>二</sub>于大地<sub>一</sub>畢。終則以<sub>二</sub>其媪<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>妻居<sub>二</sub>寺外院<sub>一</sub>。但昼雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>夫婦之儀<sub>一</sub>。夜共修<sub>二</sub>坐禪之行<sub>一</sub>云々。于<sub>レ</sub>時聖武皇帝依<sub>二</sub>造東大寺之御願<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>國中入夫<sub>一</sub>之内。仙被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>其列<sub>一</sub>而參洛。奉行弁見<sub>レ</sub>入夫之中有<sub>二</sub>異相之優婆塞<sub>一</sub>。即十一面觀音之聖容如<sub>レ</sub>幻而現<sub>二</sub>頂上<sub>一</sub>。奉行弁警蹕而問曰。汝彼何人乎。答曰。我是久米之仙人也。奉行哈曰。汝被<sub>レ</sub>撰<sub>二</sub>惡縁<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>催<sub>二</sub>入夫之役<sub>一</sub>。今伴<sub>二</sub>于善縁<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>助<sub>二</sub>天皇御願<sub>一</sub>。即有<sub>二</sub>

南山材木。欲運之。多費国力。汝現通力須飛之。仙堅雖辭之。其責頻之間。仙向南方結鉤招之印。或說云。

暫塞目為〔考〕。其時材木飛來如飛鳥云云。其後忽然而失畢。在室之嫗。恋仙而死。經七箇日之處。仙婦來呪而去。

觀念云云。〔考〕而去。死有期限。別離亦爾。我為利生。汝恐脫与字為夫婦。再得蘇生。請一仏土云云。忽蘇生而夫婦共指西方飛去。

畢。其仙室之跡在今云云。世伝而云。仙人者十一面觀音。嫗者大勢至菩薩也云云。

一代々天皇臨幸事

推古天皇如先。宇多天皇寬平七年十月八日仙躡。菅相公御參詣。并良香。素性法師同詣云云。

醍醐天皇昌泰元年十月二十三日臨幸。菅丞相。都良香。素性法師參詣如先。但丞相耳於山有遊行云云。

一天滿天神御詫宣事

天曆六年二月三日詫于八歲之少女而言。我在世之時詣于斯寺而結縁。於此留神於斯砌。七軸之経王者。雖弘于

于世。三粒之駄都者留猶在粵。即垂跡於当岫。永為擁護鎮將云云。仍天曆六年国宣將云。去春依靈詫。久米寺東塔

基。敬奉祀天滿御靈。是為鎮護國家興法利生也。自今以後。久米長者氏人等。每年八月二十五日応奉祭之者云云。

旧記云

和州在寺称久米。縁畔築池名益田。

三藏无畏来安経。五筆和尚伝得験。

医王香水湛柱跡。教主遺身石底斂。

今生猶視長生人。来世盍列究竟仙。

仰ク人クメノハシラノイシミツヲ

クスリノツユトシラスナリケリ

已上作者誰人不知之

或記云。東院大塔者。天慶五年七月三日為雷火燒失畢云云。

古老伝云。弘法大師牛玉額被書改久米寺云云。前地号益田。後寺称久米。字対与又有故歟。

又或記曰。本願来眼王子者二月八日薨給云云。迎此日可令修遠忌之法会。

旧記曰。大師塔婆前構方丈之室有御修行云云。其跡并闕伽并于今在之。

元禄十一年戊寅正月八日以英岳僧正御本於豊山春寮軒書写之訖

亮 雲

〔大和志〕

久米寺 久米村山号靈禪正堂地藏堂影堂多宝塔護法神祠僧舎一字謂之東塔院。釈空海嘗寓居于此。事見元亨釈書。其  
余緇素十二家惣称寺僧。

〔菅笠日記〕

十二日、三瀬をいで、北へすこし行て、左の方へ三丁ばかりいれは、久米の里にて、久米寺あり、今もよろしき寺なり。  
されど古への所はこの西にて、こゝはそのかみ塔のありし跡なりと、法師はいひつ、うねび山、北の方にまぢかく見ゆ。



〔大和名所図会〕

靈りょうぜんさん禪山東塔院久米寺 (久米村にあり)

聖徳太子の御弟久米皇子の御願にして、本尊は薬師如来の座像、長八尺。また皇子の感得の尊像は、薬師仏の長一寸一分、黄金の壺に納めて本尊の仏胸に安置したまふ。多宝塔は、養老年中に善無畏三藏来朝し、当寺に二年住みて南天の鉄塔の半分のうつしなり。その心柱の下に仏舍利三粒、大日経七軸を籠められたり(『仏法伝通記』)。その後延暦十四年、弘法大師夢の告を蒙りて、久米の道場東塔の下にして、かの七軸の経を得られたまふ(『釈書』)。旧名来目寺を、弘法大師久米寺と改字せられしとなり。影堂には、善無畏三藏・弘法大師の両像を安置す。その外地藏堂・護法神祠は天満天神を祭る。緇素十二家あり。これを寺僧と称す(妻帯にして久米村に住す)。

今の多宝塔は、近頃京師寺務仁和寺の塔をここに移すといふ。いにしへの礎石なほ遺れり。また世に久米寺宝塔真柱の銘といふものあり。信ずるに足らずといへども、載せて考証に備ふ。

久米寺宝塔中真柱の銘(「迷体」、一に「幽苔」に作る。「弘」、一に「孤」に作る)

月をれかかつて九たれをかまつ二しをれて中岸閑居ひとりのまらさず一ひじり露ひろまら五たたくにひかりをます迷体ひと二ら弘身ひと一をまつ法はびこら一不隨ひとをまつ一時節一一

あるが曰く、「空海之手蹟ニシテ 而高野山妙瑞和尚為シテレ之附訓ルトコ」云云。

『今昔物語』に云く、

今はむかし、何れのとくにや、帝、内裏を大和高市郡に造営したまふに、国の中の夫を催してその役とす。しかるに夫、その中に仙人仙人とよぶ者あり。行事官の輩あやしみて、汝等何によつてかれを仙人とよぶぞと問ふ。夫の者こた



へて曰く、この者を久米と申す。先の年、当国吉野郡竜門寺に籠り法を行ふて仙となり、空に飛行しけるが、吉野河の辺にて若き女の美なるが裾をにかけて衣を洗へるを見るに、脛の白かりけるをみて心まよひつつ、女の前に落ちぬ。すなはちその女を妻として今に侍り。それよりして仙人とは呼ぶなりと申す。行事官等これを聞きて、さてやんごとなき人にこそ、その時の行法定めて覚えたるらん。かく多き材木をみづから持ち運ばんよりは、祈つて飛ばしめよかしとはぶる。久米聞きておもひけるは、我たまたま仙法を行ひしかども、愛欲にふれて墮落しぬ。しかりといへども年頃頼み奉りし本尊、いかでかたすけたまふ事ならんやと思ひしかば、行事官にむかひて、もしやと祈りころみんといふ。行事官をこの事とは思ひながら、さもあらば極めてたつとかりなんとこたふ。その後、久米一つの道場に籠り食を断つて七日七夜折るに、八日にあたる朝、にはかに空かきくもりて雷雨はなはだし。しばらくあつて空はれたり。その時に見れば、そこばくの材木、南の山辺の袖より空を飛びて造営の所にあつまりけり。行事官等うやまひたうとびて久米を拝しけりとなん語り伝へたるとなり。

旧跡は今久米村に芋洗芝あり。昔久米仙人の居たる時、衣を洗ふたる女の居し所とぞ。

〔西国名所図会〕

靈禪山東塔院久米寺（久米村にあり。真言宗。畝火山の南七、八町にあたり）

本尊薬師瑠璃光如来（座像長八尺）脇士、左右日光仏・月光仏。脇檀（左）聖徳太子の像（右）久米皇子の像（両尊ともに坐像なり）十二神将の尊像（本尊の傍に列す）

御影堂（本堂の左傍にあり。善無畏三蔵、弘法大師を安ず。○同左の前に七重の石塔あり）地藏堂（御影堂に並ぶ）観音堂、十一面

觀自在薩埵（長二尺八寸、荒木作り。左の脇に三十三体觀音、右の脇に久米の仙人の像を安ず。自作なりと云ふ）多宝塔（本堂の向かふ、右の傍にあり。往古の大塔の礎石四面にならぶ。数十二あり。大日如来を安ず）金毘羅神祠（多宝塔のうしろにあり）弁財天女祠（多宝塔の前の右にあり）天神社（門内の左傍にあり）善無畏井（鐘樓の傍にあり。三藏の掘るところと云ふ）

当寺は聖德太子の御弟久米の王子の御願にして、皇子感得の一吋一分の薬師の尊像を黄金の壺に納めて、本尊の仏胸に安置したまふ。多宝塔は、養老年中善無畏三藏来朝し、当寺に二年住みて、南天の鉄塔の半分を摸されしとぞ。その心柱の下に仏舍利三粒、大日経七軸を籠られたりと『仏法伝通記』に見えたり。もつともこの大塔は多くの星霜を経て大廢し、今見る所の多宝塔は、後世京師寺務仁和寺の塔をここに移すと聞こゆ。往古の大塔の礎石はなほこの四面に遺れり（往昔坊舎五十宇余ありしかども、寺領なきゆゑ農業をいとなみ、後世農民となるよし。その末葉この地にありとぞ）

延暦十四年、弘法大師夢の告を蒙りて、久米の道場の東塔の下にして、彼の七軸の経を得られたまふ事、『釈書』に見えたり。旧名来目寺を弘法大師久米寺と改字せられしとなり。中興開山は妙瑞和尚と聞こゆ。

久米仙人（久米の仙人は、布をあらふ女の脛の白きを見て墮落せしといへる事諸書に出でて、いと古くひつたへし小説なり）

『元享釈書』曰く「久米仙は大和国上郡の人なり。深山に入つて仙法を学び、松の葉を食して薜荔（ふたれい）を服せり。一旦、空に騰のぼつて故里を飛び過ぐるとて、婦人の足を以て衣を踏み洗ふを見たりしに、その脛はなほ大白かりしかば、たちまちに染ぜん著じやくの心を生じて、即時に墮落しけり。それよりやうやく煙火の物を食して塵域の交りに立ち却かへれり。されども郷里の人もしくは券約の証文にその名を連署する時は、みな前まへ仙某と書きたりけり。このゆゑを以て、今旧券の簡文かんぶんの中に往々とどろなほ手迹しゆせきありけるが、皆かくのごとくに書きおきたり。かつて高市郡において精舎をいとなみ構へ、丈六の薬師の金

像ならびに二菩薩の像を鑄けり。いはゆる久米寺これなり。その後また仙道を修行しつつ空を凌びて飛び去りたり」云々。

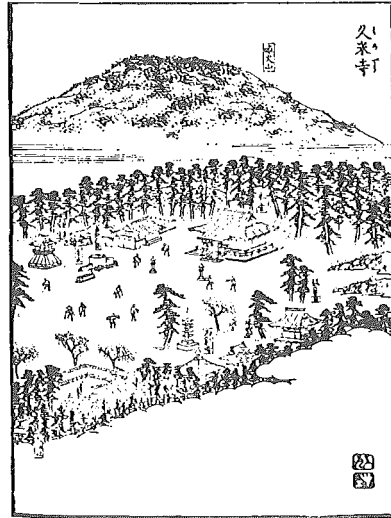
また『扶桑略記』にいふ所も大概同じ。『今昔物語』に言ふは異なる事多くして、何れも信用なりがたき古俗の寓言なり。しかれども、久米の仙といへるはありしなるべけれども、女の脛を見て通を失ひし事は、唐山たうしの故事に附会し、また『万葉集』なる久米禪師石川の郎女はげつらなに、娉はげつらな時の歌よりして作り設けしものなるよし、委しく『玄同放言』に著せり。ここに略す。

〔和漢三才図会〕

久米寺 在二歌傍山之南七八町一

本尊 薬師如来 号二釈迦山東塔院一

聖徳太子弟、久患二眼病二至レ盲、太子為有二祈願、不レ日平愈、因改二名来日皇子、建二当寺二云、或云、久米仙人建立、多宝塔高八丈 養老年中、善無畏三蔵



久米寺 当寺は聖徳太子の御弟久米の皇子の御建立にして、久米の仙人が建立にはあらず。また古昔（いにしへ）の大塔は、善無畏三蔵来朝して、南天（なんてん）の鉄塔の半分を摸（うつ）し造られしとぞ。今なほ古礎あまた存せり。当時の多宝塔は、後世京師（みやこ）仁和寺より移すところといふ。また世に久米寺の宝塔の真柱（しんばしら）の銘といへるものありて、空海の作なりと言ひ伝ふ。しかれども、これも後人の作にして信用すべきものにあらず。ゆゑに記さず。

来朝、住<sub>二</sub>于当寺<sub>一</sub>、二年立<sub>二</sub>此塔<sub>一</sub>、

畝傍御坊

〔大和名勝志〕

和高市郡 畝傍御坊者 御坊頭神保長三郎相茂慶長十年建立則大谷本願寺之開祖親鸞聖人第十二世寺務大僧正準如上人江被<sub>二</sub>寄進<sub>一</sub>累代本寺之兼帶所也留主居当住信光寺覺円迄六代相統

慈明寺

〔大和志〕

慈明廢寺 慈明寺村昔三十六院今唯中院一字

畝火寺

〔大和志〕

廢畝火寺 畝火山一名万願寺昔有<sub>二</sub>四十二院<sub>一</sub>山中礎石尚多

長法寺

名所・旧跡

〔大和志〕

長法寺 在常門村。寺前有石燈壇。勅曰正和五年施入於長法寺。

〔大和名所図会〕

長法寺 (常門村にあり。寺前に石燈籠あり。勅して曰く「正和五年施入於長法寺」)

〔西国名所図会〕

天満山長法寺 (常門村にあり。本尊大日如来。池中の観音堂には三十三所の観世音を安置し、地藏尊の千体堂は池の傍にあり。鎮守熊野権現の社は本堂の傍、山の方にあり)

十三重石塔 (本堂の左の向ふ、山の方にあり。寺僧曰く、先年この地所くづれ、石塔の倒れし時、地中より經一卷軸のみ存す。鏡一面、金仏三体、長三寸ばかり、三尊の弥陀とおぼしきもの出でたり。その後また埋むとぞ) 古物の石燈炉 (本堂の前にあり。勅して曰く、正和五年施入於長法寺。長およそ六尺ばかり)



天満山長寶寺

## 普賢寺

〔西国名所図会〕

仏起山普賢寺（小綱村にあり。街道の北傍なり。生土神の社を守護す。○当村はおよそ一村ともに籠細工の職を営み店を出だしてあきなひ、または諸方に出てて売るを渡世す。ゆる小綱箆籠の名高し）

本尊大日如来（聖徳太子作）十一面觀世音（同檀に安置す）子安地藏菩薩・弘法大師（同安置す）

入鹿宮（本堂の左の向ひにあり。伝へて云ふ、蘇我入鹿の靈を祭る。当村の生土神とす。ならびに鎮守一社末社、三座あり）

一年当社を修護の事ありて、すでに成就せしにより、遷宮の祭祀を修行するに、法隆寺の坊中善住院の老僧を請招す。これによつて老僧かしこに至りてその神体を納むるにおよび、そのしなをあらたむるに、靈照女を画きたる一幅のかけ物にして、上に一休の贊あり。その贊に曰く、

馬祖大師にだまされ、宝を満水に沈めし阿庸居士が娘なり

一 休

いと奇なることなりと老僧のかたられしよし、親友江四端のものがたりなり。

按ずるに、靈照女は龐蘊居士の女にして、常に竹漉籠を製し、これを鬻ぎて活業とせしよし、鄰邪代醉編に見えたり。しかるにこの村中籠細工をもつぱらとす事また奇なり。こはむかし村中の所業に似つかはしき画像なるを以て生土神に奉納せしを、鷹略にならざるために神祠の内にをさめおきたるが、神は原来かたちなければ、後世終にこれを神体と心得たがふものなるべし。



またこの地は新屋敷といひて、竹内より長尾・高田を経て初瀬にいたる街道なり。明暦・万治の頃は、この所に傾城まちなりしが、後にたえしといへり。今左右ともに農家の籠職の住居にて、さらに廊の余風も見えず。

向原寺

〔大和名勝志〕

向原寺

旧記云向原寺跡者在<sub>ニ</sub>曲川村辺<sub>ニ</sub>又説向原寺後移<sub>ニ</sub>石川村<sub>ニ</sub>号<sub>ニ</sub>石川精舎<sub>一</sub>

日本紀欽明帝十三年冬十月百濟聖明王遣<sub>ニ</sub>西部姫氏<sub>一</sub>達卒<sub>ト</sub>怒喇斯致契等<sub>ヲ</sub>献<sub>ニ</sub>釈迦仏金銅一軀幡蓋若干經論若干卷<sub>一</sub>〔下略〕

〔西国名所図会〕

向原山徳応寺 〔<sub>曲川</sub>同村にあり。親鸞上人旧跡なり〕

妙法寺

〔大和志〕

廢妙法寺 妙法寺村

曾我大寺

〔大和志〕

廃曾我大寺 曾我村

## 国分寺

〔大和志〕

国分寺 在<sub>二</sub>南八木村<sub>一</sub>延喜式曰国分寺料一万束即此

〔大和名所図会〕

国分寺 (南八木村にあり。『延喜式』に出づ)

『倭路記』

遊行七世他阿上人、和州八木にて

花ならで散る八木の葉のしがらみは皆滝津瀬となる吉野川

〔日本九峰修行日記〕 文化十五年六月十日  
野田成亮

十月。晴天。安倍文珠へ詣納経す。夫より八木村国分寺へ詣納経。夫より三輪明神へ詣納経す。

## 神社

### 天磐戸

〔和州寺社記〕

- 一天磐戸興善寺の西のかた一町半余南浦と云所ニ有。太神宮此磐戸(閉)に閉こもらせ給ひし時、思兼尊一千の神々達ヲかたらひ御湯を奉る。榊の枝に八咫の鏡を付て神楽を奏し給ひし時、天照太神岩戸を少し開き給ふしるし也とて岩二つにわれて今に有。かりそめにも凡人其地踏事更になし。太神宮ハ(筑)築紫日向国ヲ此所ニ移し給ひ、是ヲ城州吉田に移り給ひ、吉田ヲ伊勢内宮に鎮座し給ふよし、城劬吉田ハ今の明神の地也。其後天児屋根命の移せ給ふとて吉田太明神と申奉り。
- 一榊の岩戸の前に神代方の霊木成か枝葉茂て無双ノ大木成今ニ有。
- 一湯篠とせ神世方生つきたる篠今に有。磐戸ヲハ半町余南ノ方に有。祭礼の時ハ必此榊湯篠を用るとなり。
- 一御鏡の池興善寺ヲ三四十間程坤の方に有。古へ石凝姥命をして八咫の鏡を鑄させ給ひし跡なるよし、何も由来多キ、されともあらまし記之畢。

### 天香山坐四処神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○天香山坐四処神社

帳云、十市郡天香山坐櫛真智命神社一座、大月次新嘗在三神戶郷香山村山頂、但東向亀卜伝授秘抄云、櫛真智命者亀卜兆之裏灼神号也、元名太麻呂等褒紀神、蓋表卜食兼裏卜兆得此神号也、

愚僕考案、太祝詞神之名太麻呂神、神祇令義解云、凡卜者、必先墨画亀、甲表然後灼之云々、又櫛直智神、元名等褒紀神、職員令義解云、卜者灼亀也、兆者灼亀甲表縦横之文此云真智也、斯謂此云々、

〔和州旧跡幽考〕

香久山社

大和国十市郡あまのかく山にいますは櫛真命神也。釈日  
本紀

〔大和志〕

天香山坐櫛真命神社 大月次新嘗元名太麻呂井天和神貞觀元年正月授從五位上○在三香具山北麓属南浦村仍称北浦神石華表扁額曰天香久山命

〔大和名所図会〕

天香山坐櫛真命神社 (香具山北の麓にあり。南浦村に属す。北浦神と称す。石の華表の額に曰く、天香久命。「神名帳」「三代実録」に出づ)

〔西国名所図会〕

天香具山座櫛真命神社 (香具山の北の麓にあり。南浦村に属す。北浦神と称す。石の鳥居の額に曰く、天香具命。神名帳および『三代実録』に出づ)

〔日本書紀通釈〕

復有<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>兄<sup>ニ</sup>磯<sup>シ</sup>城<sup>ヲ</sup>軍<sup>シ</sup>。布<sup>シ</sup>二<sup>ニ</sup>満<sup>テ</sup>於<sup>テ</sup>磐<sup>ノ</sup>余<sup>ノ</sup>邑<sup>ニ</sup>。磯<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>賊<sup>ノ</sup>虜<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>レ<sup>テ</sup>擄<sup>ラ</sup>。皆<sup>ハ</sup>是<sup>ノ</sup>要<sup>ス</sup>害<sup>ス</sup>之<sup>ノ</sup>地<sup>ナリ</sup>。故<sup>ニ</sup>道<sup>ヲ</sup>路<sup>ヲ</sup>絶<sup>テ</sup>塞<sup>ス</sup>。無<sup>ク</sup>レ<sup>テ</sup>処<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>レ<sup>テ</sup>通<sup>ス</sup>。天<sup>ノ</sup>皇<sup>ノ</sup>惡<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>。是<sup>ハ</sup>夜<sup>ノ</sup>自<sup>ラ</sup>祈<sup>リ</sup>而<sup>テ</sup>寢<sup>ス</sup>。夢<sup>ニ</sup>有<sup>テ</sup>天<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>訓<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>。曰<sup>ク</sup>。宜<sup>シ</sup>取<sup>ル</sup>天<sup>ノ</sup>香<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>社<sup>ヲ</sup>中<sup>ノ</sup>土<sup>ヲ</sup>。香<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>。以<sup>テ</sup>造<sup>リ</sup>天<sup>ノ</sup>平<sup>ノ</sup>瓮<sup>ヲ</sup>八<sup>十</sup>枚<sup>ニ</sup>。平<sup>ノ</sup>瓮<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>。并<sup>ニ</sup>造<sup>リ</sup>二<sup>ニ</sup>嚴<sup>ノ</sup>盆<sup>ニ</sup>。而<sup>テ</sup>敬<sup>ス</sup>二<sup>ニ</sup>祭<sup>ス</sup>天<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>地<sup>ヲ</sup>。祇<sup>ニ</sup>怡<sup>ニ</sup>途<sup>ニ</sup>背<sup>ニ</sup>。此<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>。亦<sup>ニ</sup>為<sup>ス</sup>二<sup>ニ</sup>嚴<sup>ノ</sup>咒<sup>ヲ</sup>詛<sup>ヲ</sup>。如<sup>ク</sup>レ<sup>テ</sup>此<sup>ノ</sup>則<sup>ニ</sup>虜<sup>ノ</sup>自<sup>ラ</sup>平<sup>ニ</sup>伏<sup>ス</sup>矣<sup>ナリ</sup>。途<sup>ニ</sup>能<sup>ク</sup>伽<sup>シ</sup>辭<sup>ヲ</sup>離<sup>ス</sup>。此<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>。怡

○天香山社は。式に大和国十市郡天香山坐。櫛真智命神社。大月次新嘗元。あり。是なり。按本注印本。大麻呂井天和神と名大麻等乃知神。あるは誤なり。今一本及三代実録に擄。さて此社。今香山の北の麓にあれとも。上古は必山の巔にありしものなるへし。和州五郡神社神名帳大略注解云。十

在<sup>ル</sup>神<sup>ノ</sup>戶<sup>ノ</sup>郷<sup>ノ</sup>香<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>村<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>頂<sup>ニ</sup>。(但<sup>シテ</sup>東<sup>ノ</sup>向<sup>ニ</sup>)とあり。されは其頃までも。其はこゝに香山社中土とあるを。次<sup>ノ</sup>文<sup>ニ</sup>は。取<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>巔<sup>ニ</sup>。土<sup>ヲ</sup>と山<sup>ノ</sup>の頂にありしなり。此書は文安三年に書るよし記せり。其はこゝに香山社中土とあるを。次<sup>ノ</sup>文<sup>ニ</sup>は。取<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>巔<sup>ニ</sup>。土<sup>ヲ</sup>とあるにて知へし。さて此香山の土をしも。取らしめ給ふ事は。天神の詔なれば。いかなるよしとも。うかゞひ奉るへきに

あらねと。思ふに此香山は。天上にても天神等の祭神の時には。此山のものをとらしめ給ふ。尊く深き由縁のありける山なりければ。天石窟段の事を見へし。此国土にても。此国土の香山。即天香山の降着しなり。此山の土以て作れるものもて祭らんには。神等の祈禱事聞し

召入給ふへき。深きことわりのありける事とは知られたり。崇神紀に武埴安彦か謀叛せし時も。此山の土を取て。領中<sup>ニ</sup>の頭<sup>ニ</sup>に裹み<sup>テ</sup>祈<sup>テ</sup>。倭国の物実也と云ること見えたるも。即この謂を知て。埴安彦かおほけなくも。はからひしものなるへし。なほ此山には。種々の深き故由ありける事等は。神代紀の注に云るを。考合せて知るへきなり。さて注の磨字。本に

糜とあるは誤なり。今は三島本に拠る。糜に作る本もあり其も宜し。○天平盆八十枚。通証に。按拠レ釈則盆<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>盆。とあり。このことは次に云。下文には。八十平盆とあり。記伝云。和名抄瓦器類に。盆。唐韻云。盆瓦器也。爾雅云。盆謂<sub>レ</sub>之缶。兼名苑云。盆一名孟。弁色立成云。盆比良加。俗云保止伎。盆と盆とは同字にて。今云皿鉢の類なる物なり。俗に云盆にはあらず。字鏡には。鉢又鍔を比良加とあり。鉢は字書に見えず。又鍔は釜の類ときとゆれば。比良加にはいいか。さてこの器は。今の皿又

### 畝尾都多本神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○畝尾都多本神社一座、在<sub>三</sub>香山北山尾、

或曰、都多本神者啼沢女命、古事記上卷所謂香山之畝尾木本、即言<sub>三</sub>此処<sub>二</sub>也、

〔和州旧跡幽考〕

### 啼沢女神

啼沢女神は香山の畝尾丘の樹下にいます。旧事紀沢女は水神の通称とかや。

万葉哭沢の神社に三輪すへいのれどもい〔重複カ〕のれわが大君は高日しられぬ〔シカ〕

〔大和志〕

畝尾都多本神社 整鞞○在<sub>三</sub>木本村啼沢<sub>ノ</sub>社<sub>ニ</sub>

〔大和名所図会〕

畝尾都多本神社（啼沢社にあり。「神名帳」に出づ）

畝尾坐健土安神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○帳云、十市郡畝尾坐健土安神社一座、在<sub>二</sub>神戸郷香山西山尾、

或曰、健土安神者土金神武埴安彦也、神武天皇紀所<sub>レ</sub>云、天神訓之曰、宜<sub>下</sub>取<sub>二</sub>天香山社中土<sub>一</sub>以造<sub>中</sub>平瓮<sub>上</sub>、敬祭<sub>二</sub>神祇<sub>一</sub>、即言<sub>二</sub>此処<sub>一</sub>、

〔大和志〕

畝尾坐健土安神社 大月次新嘗貞観元年正月授<sub>二</sub>從五位上<sub>一</sub>○在<sub>二</sub>下八鈎村<sub>一</sub>今称<sub>二</sub>天照大神<sub>一</sub>

〔大和名所図会〕

畝尾健埴安神社（下八鈎村にあり。今、天照太神と称す。「神名帳」「三代実録」に出づ）

〔西国名所図会〕

畝尾健土安神社（下八鈎村にあり。今天照太神宮と称す。神名帳および「三代実録」に出づ）

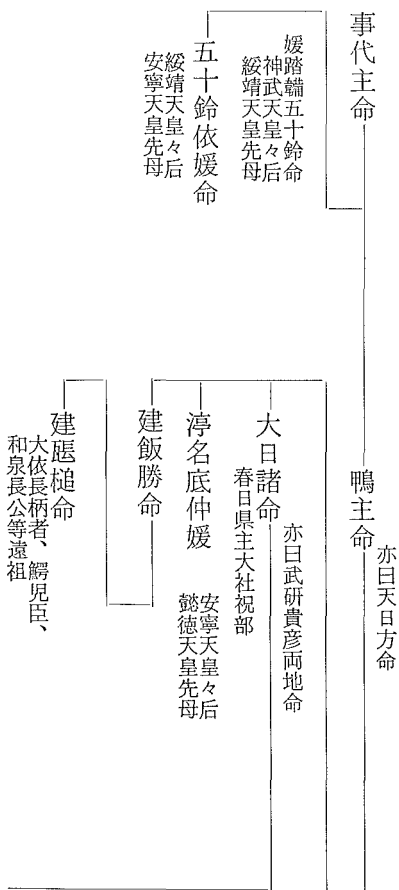
十市御県坐神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○十市御県坐神社

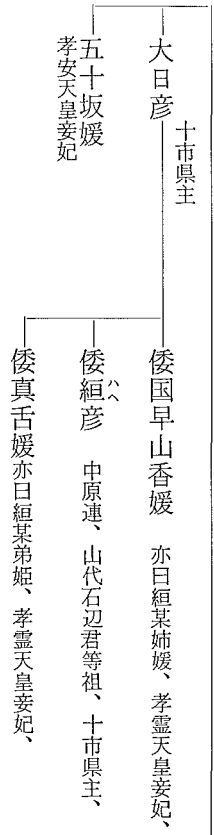
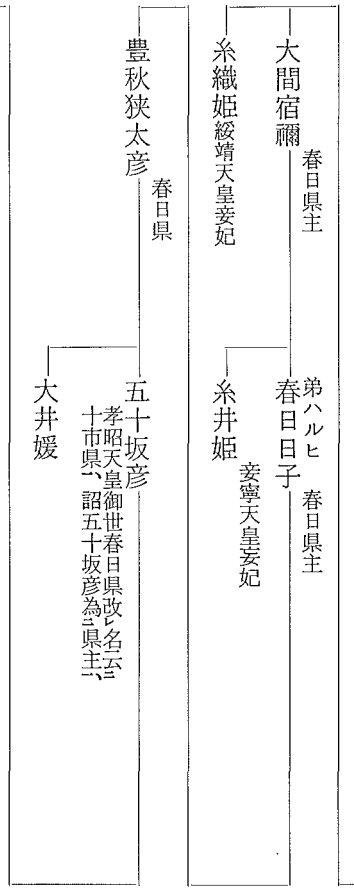
帳云、十市御県坐神社、在三河辺郷十市村、○愚僕考案、草神野雷命也、大和国六郡御県神社之内也、在<sub>二</sub>県府<sub>一</sub>、又考、県府有<sub>二</sub>県主神社<sub>一</sub>、即鴨主命、事代主命長男也、亦天日方命、是中原連等祖也、非<sub>二</sub>官社<sub>一</sub>為<sub>二</sub>郷社<sub>一</sub>也、

押紙十市県主系図希有系図也、書<sub>二</sub>添此所<sub>一</sub>、



名所・旧跡





〔大和志〕

十市御県坐神社 大月次新嘗貞観元年正月授從五位上、十市村、東今称十三社

〔大和名所図会〕

十市御巢坐神社（十市村にあり。今、十三社と称す。「神名帳」「三代実録」に出づ）

## 竹田神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○竹田神社、在河辺郷竹田村川辺、

社家者河辺連説曰、竹田神社者天照国照彦火明命也、当社辺有刑坂川也、此川岸原多生緑大竹、俗呼云竹田、及于仁徳天皇御世、祝部武田押命彦火明命七世孫即建刀米命次男也以二件大竹一作箸献之上之朝廷、于時天皇令賞美、詔賜竹田川辺連、

〔大和志〕

竹田神社 東竹田村今称三十八社、

〔大和名所図会〕

竹田神社（東竹田村にあり。今、三十八所社と称す。「神名帳」に出づ）

〔西国名所図会〕

竹田神社（右同村にあり。今三十八所社と称す。神名帳に出づ）

名所・旧跡

坂門神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○帳云、十市郡坂門神社一座、小在<sub>二</sub>神戸郷香山南山野<sub>一</sub>、俗云<sub>二</sub>亀岩屋<sub>一</sub>、亀ト伝授秘抄云、天香山坂門神社者亀津比売命也、無<sub>二</sub>神殿<sub>一</sub>唯石窟而已云々、亀ト伝ノ文ヲノス、釈紀ノ文ニ同ジ、

愚僕考案、亀岩屋、俗云<sub>二</sub>天石窟<sub>一</sub>甚誤矣、又此岩屋辺産<sub>二</sub>生大木<sub>一</sub>、俗云<sub>二</sub>香山坂樹<sub>一</sub>、其葉似<sub>二</sub>榊葉<sub>一</sub>、誠非<sub>二</sub>榊葉<sub>一</sub>而葉大薄、或云神樂所用<sub>二</sub>香山猷憩木葉<sub>一</sub>是也、

〔大和志〕

坂門神社 サカド 鑿靱○在<sub>二</sub>中村<sub>一</sub>今称<sub>二</sub>春日<sub>一</sub>

〔大和名所図会〕

坂門神社 (中村にあり。今、春日と称す)

目原神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○目原神社

帳云、目原神社、在河辺郷目原村近代作木原高森、社家者直肥説曰、目原神社二座、高皇産靈尊、天万栲幡媛命也、○愚僕、到此見之耳無池流水曰耳无川、又目原近辺有目无川、此川与耳无川為同川異名也、粵古歌詠有之、六帖目无川耳无川乃見須聞須有世波人乎恨佐良益

〔大和志〕

目原坐高御魂神社二座 並大月次新嘗貞觀元年正月授從五位上○在所未詳或曰太田市村天神社即此、

子部神社

〔和州五郡神社名帳大略註解〕

○子部神社

帳云、子部神社、在意富郷飯富昔呼於布、今如文字、村平森、社家者説曰、子部神社二座、天之穗日命、天津彦根命也、亦曰天子部神社為天神、

〔大和志〕

子部神社二座 並大月次新嘗貞觀元年正月授從五位上○在飯高村

〔大和名所図会〕

子部神社（飯高村にあり。「神名帳」「三代夷録」に出）

葛本神祠

〔大和志〕

葛本神祠 葛本村今称<sub>二</sub>八所神<sub>一</sub> 永正十二年祭式一卷在<sub>二</sub>祝司家<sub>一</sub>

〔大和名所図会〕

葛本神祠 (葛本村にあり。今、八所神と称す)

『堀川次郎百首』

いせならばひがごとぞやと思はましやまとなるてふ美作の池

忠 房

人麻呂祠

〔大和志〕

人麻呂祠 在<sub>二</sub>地黄村<sub>一</sub> 玉葉和歌集曰柿<sub>一</sub> 本人麻呂墓 尋侍介留爾柿<sub>一</sub> 本明神爾詣<sub>二</sub> 誦侍介留寂蓮法師古跡<sub>一</sub> 乎<sub>一</sub> 下<sub>一</sub> 迄、不尋者。  
残礼流加岐乃、本乎見麻志哉

〔大和名所図会〕

人麻呂祠 (地黄村にあり。傍に池ありて、このほとりに桜樹数株をうゑたり。花の頃は美観とす。桜の本に石彫の観音あり。また小

祠に玉津島明神を勧請せり)

『玉葉集』

柿本人麻呂墓尋ね侍りけるに、

柿本明神にまうでて読み侍りける

古き跡を苔の下まで尋ねずば

残れるかきの本を見ましや

寂蓮法師

〔西国名所図会〕

人麻呂祠 (地黄村にあり。柿本大明神の額を掲ぐ。かたはらに池

ありて、この周に数株の桜の樹をうゑたり。花のころは美観とす。遠近より衆人うちむれて、終日詩を賦し、歌よみ、舞うたひて酒宴をもよほす。桜の下に観音の小堂ならびに玉津島明神の小祠あり。また当村はいにしへ地黄をはじめて作り、上品を出だせしゆゑ名とせしとぞ。今はさらに地黄をつくることなし。栗原・野口・三瀬の辺おほく地黄をつくりて岡の町に出だす。岡の町に地黄を買ひあつむる家両家ありて、ここにあつめ諸方へ出だすとぞ。『和漢三才図会』云ふ「和州高市郡地黄村相伝往昔始『出地黄之處』云々」

名所・旧跡



地黄の桜樹 人麻呂祠

天高市神社

〔大和志〕

天高市神社（天高市） 大月次新嘗貞觀元年正月授ニ從五位上ニ○在ニ曾我神社南ニ今称ニ高市八幡ニ相伝天照大神入ニ天石窟ニ閉ニ磐戸ニ而山居時ニ八十方ノ神会ニ合天高市ニ議ス可レ禱之方ヲ即此

〔大和名所図会〕

天高市神社（曾我社の南にあり。今、高市八幡と称す。「神名帳」「三代実録」に出づ）

『万代』

しらざりし昔さへこそ恋ひしけれ高市の宮に月を詠めて

〔西国名所図会〕

天高市神社（曾我村にあり。今高市八幡といふ。神名帳および『三代実録』に出づ）

『万代』

しらざりし昔さへこそ恋しけれ高市の宮に月を詠めて

屋就神命神社

〔大和志〕

屋就<sup>ヤシノ</sup>神命神社 已上四神大社皇子神○在<sup>ニ</sup>多<sup>タ</sup>社西大垣村管内<sup>ニ</sup>今称<sup>ニ</sup>八劍<sup>ヤシノ</sup>

〔大和名所図会〕

屋就神命神社 (大垣村にあり。今、八劍と称す。「神名帳」に出づ)

## 川俣神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕  
○川俣神社

帳云、川俣神社三座、在<sup>ニ</sup>加美郷川俣村石川俣合、

社家者川俣公説曰、注進狀載川俣神社三座、活津彦根命、熯之速日命、熊野忍蹈命、古伝云、崇神天皇令<sup>レ</sup>祭<sup>ニ</sup>八十万群神之時、勅<sup>ニ</sup>彦坐命、依<sup>ニ</sup>卜定<sup>ニ</sup>造<sup>ニ</sup>營神殿於石川俣、飛鳥川与<sup>ニ</sup>細谷川<sup>ニ</sup>落合奉<sup>レ</sup>齋<sup>ニ</sup>天之穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熯之速日命、熊野忍蹈命、定<sup>ニ</sup>大社<sup>ニ</sup>封<sup>ニ</sup>神田、号曰<sup>ニ</sup>天川俣神社、彦坐命為<sup>ニ</sup>祝部<sup>ニ</sup>負<sup>ニ</sup>川俣公氏姓、于<sup>レ</sup>時命以<sup>ニ</sup>任<sup>ニ</sup>氏<sup>ニ</sup>子孫世々奉<sup>ニ</sup>仕<sup>ニ</sup>之云々、及<sup>ニ</sup>子雄略天皇御世、天皇依<sup>ニ</sup>靈夢<sup>ニ</sup>詔<sup>ニ</sup>小子部臣祖螺羸相<sup>ニ</sup>分<sup>ニ</sup>五神、令<sup>ニ</sup>兄天之穗日命、天津彦根命兩神齋<sup>ニ</sup>祀于子部村、当国十市郡然後弟活津彦根命、熯之速日命、熊野忍蹈命三神遺<sup>ニ</sup>止<sup>ニ</sup>当村<sup>ニ</sup>尊敬、三座由川俣神社也、

〔大和志〕



川俣神社三座 並大月次新嘗貞観元年正月授<sub>二</sub>從五位上<sub>一</sub>、六年五月授<sub>二</sub>正五位下<sub>一</sub>。○在<sub>二</sub>雲梯村<sub>一</sub>（今称<sub>二</sub>川股八王子<sub>一</sub>）

〔大和名所図会〕

川俣神社（雲梯村にあり。今、川俣八王子と称す。「神名帳」「三代実録」に出づ）

〔西国名所図会〕

川股神社（雲梯村にあり。今川股八王子と称す。神名帳および『三代実録』に出づ。右は『大和名所図会』に著す所なり。しかれども今川股八王子といへる宮定かならず。村中に宮の森二ヶ所あり。村の東にあるを萱の森の天神宮と称し、村の南にあるを富士権現と称す。兩社いづれなるや詳らかならず。なほ考ふべし。またこの萱の森の宮は、撰州住吉より、二月・霜月兩度、埴土使とて、例年畝火山に至る毎にこの宮に休らひ、装束を改む。これによつて俗に装束の宮と称す。また雲梯の杜といふ事『万葉集』に出でたり。ゆゑにここに尋ぬるに、森は右宮の森兩所のみにして余になし）

### 稲代神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○稲代神社

帳云、稲代神社一座、在<sub>二</sub>巨勢郷奉膳村田中<sub>一</sub>、

延喜式卷八大殿祭注曰、豊宇氣姫命、是稲靈也、俗詞宇賀能美多麻、

古事記上巻曰、原書トアリテ文ナシ

愚僕考案、稲代者稲田也、以レ稻為ニ水田種子、神代上有ニ所見一又代者田畝異名也、田地一町三百六十歩分ニ五箇、得ニ七十二歩ニ為ニ十代一即ニ二段也、七歩二分為ニ二代ニ而已、蓋稻靈豊宇気姫命鎮座之処号云ニ稻代、以為ニ社名ニ而已、又案、巨勢山在下高市郡与ニ葛上郡一堺中腋上朝婦東、則敷巨勢山口神社属ニ葛上郡、

〔大和志〕

稲代イナシロニス坐神社 大月次新嘗貞觀元年正月授ニ從五位上ニ〇在所未レ詳或曰在ニ常門村一今称ニ打鳥祠一是

〔大和名所図会〕

稲代坐神社 (常門村にあり。今、打鳥祠と称す。「神名帳」「三代実録」に出づ)

〔西国名所図会〕

稲代坐神社 (同村にあり。打鳥の社といふ。神名帳『三代実録』等に出づ)

### 忌部神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○忌部神社並石門別神社

帳云、太玉命神社四座、在ニ雲梯郷忌部村、

名所・旧跡

忌部氏記録曰、天太玉命神社四座、第一天太玉神、第二大宮乃壳神、第三忌部祖太玉命、第四天比乃理咩命也、詳見飛鳥社崇秘神号私考、令省略之、

愚僕參詣当社、令再拜而見之、第一与第二合殿、博風造有兩扉也、第三与第四合殿、同前也、各南向東方但西向有座、所謂天津石門別神社是也、

帳云、天津石門別神社一座、在所向上、

〔和州旧跡幽考〕

太玉神社

安房地にいます。旧事紀今たづねしに所しれず。

高市郡坐太玉命神社四座。延喜式夫太玉神は天地剖判のはじめ、天中に生ましける神を天御中主神と申。次に高皇産神。次に神産靈神。古語拾遺高皇産靈神拵幡千々姫命、天祖天津彦尊之母也。天忍日命。大伴宿禰祖也。天太玉命。齋部宿禰祖也。古語拾遺にあり。神功は神代卷につまびらか也。

〔大和志〕

太玉命神社四座 並大月次新嘗貞観元年正月授從五位上〇在所部村

〔大和名所図会〕

太玉命神社 (忌部村にあり。「神名帳」「三代実録」に出)

〔西国名所図会〕

太玉命神社（忌部村にあり。神名帳および『三代実録』に出づ）

### 鳥坂神社

〔大和志〕

鳥坂神社二座 登靱○在ニ鳥屋村東ニ今称ニ天照太神一

〔大和名所図会〕

鳥坂神社（鳥屋村の東にあり。今、天照太神と称す）

〔西国名所図会〕

鳥坂神社（鳥屋村東にあり。今天照太神と称す。神名帳に出づ）

### 懿徳天皇祠廟

〔西国名所図会〕

懿徳天皇祠廟（畝火村の東北、往還の傍にあり。およそこれを陵と称す。地形の高さ四尺ばかり、平芝、惣周四十五間ばかり、この内雑人牛馬猥りに入ること禁す。小社石燈炬等あり）

雲梯神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○雲梯神社 神名帳云、大和国高市郡高市御巢坐鴨事代主神社、在雲梯村神森、

社家者長柄首曰、旧紀曰、神代積葉八重事代主命依經津主神之教、化為水鳥一昇上雲天、於是得鴨事代主命之号、乃合八十万神合天高市陳其誠歎之至、于時高皇產靈尊、天之事代主命、宜領八万四千邪鬼一居大將軍、為皇孫一奉護之、乃使還降之、即天之事代主命步降雲梯一此云久毛乃加介波志到于高市県、号其所曰雲梯、今云宇奈代一然後立靈時於此処一奉齋之、出雲国造神賀詞、所謂事代主命能御魂乎宇奈提乃神奈備爾坐是也、又天武天皇紀所云、吾者高市社、或作杜所居名事代主神一即当地也、

畝火山口神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○畝火山口神社

帳云、畝火山口神社一座、在久迷郷畝火山西山尾、

〔大和志〕

畝火山口坐神社 大月次新嘗貞觀元年正月授正五位下○昔在畝火山腹今遷山頂有石灯壺勒曰文明十六年造又大

般若經、跋日治承二年戊子十一月書畦樋村与三大谷吉田慈明寺山本大窪四條小世堂共預祭祀

〔大和名所図会〕

畝火山口坐神社（むかしは畝火の山腹にあり。今、山の頂に遷す。祭る所神功皇后にてまします。畝火明神となづく。「神名帳」『三代実録』に出づ。また宮寺を国源寺といふ。西の麓に神祠の址とて石あり。今、御旅所といふ。また山腹に馬繫と云ふ所あり。畦樋・大谷・吉田・慈明寺・山本・大窪・四條・小世堂等の氏神なり。毎歳二月朔日、霜月初子日、摂州住吉社より禰宜一人・土持一人・僕二人・馬一疋を牽き来り、この山の土を取る事旧例となれり。何れの代より始まりしことを知らず）

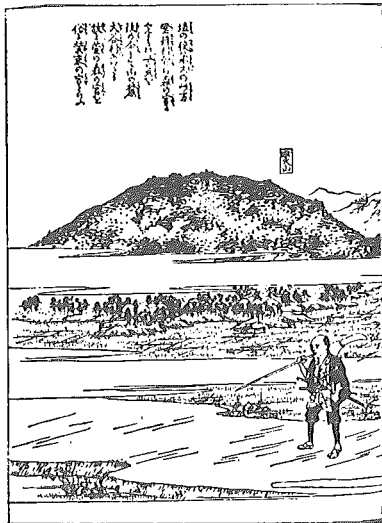
この山巖石山にて砥石出づる。また巖の際より陶器出づる。雨後には多く顕れ見ゆる。これを見るに全て製造のものにて天造のものにあらず。岩堅くして取るもの少し。形勝はさまざまあり。いづれも欠け損じて全きもの見えず。按ずるに、これすなはちいにしへの埴輪の類なるべし。往昔この地は万願寺とて四十二院ありしよし。その跡、礎石多し。

〔西国名所図会〕

畝火山口坐神社（むかしは畝火の山腹にあり。今山の頂きに遷す。祭る所神功皇后なり。畝火明神となづく。神名帳および『三代実録』に出だす。また宮寺を国源寺といふ。西の麓に神祠の址とて石あり。今御旅所といふ。また山腹に馬繫といふ所あり。畦樋・大谷・吉田・慈明寺・山本・大窪・四條・小世堂等の氏神とす。毎年二月朔日霜月初子日、摂州住吉社より禰宜一人、侍二人、隴人一人、雑刀持一人、土持一人、沓取一人都合七人ここに来り、山の土をとる事旧例なり。いづれの代より始まりしことを知らず）

住吉神社埴使（右にいふごとく毎年兩度なり。この日当地大いに賑はしく祭礼とす）

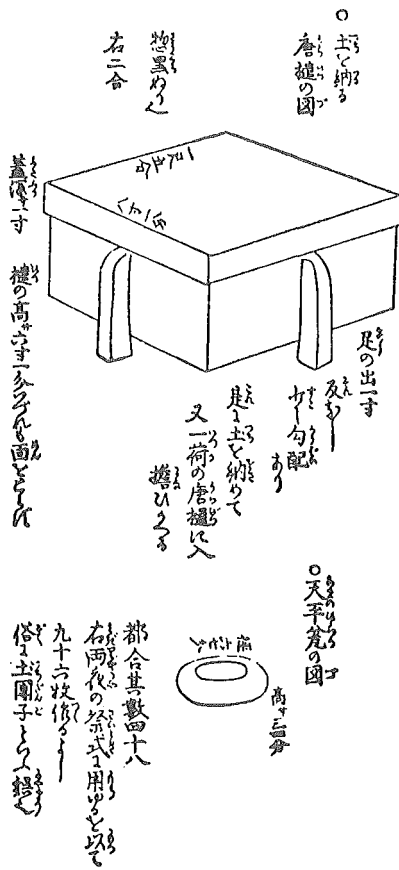
撰州一宮住吉神社二月祈年穀祭、十一月新嘗祭、この  
 両度の祭式に、当敵火山の土を取つて平瓮を作るを旧  
 例とす。すなはち二月朔日、住吉の神官の内にて初冠  
 の宮奴一人（神職八歳にしてはじめて烏帽子・狩衣を着し、  
 神につかふ。これをうひかぶりといふ）、道条馬乗にて、そ  
 の日に敵火に着す。行程おほよそ十里。山の此方なる  
 雲梯社に入りて装束を改む。麓の神館を旅宿とし一泊  
 し、翌早天山に登りて土を取る。その時、口に賢木葉  
 を含み身を清む。往古より土を取るところ定まりて、  
 周に玉垣を構ふ。またここに神井あり。水極めて清冷  
 なり。これなん神代の天の真名井ならんか。この靈水  
 を汲んで手を清め、土を取る。山中に榊樹多く生ぜ  
 り。この枝を折つて埴土の器にそへ、住吉に帰る。十  
 一月初子日、またかくのごとし。そもそも埴土を取る  
 濫觴は、『日本紀』に「神武天皇天香久山の埴土をと  
 りて八十平瓮を自ら造りおはしまして諸神を祭り、天



撰州住吉神社埴使（はにつかひ）『住吉年中行事』曰く「二月四日早旦両宮出  
 仕、大神を拝し戌尅四社神供備進、新年穀の祭なり。十一月卯の日新嘗会、早  
 旦両宮社参、戌尅社祭神供備進」云々。右両度の祭祀に用ゆる平瓮（ひらか）  
 の料に敵火山の土を取る事旧例なり。これを埴使といふ。埴の使は敵火の此  
 方（こなた）雲梯村（うなてむら）菅の森の宮にやすらひ、装束を改め、しか  
 うして山の麓大谷村にいたる。ゆゑに萱の森の宮を俗に装束の宮といふ。

下を誂めさせたまふ。その土を取るところを埴安といふ」と見えたり。もつとも昔は天香山にて土をとりしが、今は敵火山にて取るを例とすといへり。

○当社の神官は西の麓大谷村にあり。埴土使はこれより峯に上るなり。



○土を納（いる）る唐櫃（からひつ）の図 惣黒ぬりなり。右二合。足の出一寸。反（それ）なし。少し勾配あり。蓋深さ一寸、櫃の高さ六寸一分、いづれも面をとらず。これに土を納めて、また一荷の唐櫃に入り担ひかへる。○天平瓮（あまのひらか）の図 都合その數四十八。右兩夜の祭式に用ゆるを以て九十六枚作るよし。俗に土団子（つちだんど）といふ、誤りなり。

巨勢山坐石椋神社



〔大和志〕

巨勢山坐石椋神社 在鳥屋村東南今称巨勢谷春日

〔大和名所図会〕

巨勢山坐石椋神社 (鳥屋村東南にあり。今、春日と称す。「神名帳」に出づ)

〔西国名所図会〕

巨勢山坐石椋神社 (鳥屋村の東南にあり。今春日と称す。神名帳に出づ)

### 馬立伊勢部田中神祠

〔大和志〕

馬立伊勢部田中神祠 貞觀九年三月授從五位下昔在和田村後遷田中村界今称八幡二村共祭

〔大和名所図会〕

馬立伊勢部田中神祠 (田中村にあり。今、八幡と称す。二ヶ村の氏神なり。『三代実録』に出づ)

### 鷺栖神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○鷺栖神社

帳云、高市郡鷺栖神社一座、在ニ加美郷鳥形山々尾、

或曰、鷺栖神、亦曰ニ鳥居社、未レ詳ニ神号ニ也、○鳥井氏祖神歟、新撰姓氏録曰、鳥井宿禰、高麗国人伊利須使主之後也、

〔大和志〕

鷺栖神社 韌○在ニ四分村ニ今称ニ鷺栖八幡ニ与ニ城戸高殿醍醐繩手ニ共ニ預祭祀ニ

〔大和名所図会〕

鷺栖神社 (四分村にあり。今、鷺宮八幡と称す。近隣五ヶ村の氏神とす。「神名帳」に出づ。「玉林抄」に曰く、藤原宮は鷺栖坂の北なり。按ずるに鷺栖の地名は、今、四分村にあり)

〔西国名所図会〕

鷺栖神社 (四分村にあり。今鷺栖八幡と称す。近隣五ヶ村の氏神とす。神名帳に出づ。『名所図会』出でたる桑原の井といふもの、今たえてなし。桑原といへるは字に存す)

磐余神祠

〔大和志〕

磐余神祠 在ニ中曾司村ニ与ニ葛下郡土庫松墳ニ共ニ祭祀ニ

名所・旧跡

〔西国名所図会〕

磐余宮 (中曾司村にあり。中曾司・松塚・土庫等三ヶ村の生土神とす。祭るところ神武天皇なり。神宮寺本尊は善光寺如来ならびに弘法大師を安置す。社頭境内すべて松林にして風景なり。神武天皇の諱を神日本磐余彦天皇とまうし奉るゆゑに当社を磐余の宮と号す)

宗我神社

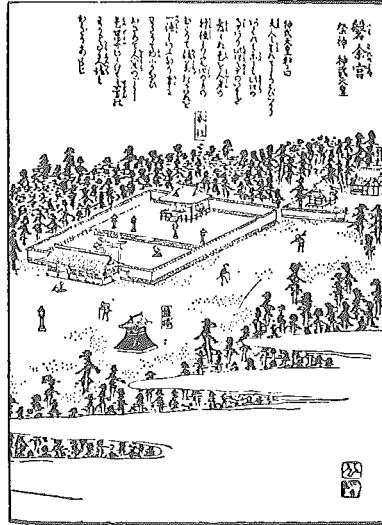
〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○宗我神社

帳云、宗我坐宗我都比古神社一座、在久迷郷宗我村石川辺、

杜家者宗我宿禰説曰、蘇我都彦神社二座、大臣武内宿禰蘇我石川宿禰也、推古天皇御世、石川宿禰五世孫蘇我馬子宿禰、造三宮神殿於蘇我村一奉三祀之、

〔大和志〕



磐余宮、祭神神武天皇 神武天皇勅に曰く、それ人と生れて、よろこび、いかり、あはれみ、楽しみこの四の事あり。この四の事のいまだ発(おこ)らぬ、これを人身の神徳といふなり。四のものおこりて後、万(よろづ)たがはぬを一徳といふなり。事にわたりて物にかなひ、をさめて大空のごとし。これ世界ひらけて千万のわかる事天地(あめつち)とかぎりあらじ

宗我坐宗我都比古神社二座 並大月次新嘗貞観元年正月授<sub>ニ</sub>從五位上<sub>ニ</sub>六年六月授<sub>ニ</sub>正五位下<sub>ニ</sub> ○在<sub>ニ</sub>曾我村北<sub>ニ</sub>今称<sub>ニ</sub>入鹿<sub>一</sub>宮<sub>一</sub>

〔大和名所図会〕

宗我都比古神社 (曾我村にあり。今、入鹿宮と称す。「神名帳」「三代実録」に出づ)

〔西国名所図会〕

宗我都比古神社 (同村にあり。今入鹿宮と称す。神名帳および『三代実録』に出づ。蘇我川の往来より十丁ばかり北にあり。蘇我大明神と称す。またこの傍に古墳七所ばかりあり。土人曰く、蘇我山田麻呂主従の墓なりとぞ。農民あやまつてこれを犯せば、たちまちたりありといへり。蘇我倉山田麻呂は、弟日向が讒言によつて山田寺において自殺し、死にしたがふ者八人、その外刑罪せらるる者三十四人。しかれども山田麻呂が、忠切むなしからず。終に讒言の事あらはれ、帝にもをしませたまふよし『日本紀』に見えれば、ここに葬りしものならんか)

### 高市御県坐鴨事代主神社

〔大和志〕

高市御県坐鴨事代主神社 大月次新嘗貞観元年正月授<sub>ニ</sub>從一位<sub>ヲ</sub> ○在<sub>ニ</sub>高殿村<sub>ニ</sub>今称<sub>ニ</sub>大宮<sub>ニ</sub>又名鴨公森<sub>モリ</sub> 天武天皇元年神託<sub>ニ</sub>高市郡大領高市御県主許梅言吾居<sub>ニ</sub>高市社<sub>ニ</sub>一名事代主神与<sub>下</sub>居<sub>ニ</sub>牟狹社<sub>ニ</sub>一名生雷神<sub>ニ</sub>在<sub>ニ</sub>皇孫命之前<sub>ニ</sub>後<sub>ニ</sub>守<sub>ニ</sub>護官軍<sub>ニ</sub>且言<sub>ニ</sub>兵馬

將<sub>レ</sub>至取<sub>二</sub>西路<sub>一</sub>各謹<sub>レ</sub>之言<sub>訖</sub>則醒矣即此

〔大和名所図会〕

鴨事代主神社（高殿村にあり。今、大宮と称す。また鴨公祿。天武天皇元年、高市郡大領高市県主許梅に神託ありてここに鎮坐す。

〔神名帳〕及び『三代実録』に出づ）

〔西国名所図会〕

鴨事代主神社（高殿村にあり。今大宮と称す。また鴨公祿といふ。『日本紀』に、天武天皇元年高市郡の大領高市県主許梅に神著して託宣あるによりてここに鎮座すと云ふ。神名帳『三代実録』等に出づる）

## 牟佐神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○牟佐神社

帳云、牟佐坐神社、在<sub>二</sub>久邇郷<sub>一</sub>牟佐村築田、

当家古来所伝社記曰、謹稽日本書紀曰、牟狹社所<sub>レ</sub>居名生雷神也、旧翁口訣云、大雷神者火中之陰火也、闇罔象者水中之陰水也、蓋陰火与<sub>二</sub>陰水<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>尅化為<sub>二</sub>雷公<sub>一</sub>、是即陽中之火氣可<sub>レ</sub>云、火雷所謂生雷神是也、

旧記云、安康天皇勅<sub>二</sub>眞使主青<sub>一</sub>為<sub>二</sub>牟佐村主<sub>一</sub>、当<sub>三</sub>此之時<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>靈夢<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>祀<sub>二</sub>生雷神於牟佐村築田<sub>一</sub>、其子孫為<sub>二</sub>祝部<sub>一</sub>、天武天

皇即位元年七月、奉<sub>レ</sub>授<sub>ニ</sub>无位生雷神正六位上<sub>一</sub>、是日無位雲梯神、村屋神並奉<sub>レ</sub>授<sub>ニ</sub>正六位上<sub>一</sub>、

系図云、宮道君出<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>日本武尊兒稚武王<sub>一</sub>也、稚武王後葉居<sub>ニ</sub>近江国滋賀郡<sub>一</sub>、為<sub>ニ</sub>淡海村部君<sub>一</sub>、及<sub>ニ</sub>于延曆年中<sub>一</sub>遷住<sub>ニ</sub>大和国高市郡<sub>一</sub>、詔<sub>ニ</sub>淡海村部君陳義<sub>一</sub>、定<sub>ニ</sub>牟佐社祝部<sub>一</sub>賜<sub>ニ</sub>宮道君姓<sub>一</sub>、先<sub>レ</sub>是祝部牟佐村主貫<sub>ニ</sub>于平安城左京<sub>一</sub>也、

〔大和志〕

牟佐坐神社 牟佐 大月次新嘗貞觀元年正月授<sub>ニ</sub>從五位上<sub>一</sub>○在<sub>ニ</sub>瀨村<sub>一</sub>今称<sub>ニ</sub>境原天神<sub>一</sub> 天武紀所<sub>レ</sub>謂生雷神即此

〔大和名所図会〕

牟佐坐神社 (瀨村にあり。「神名帳」に出づ。今、境原天神と称す)

〔卯花日記〕

(益田石船)  
此所をたちいて東に行は南に神の森の見へたるぞ。式に見たる牟佐坐神社なり。天武紀にいわゆる生雷神これ也。今ハ境原の天神といふ。孝元天皇四年遷<sub>ニ</sub>都於輜地<sub>一</sub>是謂<sub>ニ</sub>境原宮<sub>一</sub>と紀にしるされたるぞ。このあたりなるへし。

〔西国名所図会〕

牟佐坐神社 (瀨村にあり。今境原天神と称す。神名帳に出づ)

## 久米神社

名所・旧跡

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○久米神社

帳云、高市郡久米御県坐神社三座、在久米郷久米村川辺、

社家者久米直説曰、久米県神社三座、第一神皇産靈尊、第二天穗津大来目命、神皇産靈尊也第三大来目頭椎劍神也、神武天皇使三大来目武部二居於畝傍山以西川辺地、号其地曰来目郷、及于綏靖天皇御世、勅男味耳命一定来目県主、当此之時、味耳命造幣倉於来目、奉祭先御祖彦神、到爰先考武部所帶頭椎劍祭之為神、詳載在日本書紀、新撰姓氏錄、本系帳等、

〔大和志〕

久米御県神社三座 久米村今称天神

〔大和名所図会〕

久米御県神社（久米村にあり。今、天神と称す。「神名帳」に出づ）

〔西国名所図会〕

久米御県神社（久米村にあり。今天神と称す。神名帳に出づ）

御県神社

〔和州五郡神社神名帳大略註〕

○御泉神社

帳云、高市御泉神社一座、在<sub>二</sub>雲梯郷高市村川辺<sub>一</sub>、

案、県府在<sub>二</sub>泉主神社<sub>一</sub>、即天津彦根命、是高市連、奄智、佐<sub>□</sub>田部等祖也、非<sub>二</sub>官社<sub>一</sub>為<sub>二</sub>郷社<sub>一</sub>、

〔大和志〕

高市御泉神社 名神大月次新嘗貞觀元年正月授<sub>二</sub>從五位上<sub>一</sub>○在<sub>二</sub>四條村北<sub>一</sub>今称<sub>二</sub>高泉宮<sub>一</sub>所謂遊岡即此

〔大和名所図会〕

高市御泉神社 たかちのみゐがたのいづみや（四條村にあり。今、高泉宮と称す。「神名帳」「三代実録」に出づ）

〔西国名所図会〕

高市御泉神社 たかちのみゐがたのいづみや（四條村にあり。今高泉宮と称す。神名帳および『三代実録』に出づ）

軽樹神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○軽樹神社



帳云、輕樹村坐神社二座、在ニ加美郷輕樹村、  
社家者輕我孫公説曰、注進狀載輕樹村坐神社二座、彦坐命、白髮王、古伝云、川俣公祖彦坐命四世孫白髮王、數代奉ニ仕川  
俣社ニ有功、到ニ于成務天皇御世、白髮王賜ニ輕地三千代、負ニ輕我孫公、因ニ先祖彦坐命之遺命ニ也、然後輕我孫公何某建ニ  
社於輕樹村ニ奉ニ祭之、未レ知ニ其時代ニ者也、

〔大和志〕

輕樹村坐神社二座 並大月次新嘗貞觀元年正月授ニ從五位上ニ○在ニ池尻イカリノ屬輕子邑ニ一ニ方葉集ニ曰ニ天飛也輕乃社之齋イハヒツキ。幾世イカヨ  
及將有隱孀其毛。即此社今廢マテアラムカクレツマシモ

〔大和名所図会〕

輕樹村坐神社 (池尻の屬邑輕子村にあり。今、社廢す。「神名帳」『三代実録』に出づ)

〔西国名所図会〕

輕樹村坐神社 (池尻村の屬村輕子村にあり。神名帳および『三代実録』に出づ)

耳成山口神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○耳成山口神社

帳云、耳成山口神社、在河辺郷南裏村、俗云天神山、愚僕考案、木神山雷神也、大和国七郡山口社之内也、

〔大和志〕

耳成山口神社 大月次新嘗貞観元年正月授正五位下下。○耳無山与与新賀北八木石原常盤葛本山坊共共預預祭祀祀。

〔大和名所図会〕

耳成山口神社 (耳無山にあり。新賀・北八木・石原・常盤・葛本・山坊等の氏神なり。「神名帳」「三代実録」に出づ)

〔西国名所図会〕

耳梨山口神社 (耳無山にあり。新賀・北八木・石原・常盤・葛本・山坊等の氏神なり。神名帳および『三代実録』に出づ)

### 東日女命神社

〔和州五郡神社神名帳大略註解〕

○東姫神社

帳云、東日女命神社一座、在久迷郷今井村宮森、忌部氏記録曰、東日女神社は即朝日豊明姫命也、大倭直感次以謂稚日女尊之隱号、也乎、

### 気都和既神社

名所・旧跡

〔和州五郡神社名帳大略註解〕

○氣都和既神社

帳云、氣都和既神社一座、在久迷郷畝傍村平森、但山東方

久米直伝説云、当社者天津神也、高天原以伊都知和伎天降之故、号云伊訓氣云伊都和久神社、未詳其神号、或説云、猿田彦大神也、

膳夫村坐神祠

〔大和志〕

膳夫村坐神祠 称曰荒神与出合村共祭域内有虚空藏寺一名神宮寺

大伴神社

〔和州五郡神社名帳大略註解〕

○大伴神社

帳云、高市郡烏坂神社二座、在久邇郷牟佐衝鳥坂、

社家者大伴連説曰、衝鳥坂神二座、左高皇産靈尊、右天押日命也、神武天皇賞道臣命賜宅地、居于築坂邑郷籠異之、于時道臣命造神府於築坂奉祀先祖父子神、号云築坂神社、然後此坂多生桃花、呼云桃花坂、追旧号訓桃

花云津支是本縁也、別造宝倉藏歩朝為道臣命靈崇之、名云朝神社、非官社為郷社也、

### 下居神社

〔和州五郡神社名帳大略註解〕

#### ○下居神社

帳云、下居神社、在意富郷意富村平森、社家者説云、下居神社者神八井耳命也、已上意富郷

### 御歳神社

〔大和志〕

御歳神社 整毅仁寿二年四月加從二位、十月授正二位、貞觀八年二月神祇官奏請新置神主、○在所未詳

### 大歳神社

〔大和志〕

大歳神社二座 在所未詳

### 皇子神命神社

名所・旧跡

〔大和名所図会〕

皇子神命神社 (多社の坤にあり。「神名帳」に出づ)

姫皇子命神社 (多社の東にあり。「神名帳」に出づ)

小杜神命神社 (多社の巽にあり。今、木下社と称す。「神名帳」に出づ)

# 宅跡・墨跡

屯 倉

〔和州旧跡幽考〕

屯倉（米カ） 所しらず

垂仁天皇廿七年米目邑にして屯倉をたつる。日本紀 屯倉は天子の米廩也。日本紀 延宝七年迄一千五百四十二年歟。

〔大和志〕

屯倉址 在ニ久米村ニ垂仁天皇二十七年置ニ屯倉于此ニ

菅丞相山莊

〔大和名所図会〕

菅丞相山莊（在所不詳）

昌泰元年十月十五日、太上天皇（宇多帝）御鷹狩に吉野の宮滝に行啓なりたまひしに、貞数親王（清和帝第八皇子）右大将菅原朝臣（北野天神）その外六位等二十二人つかうまつりけり。上皇寮馬をめぐめて、道すがらの寺々を御巡覽ましましてけ

るには、素性法師前驅にぞまゐりける。二十三日といふに、高市郡右大将の山莊に御一宿なさせたまひて、和歌など侍りしよし『帝王編年記』に見えたり。

衣通姫家地

〔大和名所図会〕

衣通姫家地（在所不詳）

衣通姫はいとうるはしき形容、衣よりとほりぬればかくこそいふなめれ、稚渟毛二岐皇子の御女なり。允恭天皇の後の忍坂大中姫の御いもうとにぞいまそかりける。天皇、衣通姫をめしたまひしかども、姉君のころいかにぞやと、まうきたりたまはず。御つかひ七度にかさなりて後、舍人中臣烏賊津使主、詔をうけまゐり、衣通媛のみもとにまかりて、君まうきたらせたまはずば、われかならず罪を行はれんか。ただここにてこそ身をうしなひけめとて、庭の内に伏して七日を経たり。衣通媛いなびがたくまうきたりたまひしかば、藤原に殿屋を建ててすゑられけり。天皇、藤原に行幸なりまして、衣通媛の消息をしのびながら垣見せさせたまひしに、衣通媛ひとり君待ちがほにて（『日本紀』）。

わがせこが来べきよひなりささがにのくものおこなひこよひしるしも

天皇この歌をきこしめしてより、御心にいとめでおはしまして、

ささらおがたにしきのひもとときさけてあまたはねずにただ一夜のみ

公 業 宅

〔大和志〕

公業宅 在膳夫村

貝 吹 山 城

〔大和志〕

貝吹山城 在与築妙法寺二村上方越智氏抛相伝、後醍醐天皇南狩以降藩屏南朝、永亨年中与三十市布施万歳、諸士相謀中興以拒北兵其力不支遂降于畠山、又有郡境慈明寺村城一慈明寺者抛焉三瀬村松山村五条野村小山村雷土村市尾村稻淵村各堡一址

飯 高 城

〔大和志〕

飯高村城 飯高氏所抛又有郡境十市村畠十市氏抛焉木原村亦畠址

池 尻 宮

名所・旧跡



名所・旧跡

〔大和志〕

池尻<sup>シツ</sup>宮 神保某戰<sup>シ</sup>死浪花<sup>ハ</sup>之役<sup>ノ</sup>子孫相繼食<sup>シ</sup>其采地<sup>ニ</sup>

村里

十市郡・高市郡

〔大和志〕 (市内關係のみ抄出)

十市郡 東至三宇陀郡界、西至三広瀬郡界、南至三高市郡界、北至三城上城下一郡界

〔郷名〕 飯富<sup>ニ</sup>已<sup>ニ</sup>燒存<sup>ニ</sup>飯高<sup>ニ</sup>村<sup>一</sup>

〔村里〕

南山<sup>一</sup> 屬邑 戒下<sup>一</sup> 一名香 南浦<sup>一</sup> 屬邑 下八釣<sup>一</sup> 木本<sup>一</sup> 膳夫<sup>一</sup> 石原田<sup>一</sup> 山坊<sup>一</sup> 屬邑 木原<sup>一</sup> 北八木<sup>一</sup> 内膳<sup>一</sup> 上品寺<sup>一</sup> 屬邑

新賀<sup>一</sup> 葛本<sup>一</sup> 屬邑 常盤<sup>一</sup> 屬邑 東竹田<sup>一</sup> 中 大田市<sup>一</sup> 十市<sup>一</sup> 屬邑 新口<sup>一</sup> 豐田<sup>一</sup> 大垣<sup>一</sup> 飯高<sup>一</sup> 屬邑

高市郡 東南至三吉野郡界、西至三葛上葛下忍海三郡界、北至三十市郡界

〔郷名〕 遊部<sup>一</sup> 已<sup>ニ</sup>廢存<sup>ニ</sup>三井<sup>一</sup> 久米<sup>一</sup> 方廢 雲梯<sup>一</sup> 方廢 村存

〔村里〕

南八木<sup>一</sup> 靚蘭<sup>一</sup> 繩手<sup>一</sup> 高殿<sup>一</sup> 屬邑 四分<sup>一</sup> 屬邑 木殿<sup>一</sup> 飛驒<sup>一</sup> 田中<sup>一</sup> 屬邑 石河<sup>一</sup> 和田<sup>一</sup> 屬邑 大哥留<sup>一</sup> 哥留<sup>一</sup> 作 輕屬邑<sup>一</sup> 五条野<sup>一</sup>

屬邑 妙法寺<sup>一</sup> 北越智<sup>一</sup> 鳥屋<sup>一</sup> 屬邑 三瀬<sup>一</sup> 屬邑 久米<sup>一</sup> 池尻<sup>一</sup> 屬邑 吉田<sup>一</sup> 古川<sup>一</sup> 大谷<sup>一</sup> 慈明寺<sup>一</sup> 畦樋<sup>一</sup> 御坊<sup>一</sup> 大久保<sup>一</sup> 山本<sup>一</sup>

屬邑 箸喰<sup>一</sup> 四条<sup>一</sup> 屬邑 小泉堂<sup>一</sup> 小泉<sup>一</sup> 今井<sup>一</sup> 小綱<sup>一</sup> 屬邑 五井<sup>一</sup> 曾我<sup>一</sup> 旧名曾我<sup>一</sup> 地黃<sup>一</sup> 妙法寺<sup>一</sup> 土橋<sup>一</sup> 小槻<sup>一</sup> 中曹司<sup>一</sup>

曲川<sup>一</sup> 旧名曲金<sup>一</sup> 忌部<sup>一</sup> 雲梯<sup>一</sup> 新堂<sup>一</sup> 出 東坊城<sup>一</sup> 屬邑 川西<sup>一</sup> 萩本<sup>一</sup> 常門<sup>一</sup> 屬邑 觀音寺<sup>一</sup> 屬邑

名所・旧跡

膳夫村

〔和州旧跡幽考〕

膳部<sup>かむは</sup>村

安倍山より二、三町西、むかし芹つみし所とて、冷水ながれたり。

膳部村は聖徳太子の妃、あやしの賤女にて、芹をつみておはせしを、ほの見そめ給ひしより妃となし給ふよし能登伝にのせ侍れども、信用しがたきよし玉林抄にあらはせり。おもふに袖中抄にのせられし麻福田丸がおもひそめし姫の芹つみ給ひし所にはあらずや。法師となりて智光といひし人なり。くはしくは元興寺極楽坊の所にあらず。

〔大和名所図会〕

膳夫村（安倍山より二、三町西。むかし芹つみし所とて、冷水ながれたり。この里は、聖徳太子の妃、あやしの賤女にて芹をつみておはせしを、ほのみそめたまひしより、芹摘妃となづけ、内裏にめしたまひけると『能登伝』に見え侍れども、信用しがたし由『玉林抄』にあらはせり。おもふに『袖中抄』にのせられしは、麻福田丸が思ひそめし姫の、芹つみたまひし所にはあらずや、法師となりて智光といひし人なり）

法花寺村

〔古跡略考〕<sup>宝暦元年</sup>  
著者未詳

法花寺村 高殿村ノ枝本村ヨリ子丑ノ方八町

四分村ニアリ

一鎮守

浄土宗十市郡吉備村運台寺末、且那持

一地蔵堂 本尊地藏。春日の作。

○添上郡法花寺ハ延喜式ニ尼の国分寺とし、東大寺を僧の国分寺とすと云。此組八木村ニも国分寺の寺号あり。国分寺の

来曆は予カ奈良記国分寺一ケ条あり。

○膳夫の虚空蔵エ拾町東、森ノ内ニ堂及び一字の寺あり。

### 高殿村

〔古跡略考〕

#### 高殿村

一鎮守 四分村にあり。

曹洞宗上子鶴村長田寺請、且那持

一常楽寺 方三間瓦。本尊毘沙門、春日作と申伝ふ。

一向宗西本願寺派。敵火信光寺 敵傍信光寺

一報恩寺 四間・二間半 飯貝本善寺 末。且那持。

北八木田立寺

一向宗西本願寺派。南山村淨福寺末

一常願寺 四間・二間半

除地村ヨリ四町寛、田中の松林也。老反歩余田中に残り。

一大宮 社なし。三葉の松一株ありし。近來枯てなし。里民申侍るハ大己貴命の廟所也。むかしハいかにも大宮たりし

名所・旧跡

や。是乃南五六町ニ野道今も広し。大宮の馬場と申伝て華表の礎といふ物ニケ所に残り、一二の鳥居なるへし。野頼石也。なを其辺伽藍跡と見へて自余ならぬ瓦などあり。

一興福寺

葉師院 是等ハ今田地の字ニ残り。別所村鎮守の南際也。

カイダ山 別所村觀音寺の本尊元カイダ山興福寺に有しをいふ。

別所村

〔古跡略考〕

別所村 ユキの別所といふ是也。其本抛里民もしらす。按ニ韮の別所歟。

除地

一鎮守 春日明神

社七尺  
五尺五寸 別所村

高殿村  
法花寺村 三ヶ所之産靈

村ノ南

一弁才天 小社 高殿村弥兵衛祭之。

除地浄土宗南浦村法然寺末

一觀音寺 方三間 本尊十一面觀音、大仏也。なを阿弥陀あり。

一旧跡高殿村方ニ記之。

繩手村

〔古跡略考〕

繩手村

一鎮守 在四分村

一向宗 八木村西福寺末  
一正光寺 二間半・四間半

浄土宗 知恩院末、旦那なし  
一西正寺 方二間瓦。

本蔵（つら）、地藏、但境内ニ四十八坪除地あり。

浄土宗 無宗寺 八木村与次兵衛持庵也  
一正明寺 方一間半 本尊大日如来、境内ニ廿四坪除地有。

除地村ヨリ三町東  
一不動堂 方一間瓦。守人二人あり。

石仏

## 八木村

〔和州旧跡幽考〕

八木村 付曾武橋

当世八木村に、俗にそむぼうの橋といふあり。

聖徳太子斑鳩宮よりすちかひぢを経て、曾武く（つら）の橋をわたり、八木の里を過て橋宮にかよひ給ひしなり。  
玉林抄

〔和州巡覽記〕

八木町あり。郡山より、すぐこれに通る中道あり。四里半有。其間に田原本と云町あり。郡山より田原本へ三里、田原

本より八木へ一里半有。馬駅也。是より今井へ八町あり。八木の町中より、大坂へ行道有。八木より高田へ一里、高田より立田へ行也。又八木より土佐へゆくは、吉野への大道也。

〔大和名勝志〕

八木村 付曾武川俗ニ三損亡川ニ

玉林抄聖徳太子自ニ斑鳩宮ニ渡ニ曾武橋ニ過ニ八木里ニ通ニ橋宮ニ云々

〔古跡略考〕

八木村 南八木トモ云、古米郷帳ニ八南八木町トアリ

除地村ノ坤  
一鎮守 春日明神

愛宕社 一尺五寸

眞言宗長谷小池坊寺中請  
延命院 宮寺ト云

観音堂 方二間

春日の事ハ下子嶋村ニ委記之、愛宕ハ（記載ナシ）

一國分寺 六間四面 庫裏瓦 浄土宗当麻念仏院末旦那持

本尊阿弥陀 脇立観音・善導大師・円光大師

○釈書抑国分寺ハ、天平九年三月国々ニ詔して、丈六釈迦并菩薩を作り、大般若經一部六百卷をうつさせ、納経しより、

国分寺始れり。金光明四天王護国寺と号す。延喜式ニ云、大和国にて八東大寺を僧の国分寺とし、法花寺を尼の国分寺とすとそ。此法花寺ハ添上郡也。又此組ニ法花寺村有。いかに謂有らんや。

一西福寺 二間半五間瓦 一向宗西本願寺末。本尊阿弥陀・親鸞上人・良如上人・外太子・七高祖

一恵比須ノ社

一今井八木の境にあり首武の橋 今俗にそんぼうといふ。玉林抄に所謂聖徳太子斑鳩宮よりすちかひを経て尊武くくの橋をわたり、八木の里を過て、橋の宮にかよひし給ひしとこれなん。

一耳梨山ハ俗天神山といふ。天神社あり。近郷六ヶ村鎮守也。山も六ヶ村各配分して領すとそ。六ヶ村所謂推古天皇九年五月耳梨の行宮に行幸なりしといふ事日本紀にミゆ。天神の社古跡にや。此山を耳高山・青菅山ともいふ。耳なし川・目なし川・耳無の池なるといふも麓に纒残り。委しくハ即類聚□に記し侍る。北八木村

一ワサノカド小井門子といふ女 釈書初瀬観音の記ニ大和国高市郡八木の里に小井の門子といふ女あり。思ふ故有て仏教を作りなると近江国大津の浦にある霊木を八木のちまたに引よせて、観音の像をつくらんせしに、ことならずして死せしといふ事ミゆ。

一丸雪隠といふ物、近来迄北八木村ニありし。

〔大和巡日記〕 天保九年  
安田相郎

〔天保九年〕 四月廿二日 晴天



(略)

扱神武御陵より北に行は今井の町有。甚宜町柄也。大和の国中にて富人多。是より八木也。是又町柄甚宜、毎月市立有也也。此処にて一膳支度いたし、是より耳無山に至る。処の者天神山と云。是又松山なれとも、ウネヒよりは薄く木の間に赤土見ゆ。

〔西国名所図会〕

八木札街  
八木の町は、東は桜井より泊瀬（はつせ）にいたる街道、南は岡寺・高取・吉野等への道すぢ、西は高田より竹内（たけのうち）・当麻（たへま）への往還、北は田原本（たはらもと）より奈良・郡山への通路にして、四方往返の十字街なれば、晴雨暑寒をいとはず、平生（へいぜい）に旅人間断なく、至つて賑はし。每朝札場の傍において魚市あり。この辺いづれも旅駕屋にて家作（やづくり）ひろく端麗（きらびやか）なれば、伊勢参宮の陽気連（ようきづれ）駕（かこ）をつれたる大和巡り、両掛（りようかけ）もたせし西国巡礼など、日の高きを言はずしてここに宿る。いはゆる近隣においての繁花なり

『倭路記』



八木札街  
八木の町は、東は桜井より泊瀬（はつせ）にいたる街道、南は岡寺・高取・吉野等への道すぢ、西は高田より竹内（たけのうち）・当麻（たへま）への往還、北は田原本（たはらもと）より奈良・郡山への通路にして、四方往返の十字街なれば、晴雨暑寒をいとはず、平生（へいぜい）に旅人間断なく、至つて賑はし。每朝札場の傍において魚市あり。この辺いづれも旅駕屋にて家作（やづくり）ひろく端麗（きらびやか）なれば、伊勢参宮の陽気連（ようきづれ）駕（かこ）をつれたる大和巡り、両掛（りようかけ）もたせし西国巡礼など、日の高きを言はずしてここに宿る。いはゆる近隣においての繁花なり

遊行七世他阿上人、和州八木にて

花ならで散る八木の葉のしがらみは皆滝津瀬と成る吉野川

### 小房村

〔古跡略考〕

#### 小房村

一鎮守 在四分村

一向宗西本願寺末 西福寺・願明寺下  
一大願寺

### 四分村

〔古跡略考〕

#### 四分村

除地村ノ一町半坤  
一鎮守 春日明神 社二尺五寸  
三尺五寸

同村ノ一町良  
一四分宮 春日明神 三社 地観文。但一間ニ五尺板。拝殿二間瓦

宮郷四分 繩手  
木殿 高殿 醍醐

名所・旧跡

一向宗 一西向寺 三間 曾根 名称寺  
飯貝 本善寺末 寺請ハ土佐町満法寺  
郡山 光慶寺

除地浄土宗五井称名院末  
一正恩寺 四間  
四間半

木 殿 村

〔古跡略考〕

木殿村 古来木ノ字、中古城ノ字、延享四ヨリ又木ノ字ニナル

除地村ノ良 一鎮守 牛頭天皇 小社 但神体薬師如来といふ。

一向宗興正寺末

一光明寺 式間半  
五間

除地浄土宗南浦法然寺末、寺請ハ今井西光寺  
一薬師寺 方二間瓦、十三重いかにも古き塔有。是ハむかしの物ニ非ず

本尊薬師 今奈良の高畑の薬師、元ハ此寺の本尊たりしに、炎上の後かの地に移すといふ。今の薬師ハ五十年前向寄  
田中より掘出せしとそ。小像也。

礎 三十六あり 除地

これ伽藍跡と申伝へ、堂の巽ニ鐘楼の跡、同坤ニ塔の跡有。

石上イッカミより十五六町坤に有。赤染衛門初瀬にまいりたるに木とのといふ所にやとらんとし侍りけるに誰としりてかといひ

ければ答へすとてよめる 後拾遺集

名乗せは人しりぬへしなのらすは木丸殿をいかて過まし

○塔の跡礎石八ツ有て、今に除地の芝居にて里人塔の檀といふ。薬師寺の支配すとミへて小祠有。これは近來寺を祭る弁天と聞ゆ。今此辺の字とんだといふ。これかの塔の檀と聞ゆ。中古迄ハ小キ山にて侍りし用なる事の侍りて土を取しに礎あらはれ<sup>ヰ</sup>杯石と聞ゆ。寺内ニも礎残れり。

## 田 中 村

〔古跡略考〕

田 中 村 此村皇居ありしや後にミゆ。

除地村ノ南外  
一鎮守 社六尺五寸板 田中・和田ニ村産靈

所祭 天照太神  
春日明神  
八幡

除地村ヨリ一町乾  
一弁財天 社二尺五寸  
社三尺

浄土宗知恩院派、無本寺

一法満寺 三間半

除地一向宗、西本願寺派今井願明寺末

一大仙寺 二間半  
四間半

名所・旧跡

一 田中の宮 舒明天皇

卅五代舒明天皇飛鳥の岡本の宮炎上の後、田中の宮にうつりまし<sup>(乎)</sup>く、同十一年伊与国温湯の宮に行幸なり。十二年還幸ありて厩坂の宮にまし<sup>(く)</sup>くけると名所記ニミゆ。されは今村の中に少キ山有て、竹木茂れり。是を天王山といひ、いかにも皇居の跡と村民共にいふ。

和田村

〔古跡略考〕

和田村

一 鎮守 田中村ニあり

一 向宗、今井順明等末、且那持  
一 称讚寺

除地  
一堂 一間半  
二間

本尊薬師

一 平塚一ツ 和田村・田中村中間ニあり。塔の跡と申伝ふ。

石川村

〔和州旧跡幽考〕

石川百濟村 付大伴村・阿田村

石川の百濟村は敏達天皇御宇、もろこしの日羅といひし勇士來朝せり。日本紀・平氏伝などに委くあり。日羅死去して後、其類妻子等を石川に居らしめたりしかあれど、大伴の糠手子連議て申。一処にいかでをらしめなんと。妻子を石川の百濟村に、水手等を石川の大伴村にをしこめ、徳爾等をからめて百濟の阿田村にぞをさける。日本紀

〔古跡略考〕

石川村 (記載ナシ) 此村

除地村ノ良 一鎮守 三王権現 春日明神

社方五尺五寸

一同 花蘭明神

除地、外山六年實地也 一陵 孝元天皇 此敷地廻百九拾七坪七分、此山年貢米五合免除なり。尚又御吟味有て享保十七子年カ札も立。

日本紀云葬<sup>ル</sup>天<sup>ヤ</sup>日<sup>マ</sup>本<sup>ト</sup>根<sup>ト</sup>子<sup>ト</sup>彦<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>索<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>皇<sup>ヲ</sup>千<sup>ヲ</sup>劍<sup>ノ</sup>池<sup>ノ</sup>上<sup>カ</sup>陵<sup>ニ</sup>此<sup>レ</sup>レ<sup>ノ</sup>孝<sup>元</sup>の諱とそ。又劍ノ池ノ中上<sup>ノ</sup>カ<sup>ノ</sup>の陵とも古事記ニミゆ。御宇五十七年に崩御なり給ひ御寿算百十七。開化天皇五年二月に此陵にかくし奉るとなり。宝曆元まで凡千九百七年敷。

劍の池

日本紀云応神天皇十七年十月に池を掘、劍の池と号す。此時輕の池も掘たり。舒明天皇七年七月劍の池に一茎に花二ツの蓮花咲けり。

皇極三年六月一茎二萼<sup>ハナササ</sup>の蓮花咲けり。豊浦の大臣か将来の瑞なりとて、金墨にかきて大法興寺の丈六の仏に奉れり

万葉集に

御佩乎劍の池の蓮葉に停れる水の行衛なミわかため時にあはむとあひたる君を莫寝等母寸巨勢友吾情清隅の池の庭吾ハしのひずたゝにあふまでに

一此村蘇我の大臣宅地の跡也。委ハ後にミゆ。

一石川の精舎

これ八人皇卅一代敏達天皇十三年九月百濟国の使鹿深臣弥勒の石仏一軀又佐伯連仏像一軀持て来朝せり。蘇我の馬子宿禰此二軀の仏をこひうけて、播磨国に法師の俗に還りし人ありけり、恵便とそ云ける。元ハ高麗人なり。これを招寄て法の師と定め、司馬達等のむすめ嶋女といひて、とし十一なるをかたりおろして善信尼といひける。又其弟子として漢人の夜菩の女豊女といふかたり剃て禪藏尼といひ、綿織壺のむすめ石女といふを尼になし、恵禪尼といひ、三人の尼に仏を敬ひつかうまつらせけり。仏殿を家の東の方に構へ、かの石仏を安置せり。然に司馬達等の飯の上に仏舍利現し給ひしを、試に織槌を以強ちにうつに、槌のミ碎て舍利は破れず。又水に入れるに、うきしつミ心のまゝなり。これよりして馬子の宿禰池辺の水田司馬達等仏法をたうとみ怠りなし。馬子の宿禰又石川の宅に仏殿を作りき。仏のミちこれより始りけるとそ 日本紀

大野ノ丘の塔

これも石川同所なりしか、精舎ともに守屋か焼払ひしと聞ゆ。此時帝を始奉り、瘡といふもの病めり。其外此やまひにて死せる人国に満しかは、勅ありて馬子ひとり仏法をたうとむへしとそ。馬子悦ひ精舎を建て供養しけり。

名所記ニ玉林抄を引て、石川の精舎ハ豊浦より西四十町はかり蘇我の大臣の領知の内にして、かの家の東なり。今ミ  
るに石川には西に、豊浦は東にならび、なを東につゝきて元興寺の跡に草室あり。此元興寺ハ石川の精舎焼はらひし  
後に建立と見ゆ。今ハ形はかりなり。草室に鞍作の鳥のつくられし靈仏御膝より上のミ残りしをすへたり。礎石所々  
にミゆとそ。又御願礼記を引て、元興寺又の名ハ飛鳥寺、又法興寺、又大楽寺、又豊浦寺、又桜井の道場ともいふと  
そ。釈書の説もおなし。猶飛鳥寺の条に考ふへし。

一 釈迦堂

一 宗福寺 浄土宗ミセ村阿弥陀寺末、且那持

一本明寺 浄土宗 精舎の跡にや。

一 石川百済村

敏達天皇の御宇もろこし日羅といひし勇士來朝せり。死去して後其類妻子等石川に居らしめたり。しかなれと大伴の糠  
手子連コトハシハカリ議で一処にいてをらしめなんと、妻子を石川の百済村に水手等ミヅテを石川の大伴村にをしこめ、徳尔等トクニを擲めて百  
済の阿田村にそ置ける。日本紀百済大井の宮とハ、敏達天皇此宮をつくり給ふ。池田の宮ともいへり。

一 芋洗の地蔵 石川村領。往還の東端田地の角に纒の芝有。石地藏一軀有。これなん久米仙人墜落せし芋洗の芝ならん。  
久米の地にも續きて久米寺も二町斗西にミゆ。此所今に耕さず。在家の端に残りてしかいふ伝(ひカ)ふ名もえならずと見ゆ。

又一町ノ北往還端御坊の町の外れに地藏一軀立り。これも芋洗の地藏といへと爰にハ名あふ芝地もなく、石川の方古  
く残り芝地とハならずミゆ。御坊の地藏もよしなき事にやとし毎聖靈会に此地蔵ニ火をかくる、木殿・石川の両邸の



俗に限れり。

軽

〔和州旧跡幽考〕

軽 〔采力〕  
米目村の良

万葉

天とぶや軽の道より玉田次敵火を見つゝあさもよひ紀路に入立真土山こゆらん

同

天とぶや軽の社の齋槻幾世まであらんこもりつまそも

〔和州巡覽記〕

○軽 久米村の良にあり。名所なり。

〔西国名所図会〕

軽の路 軽の市 (歌留村なり。一に軽に作る。今はただ小村にして、市あるべき繁花にはあらず。『万葉集』に、軽の社の齋槻とよ

みたるもこの里の社ならんか。なほ考ふべし)

『万葉』

軽路かるのみちより玉田次敵たまだのつぐみ傍平かたひら見管みつづか麻裳あさぎ吉よし云々

同

天飛也あまとや輕かろ路者のち吾妹兒わがも之里この爾思有者さとし云々

同

輕市かろのいち爾吾立聞者われたちきけはなま玉手次すもうじ敵火乃山爾のやまに喧鳥之云々

『新千載』

名ばかりをかるの市人跡はあれどうる年もなき道をたてつつ

為 藤

〔菅笠日記〕

それにつきて猶思へば、今みせといふ名も、身狭と書る文字を、しかよみなせる物か。又さらずとも、声かよへばおのづからよこなまりつるにや。かくて西へすこしくだりて、かの三瀬村にいつ。こゝは八木より土佐へゆく大道とぞいふなる。日もはや夕暮に成ぬるを、此里はよろしき家どもたちつゞきて、ひろき所なれど、旅人やどす家は、をさく／＼なきよしきけば、なほ八木までやゆかまし、岡へやかへらましといへど、さては日暮はてぬべし、足もうごかれずと、みな人わぶめれば、さはいかゞせん、なほ此里にとまりぬべきを、あやしく共、一夜あかすべき家あらば、猶たづねよといふに、ともなるをのこ、ひと里のうちとひありきて、からうじてやどりはとりぬ、「思ふどち袖ふりはへて旅ごろも春日はるひくれぬるけふの山ぶみ。」道の程はなにばかりもあらざんめれど、そこかしこゆきめぐりつゝ、ひゝとひたどりありきつれば、げにいといたくくるしくて、何事も覚えぬにも、猶このちかきあたりのことども、とひきかまほしくて、まづ此宿のあるじよび出たる。年のほど五十あまりと見えて、ひげがちにかほにくさげなるが、おもゝちこわづかひむべく／＼しうもてなしつゝ、いでこのわたりのめいしよ名所古跡こせきはとゝいひ出るより、まづをかしきに、わかき人々はえたへずほゝゑみぬ。

この東なる山に、塚穴とてあるはいかなる跡にかとへば、かれは聖徳太子の御<sub>ニ</sub>時に、弘法大師のつくらせ給ふとかた  
 るには、たれもえたへねど、なほ何事かいふらんと、さすが、にゆかしければ、いみしうねんじて、さはいみしき所にも  
 侍るかな、深さはいくらはかりかたとへばおくはかぎりも侍らず、奈良の寒さの池まで通りてこれ侍れといふ。そもその  
 池は、いづこばかりにあるぞとへば、興福寺の門前に、さばかり名高くて侍る物を、しらぬ人もおはしけりといふに  
 ぞ、心得てみな人ほころびわらふ。さて敵火山の事かたるついでに、神功皇后の御<sub>ニ</sub>事を申すとて、じんにくんといへる  
 こそ、よろづよりもをかしかりしか。それより此あるじをば、じんにくんとつけて、物わらひのくさはひになんしたりけ  
 る。こゝには神の御社やなにやと、たづねまほしき所々おほかれどかゝるには何事かとはれん、いとくちをしくこそ。

妙法寺村

〔古跡略考〕

妙法寺村

陸奥村ノ西

一鎮守 春日大明神 社なし、周垣斗也。

一向宗葛下郡今市村現徳寺末

一徳応寺 式間半  
 四間

一塚穴 五ツ

久 米

〔和州旧跡幽考〕

久米

久米は神武天皇二年、道臣命功ありしより築坂の邑を宅地に給はり、又来目いつくしみことになればとて、畝傍山より西の川辺に地を給はりしより、来目邑の名あり。日本紀

〔甲午春旅〕

安永三年二月  
高山彦九郎

十九日、天氣よし、今朝とき町を出てそれ方高取町を過て壺坂山江登ル、(中略)ときを出てみせ村町並也、中程方左江入(父恋)衆の里也、久米寺薬師堂脇ニ観音堂小塔有、久米寺の西久米川北に大ム子山(ネカ)と言ふ山有是ハ住吉大明神の御誕生の所と土俗言ならハせり、此山上に住吉大明神の親御様の社とて有と言、久米寺方十丁程北に今井と言町有富人多クしてよき所也といへり。

鳥屋村

〔和州旧跡幽考〕

鳥屋村

池尻村坤は鳥屋村とてあり。

雄略天皇十年九月身狹村主青ひさのすけのみやといふ人、呉の鵝二羽を奉る。筑紫にして、此鵝を水間君の大嚙死しつ。水間の君鴻十羽と

養鳥人とを奉りて、罪をかなしみき。天皇ゆるし給ひて、かの鳥を輕村・磐余村二所にして飼給ひしなり。日本此所にや  
侍りなん。延宝七年迄凡一千百卅三年歟。

観音寺村

〔古跡略考〕

観音寺村 枝本村ヨリ八町乾小作村

除地 一鎮守 三十八社 方四尺 拜殿一間半 宮司宮頭廻勤。

除地浄土宗京黒谷末 一観福寺 三間半 四間半

除地禅宗河州南今井村法雲寺末

一和田寺 二間二六間半

薬師堂 方二間半

小作浄土宗葛上郡玉手村万願寺末

一阿弥陀寺 三間半 四間

同一向西本願ノ末、元ハ北越知浄土宗末西願寺派。寛保三ヨリ興正寺末ニ成  
一持庵 中谷家支配

四条村

〔古跡略考〕

四 条 村

除地村ノ南端

一 鎮守 春日社 二尺三寸

同村ノ北

一 同 同社 右同

同村ヨリ四町五

一 同 高木ノ宮 社二尺八寸 宮司 寺下百姓 治兵衛

一 道場 壹ヶ所 一向宗郡山光慶寺末、且那持

一 同 壹ヶ所 一向宗西本願寺派、京六条東坊末、且那持

除地村ヨリ二町卯ノ方有田中、字塚山ト号、松二株・松一株  
一 神武天皇陵

惣廻り四拾七間半、中ノ山根廻廿三間半余、山高一間余、田西方芝地へ高サ東南西二尺五寸、北ノ方六尺五寸、享保十七子年京都より札建、樵人牛馬狼ニ入事を禁られ、尤年貢御免許也。

右北ノ方田地字大木の前、東方字壹町田、南西方たいの坪。但北西田地高取領。南ノ方ハ御料。

日本紀云、神武天皇崩<sup>ニ</sup>橿原宮二年一百廿七秋九月乙卯朔葬<sup>ニ</sup>畝傍山東北陵<sup>ノ</sup>。但延喜式古事紀<sup>ニ</sup>共同橿原事末<sup>ニ</sup>出ス。又畝火山<sup>ノ</sup>の北白橋尾上<sup>カシラノカンノ</sup> 陵トモいふと古事紀<sup>ニ</sup>ミユ。宝曆元迄二千三百三十五年歟。

神保右近殿下山本村領  
一 畝傍山 三山ノ内也、雲飛山<sup>ウネヒ</sup>・本鳥山トモ。

一 峯山大明神 俗ニおむね山といふ。

本社 光明皇后 脇立住吉・八幡 宮郷 四条 山本 吉田  
大窪 小泉堂 大谷  
慈明寺 畝傍

名所・旧跡

神名帳ニハ畝傍山神社一座神功皇后

二月朔・霜月初子日ハ住吉へ此山の土を取て神供に調しけるとそ。本鳥山ハ禁にあり。

此山にハ玉たすきうね火と読つゝけ侍る歌末ニミゆ。

一 畝火の池 日本紀云、推古天皇在年池を掘てうねひの池と号すと云。此辺りあるにやしらす。

一 此辺陵

神八井耳命陵 畝火山の北 延喜式 これハ綏靖天皇の兄のよし。

安寧天皇の陵 畝火山の西南蔭井上の陵と 延喜式

懿徳天皇の陵 畝火山の南織沙谷上陵 同 これハ久米より辰巳と聞ゆ。

一 樞原宮

今柏原村ハうね火山の南西の方にて葛上郡也。高市郡のさかひなれば、此所より畝火山に続きて都なるへし。万葉集  
にも畝火山の樞原とよめり。

夫樞原の宮は神武帝国をしたかへ給て、大和国畝火山の東南、樞原ハ国の境キナガなればとて、宮をはしめて定らる。宇摩  
志麻治の命内物部を率、道臣命久米部をひきゐて御宮の御門を守りき 日本紀

万葉ウタ 一玉手次うねひの山の樞原のひしりの御世ゆ 略

現存六帖 一秋かけてミろやいそめる玉たはき畝傍の山の峯のかしはら

家 持

天香久山 小山の末ニ出ス。

一三ツ山 畝傍山

耳梨山 八木村の末ニ出ス。

又三笠山ともミゆ。其間谷三十町。

万葉集

高山は雲根山雄男志と耳梨とあひあらひき神代よりかくなるらし

いにしへもしかにあれはうつせみも妻をあらみつらしき

近江宮天皇

反歌

同

高山カクサと耳カクサなし山とあひし時たちて見にこしいない国はら

今井村

〔和州巡覽記〕

○今井 広き町也、富人多し。大和の国中にて、豊饒なる所也。道の西、五町にあり。千家道と云。是より大坂へ行道あり。

〔大和軍記〕 著者未詳

今井村ト申処ハ、兵部ト申一向坊主ノ取立申新地ニテ候。此兵部器量ノ者ニテ、四町四方ニ堀ヲ掘リ廻シ、土手ヲ築キ、内ニ町割ヲ致シ、方々ヨリ人ヲ呼ビ集メ、家ヲ作ラセ、国中ヘノ商等イタサセ、又ハ牢人ヲ呼集メ置キ候。



〔今井兵部由緒〕

一私先祖河瀬兵部丞と申者ハ江州河瀬之者ニテ御座候

信長公御代之時分江州ヨリ引越和州今井ニ居住仕候従先祖本願寺一流ニテ御座候其節本願寺御門跡大坂ニ被致居住候ニ付従御門跡末流之一寺ヲ取立申様ニト頼致申候故則今井ニ称念寺ト申一寺ヲ取立于今其通ニテ御座候然者先年 信長公与本願寺御門跡与御不和ニ被為成大坂ニテ本願寺被致籠城候節一宗ニテ御座候ニ付御馳走申上候故其段 信長公御聞及致為遊御悪ヲ蒙リ明智日向守光秀を討手ニ被仰付今井ヲ御取破可被成とて光秀御取向々成候得共数日持堅候処大坂御和談ニ罷成候故今井も其通ニテ泉州堺之宗及与申仁罷出和陸ニ罷成候其時分私先祖御断申上光秀御入魂之御帖取置所持仕候御事

一光秀御入魂之上信長公江以御取成今井郷御赦免并ニ陣取乱妨狼籍等御停止万事大坂本願寺可為同前与之 信長公御朱印頂戴仕其上今井ヲ寺領ニ被下置候御事

〔大和巡日記〕

扱神武御陵より北に行は今井の町有。甚宜町柄也。大和の国中にて富人多。是より八木也。是又町柄甚宜、毎月市立有処也。

〔寧府記事〕

嘉永元年三月十五日  
川路聖謨

今夜止宿の今井町は家並至而よく屋を潤せること也。予か止宿せし所土佐画の金屏風一双、順作いふ四五代はかりの前の

人也といふ、明画のかけものみな高料の品にて、料幣篋、すゝり篋朱堆黒にて、勿論中わたりの品也。料幣にはしきしたにさくと小たか帯いれてあり。椽には蒲こさを敷いやすをかけたしあるなといふ類のことみな行届たり。只奇といふへきは湯とのゝふみ段に立派成すころく台を用ひあり。大あかゝりにてさいの集りかことくなるかゝとにては上りにくし。いかゝのことにや。この村家數七百五十軒あり。人別奉公人を省き二千三百人あるといふ。先ツ三千石より貧地ならは關東辺にては七千石の村也。それに村高は四百石也といふ也。けしからぬ事也。これも御預り所也。

### 小 綱 村

〔大和名所図会〕

小綱村 (この所は新屋敷といふて初瀬街道なり。明暦・万治の頃、この所に傾城郭ありしが、今は絶えてなし)

### 地 黄 村

〔大和名所図会〕

地黄村 (この所地黄出づる。上品とす)

### 新 堂 村

〔古跡略考〕

新堂村

除地村ノ西勝日村領(王カ)  
一鎮守 牛頭天主 社 七尺  
九尺三寸 田井立会  
新堂

笠縫 邑

〔大和志〕

笠縫<sup>ノ</sup>邑 在<sup>ニ</sup>十市新木二村間<sup>ニ</sup>小祠尚存 崇神天皇六年以<sup>テ</sup>天照太神<sup>ニ</sup>託<sup>シ</sup>豊鍬入姫<sup>ノ</sup>命<sup>ニ</sup>祭<sup>ル</sup>於<sup>テ</sup>倭笠縫<sup>ノ</sup>邑<sup>ニ</sup>仍立<sup>シ</sup>磯堅城<sup>ノ</sup>神籬<sup>ニ</sup>

〔大和名所図会〕

笠縫<sup>ノ</sup>邑 (十市・新木二村の間にあり。小祠あり。崇神天皇六年、天照太神の神籬をここに立つ)

常 盤 里

〔和州旧跡幽考〕

常 盤 里

藻塩草に大和国と云々。山城国に同名あり。耳無山のひがしに常盤村あり。

草根

こぬ人を待とせしまの松のかけおなじときはの里ぞあれにき

〔大和名勝志〕

常磐里トモイ

藻塩草モシホクサ常磐里大和国云々今案 耳梨山東常磐村有之

草根

こぬ人を待とせしまの松のかけおなし常磐の里そあれにき

〔大和名所図会〕

常盤里 (耳無山のひがしにあり。『藻塩草』、大和国といふ。山城国に同名あり)

『続千載』

秋ぞともわかぬときはの里人はただよ寒にや衣うつらん

法眼兼孝

『草根』

こぬ人を待とせしまの松のかけおなじときはの里ぞあれにき

按ずるに、撰集に、常盤山・常盤杜等をよめる歌多し。山城国なり。里をよみたる歌、まれなり。

〔西国名所図会〕

常盤里 (耳梨山の東にあり。常盤村といふ。『もしほ草』に大和国といふ。山城国に同名あり)

『続千載』

秋ぞともわかぬときはの里人はただよ寒にや衣うつらん

法眼兼孝

『草根』

来ぬ人を待つとせしまの松のかげ同じ常盤の里ぞあれにき  
按ずるに撰集に出づる所、常盤山・常盤社等をよめる歌多し。これは山城国なり。里をよみたる歌はまれなり。

十市里

〔和州旧跡幽考〕

十市里 畝火山の乾

竹取翁物語に、大和国とをちのこほりにある山寺に、賓頭盧の前なるはちのひたくろにすみつきたるをとりてとかけり。

清翻集

あふ事のとをちの里は大和川おもはぬ中にありとこそきけ

石清水歌合

三芳野の里もとをちの山桜夕ゐる雲に色ぞうつろふ

幸清法師

此歌澄月歌枕に、唯遠きをさしてよめり。十市郡をよめるにはあらず。くはしくは歌枕に見えたり。

〔大和名勝志〕

十市里 畝火山乾隅

竹取翁物語に大和国とをちのこほりにある山寺に賓頭盧の前なるはちのひたくろにすみつきくかるをとりてとかけり

清翻集

あふ事のとをちの里は大和川おもいぬ中にありとこそきけ

石清水歌合

三芳野の里もとをちの山桜夕ゐる雲に宮ぞうつかつふ幸清法師

澄月歌枕に此歌八十市郡をよめるにはあらし唯とをきをさして詠をしものかとなり

〔大和名所図会〕

十市里 三光寺 (十市里、藤井村にあり)

『拾遺』

くればとく行きて語らん逢ふ事のとをちの里の住みうかりしを 一条摂政

『新古今』

更けにけり山のは近く月さへてとをちの里に衣うつこゑ 式子内親王

『続古今』

かぞふれば十市の里におとろへて五十余の年ぞへにける 崇徳院

『玉葉』

十市より吹きくる風の匂ひこそ花たちばなのしるべなりけれ 郁芳門院安芸

『風雅』

桜咲くとをちのむらのゆふ暮に花折りかざし人帰るなり 後伏見院

『新続古今』

この里はふらぬもせずし風過ぎて十市にはるる夕立のそら 等持院贈左大臣

名所・旧跡